

令和2年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和2年3月4日（水曜日）

議事日程第1号

令和2年3月4日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例制定について
- 第5 議案第2号 八峰町簡易水道基金条例を廃止する条例制定について
- 第6 議案第3号 八峰町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 第7 議案第4号 八峰町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町地域活性化住宅設置条例の制定について
- 第10 議案第7号 八峰町地域活性化住宅管理条例の制定について
- 第11 議案第8号 八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 八峰町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第12号 損害賠償の和解について
- 第16 議案第13号 令和元年度八峰町一般会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第14号 令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第15号 令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第16号 令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第17号 令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第18号 令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第22 発議第1号 予算特別委員会の設置について

- 第23 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第24 議案第19号 令和2年度八峰町一般会計予算
- 第25 議案第20号 令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第26 議案第21号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第27 議案第22号 令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 議案第23号 令和2年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第29 議案第24号 令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第30 議案第25号 令和2年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第31 議案第26号 令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第32 議案第27号 令和2年度八峰町下水道事業会計予算
- 第33 議案第28号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第34 陳情第6号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 第35 陳情第7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について
- 第36 陳情第8号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情について
- 第37 陳情第9号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情について
- 第38 陳情第10号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について
- 第39 陳情第1号 最低賃金の改善と全国一律性にすることを求める陳情
- 第40 陳情第2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	山内 章
防災まちづくり室長	内山 直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記	船山 厚子
--------	-------	----	-------

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和2年3月8峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月11日及び2月26日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開き、12月11日付けで議長から諮問のあった令和2年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から19日までの16日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定をいたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から19日までの16日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別添報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。今日も朝早くから傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございました。

本日、令和2年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

まず、昨年12月27日に発生した住宅火災について申し上げます。

27日午前4時5分、峰浜水沢カッチキ台の民家から出火、木造平屋建ての住宅と敷地内の車庫や小屋、合わせて4棟を全焼する火災となりました。現場は峰浜小学校のすぐ北側にある住宅密集地で、八峰、能代両消防署からポンプ車など11台が出動したほか、町消防団も消火にあたり、火災現場からの距離はありましたが、峰浜小学校の南側にあ

るプールの水を「水利」として確保できたこともあり、隣接する住宅への延焼を防ぎ、約3時間15分後に鎮火しました。

残念ながら、全焼した住宅の西側で遺体が見つかり、世帯主の母親と判明しました。被災された方々と亡くなられた方に対し、心より哀悼の意を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

次に、「新型コロナウイルス」への対応について申し上げます。

先の議会全員協議会において、新型コロナウイルスの感染が拡大している首都圏等に住んでいる方を講師にした講演会や、首都圏等への役場職員の出張を当面の間、自粛すると申し上げました。その後、2月27日に安倍総理大臣から「全国の小・中・高校と特別支援学校を3月2日から休校にする」という方針が示され、八峰町においても対応を協議いたしました。

その結果、八峰中、八森小、峰浜小学校については、3月2日から3月19日まで休校にするとともに、それぞれの卒業式については卒業生と教職員のみで行うことといたしました。また、八森、沢目、埴川子ども園については、普段どおり開園することとしますが、卒園式についてはいずれにおいても規模を縮小し、卒園児とその保護者と教職員のみで行うことといたしました。

新型コロナウイルスの国内における感染拡大防止、特に子どもたちの安全を第一に考えた国の強い意思によるものと理解しております。

次に、1月5日に開催いたしました、八峰町消防出初式について申し上げます。

式典に先立ち、秋田銀行八森支店前において、消防団員119名とポンプ車など15台による堂々の分列行進が披露され、その後、ファガス文化ホールにおいて式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。まだまだ暖房器具等を使用する季節でありますので、消防団や消防署など関係機関と連携し、火災予防運動を実施してまいります。

また、1月9日、役場において、八峰町交通指導隊出隊式を開催いたしました。昨年の秋田県飲酒運転等居住地別実態調査においては、酒気帯び運転違反件数が一昨年より2件増の計5件となり、25市町村中22位の結果となりました。前年の23位から一つ順位を上げたとはいえ、この結果を厳しく受け止め、今年は気持ちを新たに、交通関係各位のご協力のもと、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の継続に向けた取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めておりました。

こうした状況の中、2月17日午前8時55分頃、峰浜目名潟字蝦夷倉の国道101号で、軽自動車を運転していた70代の女性が道路脇のガードレールに衝突し死亡する事故が発生してしまいました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

能代警察署管内においては今年初めての交通死亡事故であり、平成30年6月17日から続いていた交通死亡事故ゼロ達成日数は、610日で終了する結果となってしまいました。

平成30年6月と今回の交通死亡事故は、いずれも高齢者が関係する死亡事故であり、今後、関係機関や関係団体との連携をより一層強化しながら、町を挙げて高齢者の運転を含む交通安全運動や交通事故防止活動を展開してまいります。

次に、プレミアム付商品券の販売実績について申し上げます。

この商品券は、消費税引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、非課税者及び3歳未満児のいる世帯を対象としたもので、プレミアム率25%で、最大2万円で2万5,000円分の商品券を購入できるものでしたが、対象者2,204人に対し交付申請者は531人で、交付率は24.1%となっております。町に申請し、購入引換券を送ってもらい、商工会で購入するという手続きの煩雑さをはじめ、購入代金の準備自体が難しかった方が多かったことなどが影響したものと思われ、残念な結果となっております。

次に、農林業関係について申し上げます。

令和2年産米の「生産の目安」についてであります。県では、県産米の価格の安定を図るため、昨年に引き続き令和2年産米においても県段階の「生産の目安」を提示することとし、昨年12月5日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を「40万5,000 t」とすることを決定し、公表・通知がされております。この通知を受け、八峰町農業再生協議会では、町として算定した「生産の目安」を1月21日に開催された臨時総会で協議し、町全体の生産数量は昨年より202 t 少ない5,847 t に、面積換算では昨年より38 h a 少ない1,023 h a とする目安が決定されました。協議会では、方針作成者ごとの「生産の目安」を算定し、1月28日付けで協議会長名で各方針作成者へ通知したところです。

今後は、「需要に応じた米生産の実施」に向けた取り組みとして、各方針作成者の販売計画数量及び事前契約数量の把握に努め、需要の裏付けのない米については、加工用米等の非主食用米へ振り分けるよう指導するなど、米価安定のための取り組みを国や県と連携しながら進めてまいります。

また、農業再生協議会では、2月27日に開催した農事班長会議で「生産の目安」の算定方法などについて説明し、作付確認野帳等関係資料を各農家に配付いたしました。

次に、除雪状況について報告いたします。

今年は、シベリア大陸からの寒気団の南下が平年よりも弱く、冬型の気圧配置が長続きしないことで日本列島は記録的な暖冬となりました。八峰町においても、八峰消防署の観測では、真冬日が1日もなく、また、降雪量の累計が73cm、最大積雪深が15cmと、根雪になることもなく推移しています。

このように、今シーズンは厳しい寒波が続かない気象状況ではありますが、最低気温がマイナスになると見込まれる際には、町道の路面凍結防止剤の散布車輛を巡回させるなど、道路交通の安全確保に努めているところであります。

また、降雪や積雪が極めて少なかったことにより、除雪車輛の稼働はほとんどの路線で数日限りとなっており、道幅を広げるための排雪作業は一度も実施されておられません。したがって、2月末までの除雪経費は、除雪機械の備品購入費を除き2,300万円余りの支出にとどまり、予算執行率は31.8%となっています。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、峰浜地区統合子ども園建設の進捗状況について申し上げます。

「園舎建築工事」については、昨年12月19日に棟上げが完成し、屋根工事が12月23日から行われ1月25日には終了しております。その後、外壁工事が1月17日から始まり2月13日には終了し、園舎の全貌が明らかになったところであります。また、「機械設備工事」については、空調機器の取り付けが終了し、ボイラー関係機器の設置と配管工事を実施しているところであります。さらに、「電気設備工事」については、天井高所箇所への照明器具取り付けと感知器の取り付けが終了し、天井開口部分と各部屋への照明器具取り付け工事を実施しているところであります。

2月20日現在の工事進捗率は、「園舎建築工事」が71.4%、「機械設備工事」が28.9%、「電気設備工事」は25%となっております。

これまで、予定より若干遅れておりました工事も暖冬のおかげで順調に推移しており、これから年度末に向け、安全対策に十分配慮し、事故のないよう業者を指導しながら、統合子ども園の建設工事を進めてまいります。

次に、図書・読書活動についてご報告いたします。

昨年12月20日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、八森の金谷信榮さんから

ら100万円のご寄附をいただいております。金谷さんからは平成24年から続けてご寄附をいただいております、今回で総額600万円にもなります。おかげさまで、八峰町の読書活動は盛んで、昨年度1年間で貸し出された図書は2万7,000冊を超え、県内の図書館・図書室の1人当たりの貸出冊数は、八郎潟町に次いで2番目に多く、金谷さんのご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

町では、これまでの小説や絵本などの児童書のほか、調べものに使う辞書や辞典なども購入し、図書室の充実を図ることで読書活動をさらに推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、令和元年度八峰町スポーツ文化栄誉賞についてご報告申し上げます。

今年度の授与式は、2月22日、ファガス文化ホールにおいて開催し、町長賞3名、教育委員会賞10名、教育委員会特別賞1名、小中学生奨励賞が7名と1団体、合わせて21個人、1団体を表彰いたしました。部門別では、スポーツ部門が10名と1団体で、野球、空手、バドミントン、柔道、ダンスパフォーマンス、文化部門が11名で、アマチュア無線方向探知、吹奏楽、作文、俳句、絵画での活躍が目立ちました。

受賞された小学生から高校生までの児童生徒の皆さんは、日々精進を重ね、八峰町の名前を全国、東北、県内に広く知らしめ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくださいました。受賞された皆様には心からお祝い申し上げますとともに、今後とも研鑽を積み、さらに上を目指していただくことを期待いたします。

次に、ことぶき大学閉講式について報告します。

今年度の閉講式は、例年よりも約1か月早い、2月27日にファガス文化ホールで開催いたしました。当日は、ことぶき大学受講者386名中241名が出席し、修了証書、卒業証書、皆勤賞を受け取りました。また、ことぶき大学を受講して14年目の名誉教授課程を修了された4名には、名誉教授勲章を授与いたしました。

例年、閉講式終了後は記念講演を行っており、今回も、青森県八戸市出身で東京都在住のタレント、十日市秀悦先生をお招きしておりましたが、国内での感染が拡大している新型コロナウイルスへの感染リスクを少なくするという観点から、記念講演を取りやめることといたしました。今回の講演を心待ちにしていた学生が多くいることを承知の上での苦渋の判断であることをご理解いただくとともに、ことぶき大学については、様々な学習を通じ楽しく学ぶ場として、心と体の健康づくりに多大な貢献をしておりますので、今後も活発な事業展開を図ってまいります。

次に、給食センター空調設備改修工事について申し上げます。

長期休暇を利用して工事を進めてまいりました空調設備改修工事は、1月31日に無事完了し、順調に稼働しております。かつて冬期間、調理場内が冷えきった状態のため体調を崩す調理員もおりましたが、現在は快適に調理することができているほか、猛暑の夏でも快適に調理を行うことができるなど、職場環境の改善が図られたものと考えております。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号「八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例制定について」は、八峰町簡易水道事業に地方公営企業法を一部適用するにあたり必要な事項を定めるため、条例制定するものであります。

議案第2号「八峰町簡易水道基金条例を廃止する条例制定について」は、八峰町営簡易水道事業特別会計の財源として令和元年度にその全額を処分することとなったため、条例を廃止するものであります。

議案第3号「八峰町下水道事業の設置等に関する条例制定について」は、八峰町下水道事業である「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「漁業集落排水事業」それぞれに地方公営企業法を一部適用するにあたり必要な事項を定めるため、条例制定するものであります。

議案第4号「八峰町監査委員条例の一部を改正する条例制定について」は、八峰町監査委員が実施する監査に地方公営企業法の項目を追加するため、条例改正するものであります。

議案第5号「八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について」は、八峰町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の一部適用するにあたり特別会計を廃止するため、条例改正するものであります。

議案第6号「八峰町地域活性化住宅設置条例の制定について」は、町営住宅の一部用途廃止に伴い、新たに地域活性化住宅としての管理等が必要になったため、設置条例を制定するものであります。

議案第7号「八峰町地域活性化住宅管理条例の制定について」は、町営住宅の一部用途廃止に伴い、新たに地域活性化住宅としての管理等が必要になったため、管理条例を制定するものであります。

議案第8号「八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について」は、町営住

宅の一部用途廃止に伴い、管理戸数が減少するため、条例改正するものであります。

議案第9号「八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、八峰町空家等対策協議会の設置に伴い、委員の報酬を規定するため、条例改正するものであります。

議案第10号「八峰町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定について」は、町産業振興の促進と雇用機会の拡大に向け、指定事業者の要件を緩和するため、条例改正するものであります。

議案第11号「公の施設の指定管理者の指定について」は、八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者として、引き続き「はちもり観光市組合」を指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号「損害賠償の和解について」は、12月5日、強風及び根元部分の腐食によりカーブミラーが倒れ、和解相手方の車両のフロントガラス等を破損させた事故について、損害の賠償について和解することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号「令和元年度八峰町一般会計補正予算（第4号）」は、92万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億6,773万7,000円とするもので、歳出の主な追加分は、しいたけ生産施設等整備事業費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金などで、そのほかは各事業の精算などによる減額が主なものとなっております。

議案第14号「令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」は、6,408万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億8,126万4,000円とするもので、歳出の主な追加分は、一般被保険者療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金償還金などであります。

議案第15号「令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、146万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,869万円とするもので、後期高齢者医療保険料負担金の増額等であります。

議案第16号「令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）」は、817万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を4,063万6,000円とするもので、主なものは、目名潟風力借地料及び立木売払い収入の増額とそれに伴う自治会への交付金の増額であります。

議案第17号「令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、484万円を増額して、歳入歳出予算の総額を3億1,695万4,000円とするもので、基金の繰り

入れ及び事業の精算が主なものとなっております。

議案第18号「令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、300万円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億1,363万4,000円とするもので、事業の精算による減額が主なものとなっております。

議案第19号「令和2年度八峰町一般会計予算」は、新年度当初予算であります。

議案第20号「令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議案第25号「令和2年度八峰町営診療所特別会計予算」までの6議案については、各特別会計の当初予算であります。

議案第26号「令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算」及び議案第27号「令和2年度八峰町下水道事業会計予算」は、令和2年度から公営企業会計に移行する簡易水道事業及び下水道事業会計の当初予算であります。

議案第28号「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について」は、地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰入にかかるものであります。

議案第29号「八峰町教育委員会委員の任命について」は、現委員である福士保洋氏が令和2年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第30号「八峰町沢目財産区管理委員の選任について」は、現委員である鈴木一彦氏が令和2年3月31日で辞職したいとの届け出があり、岩子郷中より推薦のあった芹田正嗣氏を委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号及び議案第32号「八峰町沢目財産区管理委員の選任について」は、現委員である大高忠生氏、鈴木孝夫氏両名から令和2年3月31日で辞職したいとの届け出があり、水沢郷中より推薦のあった阿部富廣氏、笠原吉範氏をそれぞれ委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は32議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和2年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

2019年の日本経済は、前半の駆け込み需要の反動による個人消費の減や、鉱工業生産の下振れが続いていること等により、景気回復に足踏み感が出ています。また、政府が

昨年12月に打ち出した総額26兆円余りの経済対策も、2020年度予算に計上される事業がほとんどで、その効果は限定的とみられています。今後は輸出部門でIT関連需要の底入れがプラスに作用するとみられることや、企業の設備投資も、人手不足や働き方改革、IT技術の活用を背景に情報化投資や研修開発に対する積極姿勢が続く見通しで、緩やかな回復基調に入るものと見込まれています。一方、県内経済は全体として持ち直しの動きが足踏みしており、分野別では、木材の生産は堅調に推移していますが、電子部品、機械金属は低調な動きとなっています。建設部門は公共工事が増加傾向で推移しているものの、住宅着工は駆け込み需要の反動などで前年割れが続いています。また、個人消費は、持ち直しの動きが足踏みしている状況にあります。

このような社会情勢の中で、国の令和2年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出削減に取り組むこととしております。特に、団塊世代が75歳に入り始める令和4年度の前、すなわち令和元年度から令和3年度までを社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置づけ、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととされております。また、地方財政については、「人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応」、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等」、「スマート自治体等の推進と財政マネジメントの強化」の3つを課題として掲げております。地方交付税では、交付税原資となる国税5税の増収が見込まれていること等により、出口ベースで約4,000億円、率にして2.5%増と試算されております。

八峰町の令和2年度当初予算編成にあたっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は合併算定替えの段階的縮減が最終年となり、前年度交付額を下回ることが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭におき、編成作業にあたることといたしました。

一方、平成28年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」前期計画の進捗度を図りながら、同基本構想や基本計画に基づいた事業を着実に実行することで、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成いたしました。中でも、町が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに若い大人の方々を増やしていくため、これま

での進捗状況を検証、評価しながら事業展開を図る必要があり、引き続き産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

令和2年度一般会計予算は、岩館地区地上デジタル放送視聴改善事業の終了や公債費の減があったものの、今年度から簡易水道事業及び下水道事業に企業会計方式を適用することによる出資金等の増加や、会計年度任用職員制度が開始されることによる人件費の増加などにより、その総額は、前年度とほぼ同額の62億100万円となりました。

なお、地方交付税の減額などにより歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から5億9,000万円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について説明いたします。

まず、昨年12月に発生しました大規模停電での課題を踏まえ、防災まちづくり室のOA機器を全て非常用電源に接続するよう配電の拡張を行います。また、2月5日の全員協議会でご説明いたしました「中浜地区中心部整備事業」につきましては、改めて子育て世代等の意向調査を行います。さらに、かねてから要望がありました大久保岱地区にコミュニティセンターを建設し、大久保岱自治会のコミュニティ活動を促進します。また、昨年設置した「防災まちづくり室」については、地域要望に対し素早く対応できるよう、関係予算を計上し機能強化に努めてまいります。

次に、定住移住用住宅整備については、「定住促進用空き家改修事業」を実施するほか、国の地方創生推進交付金事業により、「移住支援金事業」を秋田県と県内全市町村の共同事業として引き続き実施します。

地域公共交通対策については、「バス乗車券類購入支援事業」を実施し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図るほか、「公共交通空白地有償運送事業」を実施します。また、交通弱者にとって必要な地域公共交通について、庁内のプロジェクトチームで検討した結果を踏まえ、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に聞き取りによる意向調査を行うとともに、地域住民の皆様や関係機関との協議を重ねながら、子ども園や小・中学校のスクールバスと連動した地域巡回バスの運行に向け、試行運転できるよう目指してまいります。

町内の団体による様々なまちづくり活動につきましては、これまでも「まちづくり活動支援事業」、「交流促進事業」として支援してまいりましたが、町民に生きがいをもたらす元気を与える活動を広く応援したいとの考えから、「地域の元気づくり活動支援事業」を新設いたします。

また、少子化対策については、独身の男女が勤務している企業や官公署等が協力した「出会い応援事業」を商工会と連携しながら引き続き実施してまいります。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対し地元特産品等を贈呈する「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」を積極的に推進します。

社会福祉総務費においては、若者世代やひとり親世帯を対象とした「若者世代等生活応援プレミアム50商品券交付事業」を新たに実施します。19歳から30歳までの若者層とひとり親世帯を経済的に支援するため、プレミアム率50%のプレミアム付商品券を発行し、個人消費の拡大と生活支援を行います。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町において、昨年7月現在の高齢化率が47.5%となり、高齢者の皆様が生きがいを持ち健康で安心して暮らせるよう、「外出支援サービス事業」、「高齢者生きがいと健康づくり推進事業」、「一人暮らし老人等見守り事業」などの実施、憩いの場としての湯っこランドの運営、冬期間の除雪に重点をおいた「軽度生活援助事業」を実施するほか、満100歳の祝い金や敬老式も実施してまいります。

次に、障がい者福祉については、障がい者通所施設「さくら園」、就労支援を行っている「ハッピーマッシュ」など、障がい者の自立や雇用の確保に向けた環境整備に努めていくほか、親亡き後の問題や虐待防止と差別の解消、財産と権利擁護の推進を図ってまいります。また、精神障害当事者の会「のんき会」に対しましても、週1回、沢目駅の集会所を利用して定期的に活動しており、引き続きサポートしてまいります。

次に、福祉医療についてですが、対象となられる方々への適切なサービスを提供するとともに、高校生までの医療費の無料化を実施するほか、小学校及び中学校入学時の「児童生徒に対しての育児助成金支給事業」も実施してまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

最初に、集団検診について申し上げます。

委託先が能代厚生医療センターから秋田県総合保健事業団へ移り、健診会場もこれまでの4か所から峰栄館とファガスの2か所で実施することになりましたが、健診会場への送迎、健診会場における一時託児を実施するなど、受診率の向上を図ってまいります。また、町民の健康増進を図るため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を強化してまいります。

各種がん検診等については、節目年齢の方々への子宮がん・乳がん・胃がん・大腸が

んの無料クーポンの配付、その他の方々へのワンコイン検診など、町民の皆様が受診しやすい環境整備に努めるほか、未受診者対策として、電話や書面による「コール・リコール事業」に取り組んでまいります。さらに、脳ドック受診者への助成や成人男性への風疹抗体検査及び予防接種、肝炎ウイルス検査の無料クーポンや高齢者肺炎球菌ワクチンの未接種者への助成を行います。また、がん治療を受けているがん患者に対し、補正具の購入に要する費用の助成や、特定不妊治療・一般不妊治療・不育治療への助成を継続してまいります。

母子保健対策については、「子育て支援センターあいあい」と連携を密にし、母体の健康保持・増進のため、妊婦健康診査、産後1か月健診、母乳に関する相談のための母乳外来への助成を行うほか、乳幼児健康診査や離乳食教室などを実施し、子どもの健やかな成長を支援してまいります。また、「赤ちゃん誕生祝金事業」についても引き続き実施してまいります。

感染症予防対策については、乳幼児へのおたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンへの助成を、また、乳幼児から高校生まで及び妊婦への季節性インフルエンザワクチン接種に対しての助成を行ってまいります。

う歯予防対策については、幼児への「フッ化物塗布事業」や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対する「フッ化物洗口事業」、高齢者への口腔ケアの必要性の啓発や「歯周病検診事業」を町営歯科診療所等と連携しながら実施してまいります。

自殺予防対策については、地域で自殺予防の活動をしている「陽だまりの会」と連携しながら「心といのちを考えるフォーラム」を開催するほか、ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体とも連携し、自殺予防の取り組みをさらに強化します。

ひきこもり対策については、あきた若者サポートステーションと協力しながら、ひきこもりがちな方々の集いの場「カタクリ」を引き続き設けてまいります。また、関係機関による包括支援相談会、ひきこもり等相談会を実施してまいります。

次に、家庭系ごみの収集運搬についてですが、全町のごみステーション化や収集運搬回数を統一してから12年目となり、平成29年度からスタートした水銀が含まれる蛍光灯等の分別収集を含め、町民の皆様のご協力により順調に行われております。今後とも、ごみ減量化や資源ごみの分別を推進するとともに、ごみの不法投棄防止のための啓発やごみ捨て禁止看板の設置などにより、環境衛生の向上に努めてまいります。また、古着や家庭用廃食油の回収、小型電気電子機器回収事業についても取り組んでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

町内の経済情勢及び雇用情勢はまだまだ厳しい状況下にあると考えており、「雇用創出活動支援事業」や、より一層の就業支援とスキルアップを図るための「資格取得支援事業」を実施してまいります。

水産業の振興については、安定した漁業資源を維持するため、つくり育てる漁業の一環として「種苗放流及び栽培漁業定着強化事業」を実施し、ヒラメ、アワビ及びアユなどの放流事業を支援します。また、秋田県漁業協同組合に対し、「漁業経営安定資金」の短期貸付を行うとともに、漁業共済掛金の一部を助成し漁業経営を支援します。

漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の「水産物供給基盤整備事業」と「機能保全事業」を促進します。また、漁獲可能資源の維持と漁場機能回復を図るため、「海底耕耘」に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」、「マル経」などの融資斡旋制度を実施し、信用保証料の全額負担や借り主への利子補給補助金を交付するなど、町内企業の経営を支援します。また、起業支援策として、雇用を伴わない起業の施設設備に要した経費の一部を助成する「起業チャレンジ応援事業」について、補助率を拡充して実施してまいります。同じく企業育成・創業支援のため、商工会等と連携し「異業種交流会」を開催するほか、「専門家招聘事業」により、異業種交流による連携事業や6次産業化を目指す新たな取り組みのきっかけづくりやその後の事業展開を後押しできるように支援をしてまいります。また、地域資源を活用した商品開発や新分野への参入に必要な設備等に対する補助金を新たに創設し、地場企業への支援を行います。また、企業誘致促進のため、秋田県企業誘致推進協議会主催の「企業立地セミナー」及び、能代市と3町、振興局主催の「能代山本関東圏企業懇談会」に参加し、企業誘致活動を進めてまいります。

労働力不足が深刻化している現在、当町には技能実習生52人の外国人の方々が就業されており、今後ますます外国人労働者の受け入れが進むことが予想されます。縁あって国を離れ当町で暮らしている方々に、八峰町の自然や食を好きになってもらい、また、実習生同士はもちろん、地域住民との交流を通じて充実した毎日を過ごしていただけるよう、「地域交流会」を実施し、当町が技能実習生の研修先として魅力ある町と感じて

いただけるよう努めてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

能代山本の4市町等が連携して立ち上げたDMO組織「一般社団法人あきた白神ツーリズム」を中心として、外国人旅行客、いわゆるインバウンド誘客による交流人口の拡大に努めてまいります。

ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、施設、設備等の充実・維持管理に努め、誘客を進めてまいります。また、御所の台ふれあいパークとハタハタ館側を結ぶ連絡橋、いわゆるスカイロードに観光客歓迎装飾を施し、周辺環境の整備に努めてまいります。

町の活性化を図るイベントについては、八峰町の夏の風物詩として定着した「雄島花火大会」、「ポンポコ山音楽祭」をはじめ、食の祭典として人気を博している「はっぼう“んめもの”まつり」などを支援してまいります。また、大館能代空港の利用促進を図るため、空港利用者に対し助成金を交付してまいります。

今年度初めて実施した「冬季観光宿泊助成券発行事業」については、このたびの成果や課題などを検討しながら、より効果的な事業実施に努め、冬期間の観光誘客を支援してまいります。

次に、消費生活相談についてであります。消費者相談員を配置し、架空請求詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、催眠商法、送りつけ商法などの悪質商法に対処し、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指してまいります。

次に、ジオパーク活動の推進について申し上げます。

昨年1月に再認定を受けた「八峰白神ジオパーク」のより一層の活動促進に向け、ジオストーリーの作成やジオパークガイドの養成などの主要課題に取り組みながら、今後、町民の皆様へのジオパークの普及や活動への参加を通じて、教育や防災、観光事業にも波及できるよう進めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

生産振興・経営安定対策については、園芸メガ団地整備事業について、町の菌床しいたけ事業が県の「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」に認定されたことを受け、国・県・JAと協力し、生産施設の新築や改修を行う生産者の施設等整備を支援する、国の「産地生産基盤パワーアップ事業」と県の「大規模しいたけ団地育成事業」に取り組むとともに、今年度はネギについても県の認定を受け、園芸メガ団地化に取り組むため、

生産施設の整備や機械の導入等を計画している生産者について、国・県・JAと協力し支援を行うこととし、本3月定例議会に関係する補正予算を計上するとともに、令和2年度当初予算と併せ、生産基盤の強化と付加価値の高い作物等の栽培を促進し、生産額の増大と雇用の確保に努めてまいります。また、「JA秋田やまもと」の堆肥取扱量が増加することから、堆肥散布関連機械の導入について三種町と共同で支援し、品質が良い堆肥を安定的に生産者へ供給できる体制づくりを支援してまいります。

「おらほの館改修事業」は、前回の塗装等工事から10年を経過し、外壁や屋根に色あせが目立ってきたことから、今回塗装等の改修工事を実施するものであります。また、複合経営を推進するため、「地域振興作物拡大支援事業」を実施し、ネギ、キャベツ等付加価値の高い作物への取り組みを支援し、畑作物の作付拡大に努めてまいります。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、国の「農業次世代人材投資事業」や県の「農業研修支援事業」など、多様な担い手の育成等後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めます。また、県の「夢プラン応援事業」や町の「中心経営体育成支援事業」により、認定農業者等の経営規模や複合化に必要な機械・施設整備を支援してまいります。

生薬栽培事業については、現在出荷している「カミツレ」と「キキョウ」の安定生産を図るため、農業法人への移行も含め調整・乾燥作業の効率化を進めるとともに、単収増大のための栽培技術を確立させ、栽培農家の拡大に取り組みます。加えて、現在交渉している他の企業への販路拡大についても取り組んでまいります。

農業農村整備事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」が調査2年目に入り、今年度は実施計画の策定や換地設計基準作成等を行うほか、町内2地区目として「畑谷地区」で事業実施に向けた調査計画を予定しているほか、町による土地改良区の区域以外を含めた農地水利管理体制を強化するための計画策定に取り組みます。また、国の「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」、畑作物の栽培に向けた水田の畑地化を支援する県の「元気な中山間農業応援事業」に取り組みます。

鳥獣被害対策については、猟友会員確保に向けた銃器とオリの狩猟免許取得を支援するとともに、熊と猿の銃器やオリによる捕獲を進めるほか、住宅周辺の栗や柿などの放任果樹の撤去や、見通しを良くすることで熊の出没抑制に一定の成果があった「緩衝帯整備事業」に取り組んでまいります。

次に、林業関係について申し上げます。

林業振興については、平成31年度から施行された森林経営管理法の関連事業として、意向調査対象森林について年次計画で現況確認等事前調査を実施してまいります。また、「森林整備地域活動支援交付金」による計画的な森林管理業務を支援するとともに、よりよい森林施業を促進する「森林環境整備事業」に取り組んでいくほか、植栽済み地域の下刈り等を行う「町有林造林事業」を実施してまいります。

林道整備については、林道改良事業として、最終年度となる「林道塙線橋梁改良工事」を実施するほか、「県営林道峰浜線」の整備促進に努めます。

松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で、住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまいります。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

昨年度で当初計画した区域の測量は全て終了したことから、今年度は、昨年度に実施した測量の成果として、原図及び地籍簿等の作成、本閲覧を予定しております。

次に、建設関係について申し上げます。

「八峰町公共施設等総合管理計画」の個別計画に基づき、道路及び橋梁に関する「長寿命化計画」を策定してまいります。

町道関係については、地元関係者からの長年の要望でありました「町道明神長根線」の道路改良に着手するほか、町道の維持管理として、区画線の設置、舗装補修、側溝清掃、草刈り作業を行ってまいります。さらに、自治会からの要望等で危険性が認められる箇所は、速やかに改善を図ってまいります。

橋梁関係については、過去の点検で老朽化により健全度が低いと判定されている高野々橋、上の川橋、本館橋の3つの橋梁補修工事を実施してまいります。

除雪業務については、委託業者と連携を密にして気象状況に応じた適切な除排雪作業を行うとともに、老朽化した小型ロータリー除雪機1台を更新し、除雪体制の強化を図ります。

住宅関係については、耐用年限を経過した町営住宅を用途廃止し、「地域活性化住宅」として八峰町独自の新たな制度を設け、入居条件や家賃の決定など、全て町の裁量で管理することのできる賃貸住宅を整備してまいります。また、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」を引き続き実施し、安全・安心で快適な居住

空間の確保と定住や移住の強化を図ってまいります。

急傾斜地崩壊対策については、海浜プール向かい側の和田表地区と旧岩子小学校裏手の栲木沢地区が新規事業として進められることとなっております。

消防防災関係については、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の更新を行い消防力強化を図るとともに、「空き家対策関連事業」として、昨年度全町において実施した実態調査とアンケートによる意向調査等の結果をもとに「空家等対策計画」を策定し、適正な空家管理を進めてまいります。また、危険な空家等の放置をなるべく避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」を実施するほか、防災・減災対策として、土砂災害ハザードマップと津波ハザードマップを1冊の本にまとめ、危険箇所の周知と円滑な避難の確保に努めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

はじめに、学校教育課関連について申し上げます。

児童福祉関連については、放課後健全育成事業「放課後児童クラブ」について、峰浜小学校と八森小学校を活用して、利用児童の指導にあたる支援員の確保・育成を図り、より一層充実した運営に努めてまいります。また、「子育て支援センターあいあい」の利用促進を図る啓発活動を行うとともに、妊娠・出産・子育て期の全般にわたり支援する「子育て世代包括支援センター」の設置を検討してまいります。

子ども園関係については、児童の保育料を、3歳以上の児童については全額を、3歳未満については半額を免除するほか、副食費の助成についても引き続き実施してまいります。また、峰浜地区統合子ども園建設については、園舎建築工事、電気設備工事、機械設備工事が順調に進捗しており、今後、カーテン設置工事、外構工事を実施し、10月の開園に向けて準備を進めてまいります。

また、学校教育関係については、引き続きA L T「外国語指導助手」1名を配置するほか、令和2年度より拡充されます小学校外国語学習に対応するため、新たに外国語学習支援員を1名配置することとしております。また、子どもたちの国際理解や外国語学習への対応、異文化交流を図るため、国際教養大学及び秋田大学との連携事業を実施してまいります。

I C T教育については、国の学習指導要領の改訂に伴うI C T活用スキルの向上、プログラミング学習の導入や小学校外国語教育の拡充に向けて、情報通信に詳しいI C T技術支援員を引き続き配置し、教育においてI C T機器をスムーズかつ効果的に活用で

きるよう努めてまいります。

特別支援教育については、発達障がい等自立困難な子どもたちに必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

また、平成29年度から実施しているコミュニティ・スクールについては、「みんなが協働し、町ぐるみで子どもたちを育てる」という基本理念に基づき、引き続き運営に努めてまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

令和2年度は、「第3次八峰町社会教育中期計画」の実施最終年にあたることから、5つの基本方針に基づき策定した具体的な施策を、より一層推進してまいります。

「家庭教育の充実を図るため」、小学生を対象に放課後子どもチャレンジ教室やチビッコ公民館、家庭教育講座等を開催してまいります。また、中学生の学習を支援するため、家庭での学習が困難な生徒や学習の遅れがちな生徒を対象に、ICT等を活用した「地域未来塾」に取り組み、学習の習慣化や学力の向上に努めてまいります。

「社会教育の充実を図るため」、学習の拠点となる文化交流施設などの社会教育施設や社会体育施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した箇所の補修・改修等に努めてまいります。また、読書活動を推進するため、峰栄館図書室とファガス図書室、移動図書館車の図書の実を充実を図ってまいります。

なお、令和3年度が開始年となる「第4次社会教育中期計画」については、これまでの計画の実績を適正に評価・検証を行い、より具体的で現実的な社会教育の指針と施策を取りまとめてまいります。

「生涯学習を推進するため」、生涯学習奨励員や自主学習グループの活動を支援するとともに、町民の生活課題やニーズに応じた各種講座の開催、高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、「ことぶき大学」の学習内容の充実を努めてまいります。

「芸術・文化活動の振興、伝統文化・芸能の保存と伝承を図るため」、町民文化祭や歴史講演会、あきた白神子どもの俳画大会等を開催するほか、史料調査活動や町指定無形民俗文化財活動を支援してまいります。

「スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため」、スポーツ少年団活動を支援するとともに、体育協会など関係団体と連携・協力しながら、町民の健康寿命を伸ばす取り組みとして各種スポーツ大会を開催してまいります。また、秋田県内の全市町村が参加しているスポーツイベント「チャレンジデー」や、秋田25市町村対抗駅伝「ふるさ

とあきたラン！」にも取り組んでまいります。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、小・中学校児童生徒の給食費の半額措置について引き続き実施し、保護者の子育て支援策として負担の軽減を図るとともに、地元食材の納入確保に努めながら、献立の工夫や手づくり食品による安全で安心なおいしい給食を提供してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、「八峰町国民健康保険事業特別会計」について申し上げます。

国民健康保険は、平成30年度から県が財政の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営により制度の安定化を図っております。八峰町においては、被保険者数の減少により年々国保税収が減少している中で、1人当たり給付費が増加しておりますので、国民健康保険事業の安定化や被保険者の健康の保持増進に向け、病気の重症化予防や健診受診率向上に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、令和元年度より4,636万1,000円多い9億6,284万9,000円となっております。

次に、「八峰町介護保険事業勘定特別会計」について申し上げます。

平成29年度に、計画期間を平成30年度から32年度とした「老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。今年度は、令和3年度からの「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定年度となっており、介護ニーズ調査を実施し次期計画に盛り込み、介護保険サービスの充実を図るとともに、介護保険給付の適正化に努めます。また、地域包括ケアシステムの実現に向け、「生活支援体制整備事業」や「認知症総合支援事業」、「介護予防・生活支援サービス事業」を引き続き推進してまいります。

歳入歳出予算額は、令和元年度より3,159万8,000円少ない12億7,699万1,000円となっております。

次に、「八峰町後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、令和元年度より695万円多い9,417万8,000円となっております。

次に、「八峰町沢目財産区特別会計」について申し上げます。

土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行います。また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」として植栽を実施した水沢山2番の杉・小ナラについては、下刈りを継続して実施し、森林農地整備センターと白神森林組合との三者契約している、水沢山10番及び14番の1、ヲサバシ4番の立木については売払を行います。

歳入歳出予算額は、令和元年度より1,569万9,000円多い2,947万円となっております。次に、「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計」について申し上げます。

平成25年度以降、個人設置型の浄化槽設置整備事業を実施しており、補助制度を活用した浄化槽の設置を促すとともに、適切な合併処理浄化槽の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、令和元年度より32万9,000円多い369万4,000円となっております。次に、「八峰町営診療所特別会計」について申し上げます。

町営内科診療所については、常勤医師の確保を目指しながら、三木医師一人体制で診療します。本院で月曜日と火曜日と金曜日が午後、木曜日が午前中、埴川分院は火曜日の午前中の診療として地域医療の確保に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、令和元年より283万6,000円多い7,656万7,000円となっております。次に、「八峰町簡易水道事業会計」について申し上げます。

令和2年度より、簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用するため、現在の官公庁会計から公営企業会計に移行することになります。浄水場の施設改良については、沢目地区浄水場における取水量を管理するため、新たに水道流量計を設置いたします。住民生活に不可欠な水道水を安全に安定供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めます。

収益的収入及び支出予算額は2億3,046万1,000円で、資本的収入及び支出予算額は2億3,111万4,000円となっております。

次に、「八峰町下水道事業会計」について申し上げます。

下水道事業においては、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の3つの特別会計となっておりますが、簡易水道事業と同じく公営企業会計へ移行するにあたり、3事業を統合して1事業会計といたします。公共下水道については、八森浄化センターと沢目浄化センターの統合を検討するための「公共下水道処理場集約計画」を策定いたします。秋田県及び市町関連団体が「汚泥資源化事業」として米代川流域下水道大館処理センター内に建設した県北地区広域汚泥処理施設が、令和2年4月より供用開始され

ることから、各処理場より排出される汚泥は、今後この施設へ運搬され資源化されることとなります。

収益的収入及び支出予算額は3億9,521万5,000円で、資本的収入及び支出予算額は1億7,246万2,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、令和2年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。11時26分より再開いたします。

午前11時21分 休 憩

.....
午前11時26分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第4、議案第1号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第1号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものであります。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町簡易水道事業に地方公営企業法を一部適用（財務適用）するにあたり必要な事項を定めるため、条例制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例について、概要をご説明いたします。

簡易水道事業の設置。第1条では、生活用水その他の浄水を供給するため、簡易水道事業を設置する。

第2条の法財務規定等の適用であります。簡易水道に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものであります。

経営の基本であります。第3条です。簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。2、簡易水道事業の経営の規模は、別表に定めるとおりとする。

第4条の重要な資産の取得及び処分につきましては、八峰議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例と同じ内容となっております。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除につきましては、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とするものであります。

第6条、会計事務の処理につきましては、簡易水道の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。公金の収納に関する事務、それから公金の保管に関する事務であります。

第7条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等であります。負担付きの寄附または贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとするものであります。

次のページをお願いいたします。

附則としまして、施行期日は、令和2年4月1日からとします。

八峰町簡易水道設置条例の廃止につきましては、この条例を制定することにより、4月1日で廃止するものといたします。

別表については、これまでの設置条例と同じ区域であります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと分かりづらいので何点か質問いたします。

この地方公営企業法っていうことですがけれども、私もこの間ちょっといろいろ調べてみました。で、これは国の方から任意、強制とかこう必ずやらなくてはいけないもの、この法律は従わなくちゃいけないっていうものなんですか。何か説明の中で人口3万人未満の場合とか、人口3万以上の場合とかっていうことがこうあったと思うんですけ

れども、そのことについて、ちょっと任意なのか強制なのか、そのことについてまず教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

この公営企業法を適用するにあたっては、国からの指導がありました。内容としましては、先ほど見上議員がお話しされたように、基本的には3万人以上の規模の事業については移行するようという通達です。ただし、それ以下の小規模、まあ八峰町を含めて小規模の事業については、移行するよう努めなさいというふうな内容で周知されております。ただし、それの中でもうちの方は、事業そのものを法適用するのではなく、会計処理のみを適用する一部事業として今回、令和2年度から移行したいということがあります。これについては県内の他町村も、県の指導もあって、できるだけ令和2年度から一部適用するようという内容でしたので、これに向けて他町村も条例の整備を進めているところです。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 一部適用、まあ全部適用。一部適用するためということですが、一部適用というのはどういう意味なのか。全部適用なった場合はもう民間に委託するということなのかどうか。その一部適用の意味を教えてください。

それから、さっき課長が県の指導もあったのでっていうことでしたけれども、私もちょっといろいろこれはどういうものなのかちょっと調べてみたんですけども、この総務省で出してる2019年の4月24日、公営企業会計の適用拡大についてっていうことの資料がインターネットで探して見つかりました。で、この中にですね、13ページなんですけれども、事業者への一括委託・共同発注の例ということで、これご覧になってますか、課長。都道府県・市町村共同発注方式、秋田県及び県内3市町ということで例が出てます。で、ちょっとびっくりしたのは、この例の中に北秋田市と三種町、八峰町が出てます。で、その概要には、秋田県水道課の呼びかけにより、希望市町とともに移行事務を共同委託するということで、これはもう八峰町が早々と、これ2019年の4月ですので、もう早々と三種町と北秋田市が秋田県の水道課のこの呼びかけで行って計画してきたことなのか。これによると、県の方で民間に譲る場合、受託事業とか、それから繁雑なその事務の契

約とか入札とかそういうものは県が全部一括して対応しますよと。事業者も県がこれを行うということで、県がこの1市2町に対してこういうふうな例がもう出されてるんですけども、これをちょっと見てびっくりしたんです。で、ちょっと三種町の方にちょっと聞いてみたんですけども、三種町ではやってないと。今回の議案には載ってないし、三種町も水道が大変困難な所で、事業者も手を挙げる人がいないと思うんですけども、大変な所ですので。まだ水道が通ってない所がかなりあるので、どうしてこういうふうなのが例として載ったのかなと思って私はちょっと疑問に思いました。希望するとともにということ、もうこれは八峰町はもうかなり前から希望してたということなんですか。その辺分かる範囲内で教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） まず、第1点目の一部適用についてであります。これについては、会計のみということで、それ以外の事務、それから現場の施設管理については、全く変わりはないという形です。この会計処理の仕方を変更するということは、一般企業と同じように経営状況を見えやすくはっきりさせるために、この会計処理を用いて今後の経営改善に役立てるための会計処理ということで認識していただければと思います。

2点目の秋田県が主導する三種町を含む、八峰町もですが、これらの取り組みについては、今お話聞くと令和2年度から、先ほど町長が話しされた広域での汚泥処理、これを大館の処理場の敷地内に建設してきました。その汚泥を再資源化して活用するというものの取り決めを行って、今年度まで事業で建設してきたところであります。したがって、今回の公営企業の移行とは全く違う内容であります。

以上でございます。

一部、先ほど会計処理ですけど、全部は事業そのものも全く町から独立した形で、職員の待遇も責任管理も全く一企業として取り扱うことになります。一部はあくまでも今の組織のまま会計を移すという形ですので、全部はまるっきりその企業会計、例えば能代市であれば下水道との水道施設をひっくるめた形の企業会計で運営してるということになります。で、三種町の話もありますけども、三種町の水道事業については以前から公営企業会計で取り組んでおりますので、今回の3月ではあがってないはずですよ。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 先ほどの説明で、表示内容が特会からまずバランスシートという

貸借対照表とかそういうふうな表示に変わるということでは分かったんですがね、ただ、それに関して、ここで議会そのものの関与ってというのがまあ何か不十分ではないのかなと。というのは、予算・決算の報告義務、承認義務っていうものがここに出てないって、じゃあどこの段階でその予算なり決算を承認するのかというふうなところが欠けてるのではないかなと思うんですが、その辺説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「休憩をお願いしますか。」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時41分 休 憩

午前11時43分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） お答えします。

ただいまタブレットの方へ、令和2年度八峰町簡易水道事業会計という資料をアップしております。これで、今回、令和2年度の予算を審議していただくわけですが、全体的には当初はこれで予算をお願いします。この中で2ページ、それから3ページありますけども、3ページには、第8条ですが議会の議決を経なければならない流用事項が書いております。このように必要な事項については、それぞれの段階で議会の方へお諮りしてご審議いただくことになっております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、必要な場合というよりも、この前に半年ごとに報告するわけでしょう。その内容というものはちゃんと議会に報告するっていう義務があるのではないかと思う。これは必要な足りない部分を提出するという意味であってですね、全体的なその年間予算・決算っていうふうな報告なり承認が必要なんではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 先ほどの説明不足でありましたけれども、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例を説明いたしました。戻っていただけますか。タブレット

をご覧いただけただでしょうか。こちらの第8条のところ、業務状況説明書類の作成ということで半年ごとに資料を作成してご説明することに記載しておりますので、そこでご報告申し上げることにします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、だからこの第8条に作成しなければならないってあるけども、まあそれは当然でしょうが、その後に例えば議会に報告しなければならないとか、承認をもらわなければならないとかって必要なのではないかとということですよ、要は。その追加が必要ではないかなと私は思うんです。これでいくと単に作成しておくということだけであって、じゃあいつ報告するの。いつの段階で、どこに出すの。それが全く見えないということですよ。分からないということです。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ここに議会に報告しなければならないって書いてなくても、これは何のために今、財務部分だけなんですけど、公営企業化に行くかっていう部分は、今の下水道事業も含めてなんですけど、水道事業っていうのがこの先相当、町の方の経営に悪い方面の影響を与えます。で、今の一般会計のままだと、まあいわゆる会社であれば損益計算書とか貸借対照表とかそれ見れば資産の状況とか負債の状況はすぐ分かるわけですよ。だから財務会計を適用してそこの部分が見えやすくする形でやってくということなんで、当然その半月、半年ごとに公営企業部分は整理すれば、まあ私の責任の中で発表、皆さんにご報告申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

.....
午前11時50分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町長に伺いますけども、これは町長はこの先、民間に移そうというそういう気持ちはあるんですか。それと、漁業集落、農業集落もこの会計に入って、合併浄化槽は特別会計に入るっていうふうなことでしたよね。そこら辺のその合併浄化槽が特別会計に入って、これが全部あと民間の企業と同じような会計になる、そこら辺

のちょっと区切りもちょっと分からないんですが。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回の場合は全部適用じゃないので、会計だけ分かりやすくする、企業の複式簿記にするっていうことなので、だからその部分だけで、全適っていうふうな形になれば職員も身分が違います。例えば八峰町企業局と違って新しい組織をつくるのであればそうなりますけど、で、そこから初めて民間の話出てくるんで、ただ、今一般的に水道事業の民営化と違っていろいろ新聞等と言われてる部分を想定されての質問だと思うんですが、私はそのライフライン関係の部分についてはやっぱり町が苦しくても、町の方で頑張っていかなきゃいけない問題だというふうに思ってます。

それから、合併処理浄化槽の部分については、これは今のままで管理、要するに今の公営企業化の部分を入れなくても、入れない方がいいという判断で、今の形でこうやっていくというふうなそういう考え方です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時53分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第5、議案第2号、八峰町簡易水道基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

- 建設課長（石嶋勝比古君） 議案第2号、八峰町簡易水道基金条例を廃止する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町簡易水道基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。当該基金は、八峰町営簡易水道事業特別会計の財源として令和元年度にその全額を処分することとなったため、本条例を廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町簡易水道基金条例を廃止する条例であります。この条例は廃止するというところで、附則として、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

- 7番（見上政子さん） 基金を廃止するということは、町長、さっきの所信で出資金とかっていう話をしたんですけれども、それは、出資金はどういうふうな形でどのように、基金とはまた別に出資金として残ることなんですか。そこら辺もうちょっと詳しく教えてください。

- 議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

- 建設課長（石嶋勝比古君） まず基金についてですけれども、今年度、基金を全て取り崩して、それを今年度中の令和元年度中の特別会計の方へ繰り入れて、次の公営企業会計へそのまま持ち越すという形になります。出資金等につきましては、まず一般会計からこれまで繰り入れしていた金などで簡易水道事業を運営していたわけですが、当然公営企業なっても単独で運営できるわけではないので、出資金とか補助金という名目で企業会計へ出資して運営していくためのものでございます。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第3号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由でございます。八峰町下水道事業(特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業)に地方公営企業法を一部適用(財務適用)するにあたり必要な事項を定めるため、条例制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町下水道事業の設置等に関する条例です。

この条例は、午前中にご説明した簡易水道事業の設置等の条例と全く同様であり、下水道事業に内容を読み替えたものであります。よって、説明は省略させていただきます。

次のページの附則の方ですけれども、施行期日ですが、令和2年4月1日から施行したいと思っております。

2の八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正、それから3の八峰町漁業集落排水施設条例の一部改正、4の八峰町公共下水道管理条例の一部改正でありますけれども、この条例の設置に伴って関係する条項の一部を改め、または削除するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 下水の方がいろんな面で加入する場合に個人の負担が多くかかると思うんです。で、今、下水の加入率はどのくらいで、まあこれから新規に加入する場合、この制度になったから負担が大きくなるか少なくなるかそういうところがないのかどうなのか、お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 1点目の加入率でございますけれども、今手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、地区ごとの加入率を集計したものを後ほどご提示したいと思いますのでお願いいたします。

あと、この企業会計へ移行することによって、それに伴ういろいろな負担等でありませけれども、加入についても全く今までとは変わらず、料金も当面は今のままで行いたいと思いますので、全く住民に対する不利益等はこれまでと変わらず加わらないというふうに認識いただければと思います。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、八峰町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第4号、八峰町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町監査委員が実施する監査に地方公営企業法の項目を追加するため、条例改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町監査委員条例の一部を改正する条例です。

この条例の第2条、第3条、第4条に、ここに記載のとおり地方公営企業法の各項目を追加するものであります。

附則として、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第5号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町簡易水道事業及び八峰町下水道事業（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）に地方公営企業法の一部適用（財務適用）するにあたり特別会計を廃止するため、条例改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例。

この条例の改正は、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の特別会計の項目を削るものでございます。

附則として、令和2年4月1日から施行する。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） 特別会計から出て別の会計になるっていうことは、結局、一般会計からの繰入、繰出、そういうのは一切ないということですね。で、もし何か大きな事業をやらなくてはいけないとかそういった場合は、一般会計からでは、何か出資金がこの時に補助として生きてくるのかどうなのかあれですけども、やっぱり大型の下水とか簡易水道の管取り替えなくていけないとか大きい事業があった場合は、独立採算性ということをやたっていくんですか。その辺のお金の出し入れ、これはスムーズにいくのでしょうか。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。
- 建設課長（石嶋勝比古君） 持ち出しのことですけれども、これまでは一般会計の繰入金等で不足分を補っておりましたけども、先ほど見上議員から質問のありました、そのかわりに今まで繰り入れた金額、まあそれイコールではないんですけども、そのかわりとして出資金とか、あるいは補助金という別の形で今まで不足してあった部分を企業会計の方へ受け入れて、それを運用資金として使って企業を回していくというふうなことでございます。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） もう一つの質問に教えてください。何か大きい事業やった場合

に、この一般会計から今までだったら繰入をしてたと思うんですけども、独自採算性ということで何かどうしてもやらなくちゃいけない事業があった時は、出資金だけでは間に合わないと思うんですけども、大丈夫でしょうかということの答弁をお願いします。それと、出資金としたら利息がつくんですか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 大型事業等の場合の不足分をどうするかというお話ですけども、これについても今までと基本的な考え方は変わりません。企業会計になったからといって料金改定しなければ今まで以上に収入が増えるわけでもないし、企業努力で支出をできるだけ抑えたりするというそういう努力はしますけれども、それ以上の収入が得れることはできないので、当然不足分についてはどこからか補わなければいけないという形になりますので、出資金あるいは補助金などを一般会計の方にお問い合わせするという形になろうかと思えます。あと利息については、発生しないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町地域活性化住宅設置条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第6号、八峰町地域活性化住宅設置条例の制定についてをご説明いたします。

八峰町地域活性化住宅設置条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。町営住宅の一部用途廃止に伴い、新たに地域活性化住宅としての管理等が必要になったため、設置条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町地域活性化住宅設置条例。

設置ですが、第1条、町に地域活性化住宅を設置する。第2条、地域活性化住宅の設置は、別表のとおりとする。

管理、第3条、地域活性化住宅の管理に関する事項は、別に条例で定める。

附則、令和2年4月1日から施行するものです。

別表として、団地名、夕凧団地、住宅の構造、木造平屋、戸数は10戸、位置については、八峰町八森字八森58番地5から14でございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 全協でも質問しましたが、もう一度確認をいたします。

今まで入ってる人はそのままずっといられるということで、再契約になるのかどうかということと、家賃の関係もそうですね、それと住宅の修繕とかそれも全く今までの住宅と変わらないということですね。で、順次、30年以上経った場合、こういうやり方でやっていくのか。そういう場合、あと今10戸ですけれども、近々こういう対象のものがあるのかどうか。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） この地域活性化住宅に変わることで入居者に不利益が今後あるんじゃないかというご心配ですけれども、基本的には、この後、次の議案で説明するつもりでありましたけれども、この住宅に変わっても入居者は再契約することは必要ありません。それに条件が不利になることはありません。ただし、これまでの町営住宅法に則ったものを基本にしながら、所得制限とかは設けません。それから割増家賃、要するにある程度の金額になると割増家賃ということで家賃を多く取られることはありましたけれども、今後はその割増を取らないような形で料金を設定したいと思っております。

よって、立ち退き請求や明け渡し請求やそういう出ていってくださいということも、町としては入居者へ申し出ることはないというふうにしたいと思っております。

それから、30年以上経過した住宅について今後どうするかということですが、今の段階では、順次30年を経過したものについては、戸数をまとめて経過したものをこの地域活性化住宅に移行していこうというふうな考えでおります。ただ、入居者のそれ以降の状況を踏まえて不都合があれば、その時点でまた検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 課長、修繕については。

○建設課長（石嶋勝比古君） はい。修繕についてもこれまでと全く変わりませんし、個人負担が増すということもございませんので、今までどおり入居していただくことになります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 間違いであればすみませんっていうしかないんですが、提案理由にですね町営住宅の一部用途廃止に伴ってというようなことで云々ありますけども、これによりますと、先に町営住宅の関係する規則とか法律の方、条例の方をやってからこれやるのが筋じゃないかというぐあいには思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。

そのとおりでは。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいま皆川議員からご指摘がありました件につきましては、全くおっしゃるとおりで、今回条例何件かまとめて提案した中で、そのところの認識が不足してしまっていて逆になったことを、訂正してお詫びしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） どうするこの後。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 休憩します。

午後 1時23分 休 憩

午後 1時26分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

議案第6号を保留にして、議案第8号を議題とします。当局の説明を求めます。石嶋

建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第8号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。町営住宅の一部用途廃止に伴い、管理戸数が減少するため、条例の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例です。

条例の一部を次のように改正する。

表（第2条関係）中ではありますが、この戸数13戸、それから位置については、八森58番地3及び58番地5から14の所を、下の表のとおり、夕風団地、木造平屋を3戸、それから八峰町八森字八森58番地19から21に改めるものであります。

附則として、令和2年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町地域活性化住宅設置条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 改めて議案第6号を提案いたします。先ほどご説明した内容でございますが、次のページでご説明いたします。

八峰町地域活性化住宅設置条例の表につきましては、先ほど町営住宅管理条例を承認していただきました10戸について、新たに地域活性化住宅という名称で管理していきたいと考えております。

附則として、令和2年4月1日から施行するというので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町地域活性化住宅管理条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第7号、八峰町地域活性化住宅管理条例の制定についてをご説明いたします。

八峰町地域活性化住宅管理条例を別紙のとおり制定するものです。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。町営住宅の一部用途廃止に伴い、新たに地域活性化住宅としての管理等が必要になったため、管理条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町地域活性化住宅管理条例。

この条例は、八峰町営住宅管理条例を引用し、また抜粋したもので、町営住宅の表記を地域活性化住宅に読み替えた内容となっております。

その中で、公営住宅管理条例との大きな違いは2点あります。

1点目は、ご覧のページの下の方の第5条、入居資格のところであります。ここの条件で、町営住宅の管理条例、これまでの条例で定められている入居者の収入基準の所得制限についてですけれども、月額15万8,000円以下となっております。その項目を全て削除して、収入基準の規定を外したということでございます。

2点目は、町営住宅管理条例の別の条項に定められている世帯収入の増加によって収入超過者とか高額所得者という取り扱いになる方々に対して、住宅の明け渡し規定を削除して、高額とかになっても住宅から出ていなくてもいいような住宅というふうな取り扱いにする内容の条例であります。したがって、管理その他についてはほぼ今までの町営住宅と同じ形で、入居者については今までどおり何ら手続きすることなく入居継続していただけるものということでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この目的というのは、所得に関係なく、他町から他市からいつでも来ても所得に関係なく入れるよっていうふうな住宅だと思うんです。けれども、現に今もう入ってる人は、なかなか住み心地がよくて出る人はいないと思うんですけれども、ただその新しく入ってくる人たちがこの30年も経った住宅、それと間取りもそんなに家族で住めような間取り、せいぜい2人くらいかな、住めるような間取りだと思うんです、あそこの住宅の間取りは。で、それが今町長が打ち出してるその目的と合致しないんでないかなっていう、本当に町外から人を呼んだり、それから高所得者が住む住宅としては、あまり適当ではないと思うんです。もうちょっと高所得者のためだったら考える余地があると思うんですけれども、その辺いかがなものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） まず今の入居者についてですけれども、先ほどからお話しているとおおり、そのまま入居していただくこととなります。今後ですけれども、例えば

この地域活性化住宅が空き家になった場合についてですけれども、そうなった場合は、必要な部分を町で内外装ともに、機械設備・水道設備も含めてですが、必要な所は修繕を行います。ただ間取りについては、これ以上大きくする考えはございません。というのも、基本的にはやはり低所得者向けというのが前提でありますし、その中で若い世代、子育て世代等を優先的に入居させたいと考えております。当然、今までは入居する際、抽選一本でやってましたけども、ある程度町の意向に沿った方を入居させたいということで、その辺は選考になろうかと思えます。

あとそれから、高額所得者ということですけども、最初から高額所得者を入れるという前提の住宅ではありませんので、所得制限を撤廃して主に若い世代を優先的に入居させたいということで、その若い世帯が高額所得者であった場合、まあそこについては制限がなくなったというふうに認識していただければと思います。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 勉強不足で申しわけないですが、第7条の第3号の後ろの方ですが、「風教」という文字の意味。それと、第20条の（2）の「じんかい」という言葉の意味も、あとそれからですね、第19条にある修理に関する費用のですね実態というか、まあある大工さんの話から聞いたことがあるのですが、戸車1個を取り替えるために町から要請されたというふうなことがあったというふうに聞いておるわけですけども、その場合の負担というものが軽微な修繕にあたるのか、あたらないから町でやったのか、その辺、この軽微という部分についての町の判断というのほどこまでなってるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） まず私の方から先に、修繕についてご説明いたします。

戸車1個というお話でしたけども、まず戸車1個でもその取り替えに至った原因といえますか、によっては町でやる場合もありますし、個人でやっていただくこともあります。というのは、何か子どもたちが遊んで破損して戸車が壊れたであれば入居者から修繕していただきますし、そうでなく経年劣化で戸車が古くなってさびついたり壊れたりした場合は、町で修繕するという形になります。

○議長（門脇直樹君） あと文言。

○建設課長（石嶋勝比古君） はい。まず第7条の1項第3号ですけども、「風教」というのは……風習あるいは慣習という内容です。

「じんかい」ですけども、これはごみ等のことでございます。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時41分 休 憩

.....

午後 1時43分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 反対とか賛成とかでないんですけども、こういった条例とかですぬやる際、せっかく今いろいろ工夫してこういうような条例制定しようとしてるんですから、もうちょっと分かりやすい文章ですぬ、この後も募集かけるにあたって、これ項目読んでいくと本当の入る人いなくなってしまうような、あるいは途中であきらめてしまうような内容なので、いつか機会あったらですぬもうちょっと精査して、入居者の方々に分かりやすいような文言を使ってですぬ、ここに困窮するとかってなると、もう何に困窮しているのかって……。生活に困窮していることだと思いますが、ただ困窮しているであれば何に困窮しているかも分からないので、いろいろ読んでもとそういった所がたくさんあると思いますので、この後縷々勉強しながら、入居者の方々にやさしい条例にさせていただくように要望したいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

（「これ質疑だな」と呼ぶ者あり）

○町長（森田新一郎君） これ、今現在の公営住宅法に基づいたモデル条例でつくってるやつだと思います。今議員ご指摘あったようなこと全くそのとおりだと思いますので、ここの部分の管理条例は管理条例として、実際に行動に移す際には入居者、入居する人方にとって分かりやすいような形でやっていきたいと思いますのでよろしく願います。

○議長（門脇直樹君） 辞書を引いたり、タブレットで調べなきゃ駄目なような文言は控

えるようにしてください。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議案第9号を説明させていただきます。

議案第9号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。八峰町空家等対策協議会の設置に伴い、委員の報酬を規定するため条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

条例の改正文であります。

協議会の設置に伴い、別表1条に、委員の報酬日額7,000円を追加するものであります。

附則であります。この条例は、令和2年4月1日から施行することとなります。

委員の報酬日額7,000円については、県北地区の他市町を調査したところ、弁護士を委員としている藤里町と大館市が7,000円、司法書士を委員としている能代市は5,700円、北秋田市は6,500円となっております。八峰町も弁護士を委員に予定しておりますので、報酬は7,000円とすることとします。

次に、協議会の委員(案)について、別に提出しております補足資料をご覧ください。

空家等対策協議会の委員（案）は、八峰町空家等適正管理に関する条例に基づき、会長及び10名以内の委員のをもって組織します。委員は記載している弁護士など10名を予定しております。委員の任期は2年とし、協議会の庶務は総務課防災まちづくり室で行うこととします。

説明は以上です。ご承認いただきますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、八峰町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第10号、八峰町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

八峰町産業振興促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、町産業振興の促進と雇用機会の拡大を図るため、指定事業者の要件を緩和する条例改正です。

次のページをご覧ください。

条例改正文となっておりますが、改正の内容につきましては、別紙資料、議案第10号補足資料で説明させていただきます。

はじめに、改正の目的であります。本条例は平成23年度に制定されました。目的は、

農林水産業用施設、研究施設、新産業に属する事業所を立地するものに対して必要な奨励措置を講ずることにより、町産業の振興促進と雇用機会の拡大を図ることとしております。しかし、実績が少ないことから、より一層の有効活用を図るため、以下のとおり条例を改正するものです。主な改正点は、指定要件の緩和と奨励措置の変更であります。

指定要件の緩和についてですが、指定事業者となる3要件のうち、次の2要件について条件緩和いたします。

1つ目は、新規雇用従業員数です。「新規雇用従業員の増加が、3年以内に5人以上となること」を「5年以内に3人以上となること」に改正いたします。

2つ目が「工場等の立地にあたって、投下固定資産総額が2,700万円を超えるものであること」を「900万円を超えるものであること」に改正いたします。

次に、奨励措置の変更です。

(1)の雇用奨励金の交付は、本条例改正に合わせた規則の変更内容になっております。現行では各人数区分に応じた定額の交付ですけれども、これを3人以上となった場合、1人当たり20万円、ただし500万円を限度に交付するというものです。また、増額と移設の場合は半額としていたものを、新設の場合と同様に同額を交付すると変更いたします。

次の(2)施設整備費補助金については、補助率や交付限度額等の内容には変更はありませんが、但し書きとしまして、「町の他の補助金を受けている場合は、交付しない。」を追加いたします。

次の(3)固定資産税の課税免除については、本条例のほかに八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例が規定されており、課税免除の期間も本条例と同様に3年間となっております。このため、条件によっては固定資産税の課税免除を両方の課税免除の特例を重複して受けることとなりますので、上記補助金の重複を除外する取り扱いに則り、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除条例に一本化することとして本条例からは削除することといたします。

附則で、改正条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上であります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長(成田拓也君) 議案第11号、公の施設の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者として指定する。

1 指定管理者となる団体の所在地及び名称です。

八峰町八森字横間156番地内

はちもり観光市組合

組合長 山口 敬市

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第12号について説明させていただきます。

議案第12号、損害賠償の和解について。

令和元年12月5日、八峰町峰浜水沢字上谷地50番地3に設置されている八峰町管理のカーブミラーが、強風と根元が腐食していたことも相まって倒れ、同敷地内に駐車していた武内榮子所有の自家用車フロントガラス等を破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1. 和解の内容です。

（1）本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め、金17万4,691円とする。

（2）上記損害賠償金は八峰町が相手方の指定した修理業者に支払う。

（3）和解の相手方は、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2. 和解の相手方

八峰町峰浜水沢字上谷地50番地3 武内 榮子

現場は、国道から旧峰浜庁舎に向かって五能線の踏切を渡る前の右カーブの所であり、道路幅も狭く、カーブミラーがやはり必要な場所でしたので、既に所管課である防災まちづくり室の方で新しいカーブミラーを設置しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 大変危険な事故だったと思います。カーブミラーとか、私もちょっと一般質問するのであまり詳しく聞かれないんですけども、電柱が折れる事故もありました。ボキッともう折れて、本当にもう道路に、旧国道ですので大変危険なことです。これは町のカーブミラーですので、この後の対策、こういう所があとないのか、よく点検してもらいたいと思いますけれども、どのくらいの年数が経ってこうなったのかとか、原因について、で、今後の対策についてお聞かせください。

○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 質問の一つである何年くらい経過していたかについては、ちょっとこちらの方では把握しておりませんが、場所によって経年劣化というのはかなり違っていて、例えば岩館の第2漁港の方に設置されているカーブミラー等については、強風のあと、あと塩害の関係等もあって割と早めに、支柱は折れなくてもミラーの部分が飛んだりとかということで補修の方をしたりすることもあります。いずれカーブミラーについては、本数もかなりの本数が設置されておりますので、まず今後、町道を管理している建設課と、あとうちの方の防災まちづくり室の方とも相談して、どのような調査の方法がいいのかも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

5分間休憩いたします。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第16、議案第13号、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度八峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億6,773万7,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

4ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費の岩館地区地上デジタル放送視聴改善事業につきましては、岩館第2自治会より、平成31年3月に実施した事業参加意向調査で事業不参加または調査票未提出になっている世帯に対し、再度意向調査を行ってほしいとの要望があり、対象世帯の抽出、調査の実施、工事業者との工期調整に日数を要したために、やむを得ず事業繰越とするものでございます。なお、工事完成は、令和2月4月を予定しております。

4款衛生費2項清掃費の町指定ゴミ袋印刷事業につきましては、令和2年度において印刷を計画しておりましたが、可燃ごみ用ごみ袋の在庫が残り少なくなっており、令和2年度当初予算成立後の発注では納入前に在庫が枯渇する恐れがあることから、今回の補正予算で対応することといたしました。発注から納入まで3か月程度を要するため、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

6款農林水産業費1項農業費のうち、しいたけ生産施設等整備事業、産地基盤整備パワーアップ事業及び担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の第2次補正予算で当該事業費の追加が認められたことから、繰越事業で実施するものでございます。

基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、県が能代土地改良区の区域内で実施している事業の一部が繰越事業となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。

ます。

第2項林業費のうち県営林道峰浜線開設事業につきましては、県が行う工事の一部が繰越事業となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。林道塙線改良事業につきましては、内容は橋梁架け替えを含む林道改良工事及び簡易水道事業特別会計で行う導水管の布設替え工事に対する補償金でございますが、林道改良工事のうち橋梁前後の道路の盛土工について、降雪期前の完了が困難と判断し、令和2年度施工といたしました。このことにより導水管布設替え工事の年度内完成が困難となったため、やむを得ず補償金の支払いを繰越するものでございます。

3項水産業費の水産基盤整備事業につきましては、県が岩館港及び八森港で行う県営漁港事業の一部が繰越事業となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。

10款教育費5項社会教育費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金100万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の実を図るものでございます。

以上、10事業にかかる繰越明許費の総額は2億6,138万7,000円でございます。

第3条の債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

5ページをお開きください。

1の追加のうち、令和2年度当初より業務を開始する必要がある議会広報誌印刷製本業務委託、役場庁舎警備業務委託、町広報誌印刷製本業務委託及び小・中学校スクールバス運行業務委託の3業務、合わせて6業務につきまして、入札事務を円滑に進めるため、債務負担行為を設定する必要があるものでございます。また、元気な中山間農業応援県事業負担金につきましては、県が令和2年度において行う当該事業につきまして、令和2年3月に町負担金の費用負担契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

2の変更のうち、お試し暮らし用住宅借上につきましては、当初予算で2棟分の借上料を設定しておりましたが、実績が1棟となり、住宅借上料の将来負担額に変更が生じたために減額補正するものでございます。中小企業融資斡旋資金及び小規模事業所経営改善資金につきまして、貸付実績が確定したことにより当初予算で設定した利子補給金の将来負担額に変更が生じたために、それぞれ減額補正するものでございます。

第4条の地方債の変更につきましては、「第4表 地方債補正」に記載しております。

6ページをお開きください。

臨時財政対策債につきましては、額が確定したことによる1,430万円の減額補正でございます。

次に、小型動力ポンプ積載車等整備事業につきましては、事業完了に伴う入札差額で10万円の減額補正でございます。

次に、過疎対策事業債充当ハード事業のうち峰浜地区統合子ども園建設事業につきましては、当初個別に発注する計画としていた敷地造成工事を園舎建築工事と一体で発注するなど事業の縮減を行った結果、起債対象事業費が減となったことから地方債を3,220万円減額いたします。

県営林道峰浜線開設事業負担金につきましては、県の事業費が計画変更により減額となったことによる負担金の減額があり、地方債を560万円減額補正いたします。

また、そのほかの6事業につきましては、事業完了に伴う入札差額等により、地方債を3,150万円減額補正いたします。

これら8件の変更による過疎対策事業債（ハード事業分）の増減は、全体で6,930万円の減となっております。

次に、過疎対策事業債充当ソフト事業のうち3件の橋梁補修事業につきましては、事業完了に伴う入札差額等により、地方債を930万円減額補正いたします。

空家適正管理計画策定事業につきましては、起債協議の段階で、県から、当該計画策定は空家等対策の推進に関する特別措置法により自治体の責務とされており、義務経費として判断されるため過疎債（ソフト事業分）の充当要件に該当しないとの指導があったために、地方債を570万円減額補正するものでございます。

また、学校ICT環境整備事業につきましては、令和元年10月からの消費税率引き上げを見込んで起債対象事業費を算定しておりましたが、実際には消費税率が据え置かれる機器があったことにより起債対象事業費が減額となったため、10万円を減額補正いたします。

これら5件の変更による過疎対策事業債（ソフト事業分）の増減は、全体で1,510万円の減となっております。

次に、広域通信指令室機器更新事業負担金につきましては、事業完了に伴う入札差額等により、地方債を10万円減額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、16ページから19ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書10ページ以降をご覧ください。

ながら歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出実績見込額と現計予算額の乖離の大きいもの及び事業完了に伴い予算の整理が必要なものを計上しております。事業完了に伴うものにつきましては、特徴的なものを除き説明は省略させていただきますのでご了承願います。

10・11ページをお開きください。

まず歳入ですが、1款町税につきましては、収入実績見込みから法人町民税を600万円、固定資産税を700万円、合わせて1,300万円を追加補正いたします。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金につきましては、外出支援サービス利用者負担金及び配食サービス利用者負担金につきましては、死亡等によるサービス利用者数の減少のため当初見込んだものと乖離を生じたので、負担金収入合わせて66万円を減額補正するものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、児童手当負担金が平成30年度実績において転入児童による児童手当所要額の増がありましたので、令和元年度当初予算編成後に転入児童による影響額を見込んでおりました。しかしながら、令和元年度においては転入児童が少なく、実績見込額と乖離を生じたことから国庫負担金453万円を減額補正しております。なお、県負担金においても同様の減額補正を計上しております。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、今年度交付見込額が変更されましたので、細節10の個人番号カード交付事業費補助金25万3,000円の追加補正でございます。細節14の個人番号カード利用環境整備費補助金につきましては、個人番号カードのさらなる普及促進及び消費の活性化を目的として令和2年7月より開始されるマイナポイントの付与にあたり、事前に個人番号カードにマイナIDを設定する必要があるため、ID設定用パソコン等関連機器を町が整備することに対する国庫補助金1万3,000円の追加補正でございます。

12・13ページをお開きください。

2目民生費国庫補助金につきましては、令和2年6月に改定される介護保険事業に係る特定個人情報データ標準レイアウトに対応するためのシステム改修費に対する補助金25万9,000円の追加補正でございます。なお、補助率は対象経費の3分の2であり、歳出予算は2款1項7目電子計算費に計上しております。3目衛生費国庫補助金につきましては、緊急風しん抗体検査等事業補助金につきましては、交付申請時において抗体検査を受けるべき対象者全員分で申請するよう指導を受けておりましたが、その後、実績報告

により交付することとされたため、抗体検査受診者数及び予防接種者数の見込みと乖離を生じたことによる157万9,000円の減額補正でございます。なお、対象者となる昭和37年から昭和54年生まれの男性の総数は702名、令和元年1月末での抗体検査受診者数は47名、予防接種者数は16名であります。7目災害復旧費国庫補助金につきましては、平成29年度発生した豪雨災害につきまして、補助内示後に精算増額があったものの、国の予算の制約から不交付となった部分について追加配分されることによる過年度分補助金37万2,000円の追加補正でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金につきましては、今年度の後期高齢者医療保険料が確定し、所得階層の移動により保険料均等割軽減額が減少したことによる後期高齢者保険基盤安定負担金77万9,000円の減額補正でございます。2節児童福祉費負担金のうち細節5の児童入所施設措置費等負担金につきましては、平成30年8月から母子生活支援施設に入所した1組の親子の措置費につきまして、令和元年度当初予算において上期6か月分を予算措置しておりましたが、令和元年5月に退所したことによる県負担金160万6,000円の減額補正でございます。2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、細節45の担い手確保・経営強化支援事業補助金、細節61のしいたけ生産施設等整備費補助金及び細節65の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましては、国の第2次補正予算で事業費の追加が認められたことによる補助金の追加補正でございます。細節63の農地利用最適化交付金につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の農地集積活動の目標を39haと設定しておりましたが、令和2年1月末の実績が78haと目標を大きく上回ったことによる313万9,000円の追加補正でございます。

14・15ページをお願いします。

2節林業費補助金のうち細節18の政令指定病害虫等防除事業費補助金につきましては、ナラ枯れ対策事業に係る国庫補助金でございますが、県との協議において本年度に町で計画した事業実施区域では補助要件に合致しないとされたことから、同種の県補助金である細節21の重点地域防除強化対策事業費補助金に変更するための予算補正でございます。なお、事業は八森字大間及び字ナメトコ沢地区で実施しております。

16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入につきましては、本年度計画した20haの分収造林立木売払につきまして、八森字大持沢地区の13haが不調となったため的一般分収林収入1,315万円の減額補正でございます。

17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金につきましては、金谷信榮氏より寄せられた寄附金100万円の追加補正でございます。3目基金費寄附金につきましては、昨年5月27日で日本白神水産が事業停止したことが大きく影響して、令和元年度実績が前年度を大きく下回る見込みとなったためのふるさと八峰応援基金寄附金2,200万円の減額補正でございます。

18款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の減額補正に伴う返礼品及び事務費に充当するための1,342万円の減額補正でございます。

16・17ページをお願いします。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正903万1,000円でございます。

20款諸収入5項雑入3目返還金につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金に係る平成30年度分の精算による返還金119万8,000円の追加補正でございます。5目助成金につきましては、細節4の市町村振興助成金と細節5のハロウィンジャンボ交付金につきましては、このほど交付額が決定しましたが、原資となる宝くじ収益が減少していることから、当初予算額より見込額が少なくなったことによる減額補正でございます。6目雑入につきましては、昨年12月5日に峰浜水沢字上谷地内の個人有地に設置したカーブミラーが強風で倒れ、近くに駐車していた自動車に接触して損害を与えたことによる総合賠償補償保険金17万5,000円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。歳入でも申し上げましたが、事業完了に伴うものにつきましては、特徴的なものを除き説明は省略させていただきますのでご了承願います。

20・21ページをお開きください。

2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費1目一般管理費のうち18節備品購入費につきましては、令和2年4月から開始予定の役場庁舎警備業務委託に伴い、開庁時間外に運転手が庁舎に出入りすることができなくなりますので、公用車のキーなどを保管するための鍵管理装置の購入費9万9,000円の追加補正でございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました強風によるカーブミラーの損傷に伴う接触事故に対する賠償金17万5,000円の追加補正でございます。7目電子計算費につきましては、秋田県町村電

算システム共同事業組合が実施する2件のシステム改修に係る負担金44万4,000円の減額補正でございます。内訳は、令和2年度から施行される国民健康保険オンライン資格確認へ対応するためのシステム改修費負担金につきまして、国庫補助金が交付されることになり、負担金予算を国民健康保険事業勘定特別会計に措置することが要件とされたため、予算を組み替えるための減額補正83万4,000円、もう1件は、令和2年6月に改定される介護保険事業に係る特定個人情報データ標準レイアウトに対応するためのシステム改修費負担金39万円の追加補正でございます。13目ふるさと納税管理費につきましては、12節役務費で寄附金実績見込みの減に伴うクレジットカード決済手数料24万2,000円、13節委託料では、JTB西日本に委託しているふるさと納税一括代行業務委託料1,317万8,000円の減額補正でございます。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましては、今年度の個人番号カード交付関連業務委託料の実績見込みによる26万円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

22・23ページをお願いします。

1項社会福祉費2目老人福祉費につきましては、外出支援サービス事業及び配食サービス事業につきまして、死亡等によるサービス利用者数の減少のため、13節委託料を190万5,000円減額補正いたします。6目介護保険費につきましては、当初予算で事務補助員1名の賃金を予算措置しておりましたが、昨年10月の消費税率引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯への対策として発行されたプレミアム付商品券事業の事務補助員も従事させたことにより、平成31年4月から令和2年2月までの賃金が事務費補助金の補助対象経費となりますので、当該事務補助員の賃金を1目社会福祉費総務費から支出したことによる不用額147万6,000円の減額補正でございます。7目後期高齢者医療費につきましては、今年度の後期高齢者医療保険料が確定し、所得階層の移動により保険料均等割軽減額が減少したことによる保険基盤安定繰出金103万8,000円の減額補正でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉費のうち19節負担金補助及び交付金につきましては、平成30年8月から母子生活支援施設に入所した1組の親子の措置費につきまして、令和元年度当初予算において上期6か月分を予算措置しておりましたが、令和元年5月に退所したことによる母子生活支援施設措置費負担金160万5,000円の減額補正でございます。2目子ども園費及び10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、緊急風しん抗体検査等事業につきまして、交付申請時において抗体検査を受けるべき対象者全員分で必要経費を見積もるよう指導を受けておりましたが、本年度における抗体検査受診者数及び予防接種者数の実績見込みと乖離を生じたことにより、13節委託料を552万2,000円減額補正するものでございます。

24・25ページをお願いします。

2項清掃費1目清掃費11節需用費につきましては、繰越明許費補正の説明でも申し上げましたが、可燃ごみ用ごみ袋の在庫が残り少なくなっており、令和2年度当初予算編成後の発注では納入前に在庫が枯渇する恐れがあることから、印刷製本費509万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の農地集積活動の目標を39haと設定しておりましたが、令和2年1月末の実績が78haと目標を大きく上回ったことに伴い、能率給が増となったことによる1節報酬の175万9,000円追加補正をするものでございます。3目農業振興費19節負担金補助及び交付金1億7,072万9,000円につきましては、しいたけ生産施設等整備事業費補助金、担い手確保・経営強化支援事業補助金及び産地生産基盤パワーアップ事業費補助金が国の第2次補正予算で事業費の追加が認められたことによる補助金の追加補正でございます。

26・27ページをお開きください。

2項林業費2目林業振興費19節負担金補助及び交付金につきましては、本年度計画した20haの分収造林立木売払いにつきまして、八森宇大持沢地区の13haが不調となったための一般分収林造林者交付金1,117万7,000円の減額補正でございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

28・29ページをお開きください。

1項消防費2目消防施設費につきましては、小型動力ポンプ積載車等整備事業の完了に伴う入札差額のためと、それから3目災害対策費につきましては、空家適正管理計画策定事業につきまして、起債協議の段階から、県から、当該計画策定は空家等対策の推進に関する特別措置法により自治体の責務とされており、義務経費と判断されるため過疎債（ソフト事業分）の充当要件に該当しないとの指導があったために、それぞれ地方

債を減額補正したことによる財源更生でございます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

30・31ページをお開きください。一番下の欄の方です。

3項基金費8目ふるさと八峰応援基金費25節積立金につきましては、歳入でもご説明いたしました。ふるさと納税寄附金の実績見込額に合わせた2,200万円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、3款2項2目と10款につきましては教育長から説明をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） お疲れ様です。それでは、教育関係については私の方から説明させていただきます。

戻っていただいて、22・23ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費のうち13節委託料につきましては、峰浜地区統合子ども園外構設計業務委託料に係る事業完了に伴う不用額227万円の減額補正といたします。15節工事請負費につきましては、地方債補正の説明でも申し上げましたが、当初個別に発注する計画としていた敷地造成工事を園舎建設工事と一体で注文する等、事業の縮減を図ったことにより3,000万円の減額補正でございます。

次に、10款教育費についてご説明いたします。

28・29ページをお開きください。

1項教育総務費3目教育助成費につきましては、学校ICT環境整備事業につきまして、令和元年10月から消費税率引き上げを見こんで起債対象事業費を算定しておりましたが、実際には消費税率が据え置かれた機器があったことにより起債対象事業費が減額になったところによる財源補正でございます。2項小学校費につきましては、令和2年度から始まる新学習指導要領により教科書が改定されることに伴う指導用教科書の購入費の追加補正及びスクールバス運用体制の見直し等による不用額の減額補正でございます。

続いて30・31ページをお開きください。

3項中学校費につきましては、スクールバス運行体制の見直し等による不用額の減額補正でございます。5項社会教育費2目公民館費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金100万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の実を充実を図るための書籍購

入費101万円の追加補正でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 議長、その前に、これコロナ問題ちょっと緊急質問したいと思ってるんだけど。コロナ、新型コロナ。別に時間とるのであれば、パスだけでも。

○議長（門脇直樹君） 後で、一般会計関連の質問だけにしてください。

○2番（山本優人君） では、その時に。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 社会福祉費負担金の所で、いろんな所で何回も出てくるんですけども、外出支援サービスの利用者負担の減額と配食利用負担金の減額ですけども、外出支援サービスを利用する人が少なくなったのかなっていう、減少したんでしょうか。それと、まあこれと関連して、回って歩く人によれば、すごい利用する人が増えたっていうふうな声もあります。で、有償ボランティアに頼って移送してるんですけども、大変みたいです。この辺、この有償ボランティアに対する報償の引き上げとか考えてないでしょうか。

それと配食利用者なんです。これも件数が減ったそうですけれども、まあ今何件が何事業、2事業でしょうか、峰浜地区と八森地区と2つに分かれてるんでしょうか。で、この減ったのは、利用する人が少なくなったのはあまり聞かないですけれども、利用する人が減ったんでしょうか。それと、地域的に何かこう、おかずがしょっぱいとか、こう何かおかずが口に合わなくてという声もこう聞くんですけども、この減少した地域に偏ってるということはないでしょうか。その辺お知らせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 私の方から見上議員の質問にお答えします。

外出支援サービス利用者の減少といいますか減になってる部分ですが、これは主に人工透析の方とかがよく利用される部分でありまして、人工透析のその利用者が1名の方が亡くなればかなりの額が減るといような、週3回ですのでその部分で減になっている部分があるかと思われます。

それから、配食サービスの利用者の負担金の減でありますけども、当初、平成29年か

ら平成30年までは伸びてました。ということで、その伸びを見こんで平成31年度予算措置しましたところ、そんなに伸びなかったということでもあります。実際、独り暮らしの方が主に利用されるべきものですので、その方も亡くなればまた利用が減るというような状況もあります。

それから、ボランティアの方にこう助成をとということも話しされましたけども、これは社会福祉協議会の方に委託しておりますので、そこら辺は後ほど考えていきたいと思っております。

それから、事業所の話ですけども、現在、八森の方はハタハタ館、峰浜の方はレストラン峰さんの方に委託しております。しょっぱいとかそういう話は聞いておりませんので、先ほど話しましたとおりの独り暮らしの方の人数の減少とかということかと思われま

す。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 23ページですね。子ども園の本体工事、それと造成工事を一緒に入札して3,000万円の減が出たということでありましたが、本体工事がいくらで造成工事いくら予算みてたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。

○5番（須藤正人君） 議長、後でもいいですよ。後でもいいです。

○議長（門脇直樹君） いいですか。

○5番（須藤正人君） はい、いいです。

○議長（門脇直樹君） じゃあ、後で調べて教えてください。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 3,000万円の減が出たという今回の予算でありますけども、3,000万円というと園地の造成工事、それ全部ぐらいあるんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、このぐらいの補正減が出るということは、予算措置の時にもう誤りがあつたと、多くみたというふうにも思われるんですよ。3,000万円ですから。で、これ2つ足してね同じ業者に入札をさせたと、それで3,000万円出たと、そういう理由なんでしょう。それにしても非常に大きい金額。もう最初から、もう予算を見る時から幅がありすぎた、そういう予算ではなかったかなというふうに思うわけです。まあ補正減になるということはいいことなんですけど、最初の見積もり予算そのものがもう間違っていたというふうに私は思います。まあ後でその金額を教えてください。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 答弁は。

○5番（須藤正人君） いりません。金額が分からないもん。

○議長（門脇直樹君） 当初予算が分からなければ答えようがない。今分かる、当初予算。

○企画財政課長（和平勇人君） 分かりました。

○議長（門脇直樹君） 分かる。ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねの工事費につきましては、令和元年度当初予算におきまして、園舎建築工事で2億500万円、造成工事がおっしゃるとおり3,000万円の予算ということでございますので、ご指摘のとおり園舎造成工事そのままそっくり落ちたような補正ということになっております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） まあ造成工事分、ただになったというふうに思いたいわけですが、町長、予算措置の時に、これはちょっと本体工事と造成工事。造成工事の分3,000万円補正減なると、何か感じませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こういう大きな工事の場合は、職員が見積もりやるんじゃないくて、ちゃんとした設計業者のその設計額のもの……

○5番（須藤正人君） だからちゃんとした設計業者でなかったんじゃないの。

○町長（森田新一郎君） この事業については、幾つもの設計業者の中からプロポーザル提案型にして選んだところですので、まあそういう部分が出された数字をもとにして予算化してますから、たまたまその入札の結果で、まあ当時は別々発注というふうな形だったんですけど、逆にいけば、その別々発注の場合は工事する現場の部分が入り乱れる部分があるので、まあそういう形で一括発注なって、その結果として入札差額として額が落ちるということはあり得ることだと思います。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 町長、あり得るといふその言葉が気に入りませんね。あり得る。あり得ないようにしっかりですね、その見積もりする業者を選択しないといけないと思うんですよ。プロポーザルか何か知りませんがね。本体が2億円で造成工事が3,000万円。

3,000万円そのまま減なったということなんです。町長聞いてますか。

○町長（森田新一郎君） 今ちょっと、はい。

○5番（須藤正人君） 一生懸命質問してるんです。

○町長（森田新一郎君） すいません。

○5番（須藤正人君） 本体工事2億円、造成工事3,000万円。2つ合わせて入札したら3,000万円減なると。非常に安くなって良かったですね。そういうことがしょっちゅうあり得るのであればですね、これはあまりよくないね。しょっちゅうあり得るのであればよくないと思いますよ。やっぱりしっかりと精査してね。町の方でもですよ、町の方でそれ役場職員がこれをしっかりと見積もりというのはできないかもしれないけども、やはり信用ある業者にしっかりとね見積もってもらって、そして入札をかけるということをしなくてね、2億円本体工事で造成が3,000万円、現場がごちゃごちゃしなかったから安くなったんでしょ、こういうことがあり得る。それではあり得ないと私は思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 2時52分 休 憩

.....

午後 2時52分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの須藤議員のご質問に経緯を若干説明させていただきたいと思います。

まずお話があったように、建築費、それから造成費、予算は別々でとっておきまして、額的には今お話しされたように結果的に造成費の相当額が減額というふうになっておりますが、建築費の方もいろいろ材料選定とか工法の選定で圧縮に努めて、そこも下がっております。そのほかに、造成工事についてはそれも抑えるためにいろいろな対策をとって、最小限の所で積算して工事を進めてまいりました。ただし、八森子ども園の造成を参考にしてやっておりますので、これの時には外回りの造成全て、排水側溝とかを設置して造成工事としてやっております。同じようなことで考えておりましたが、現場の状況等、今後の施工を考えた場合に、その排水工事については造成工事じゃなくて外構工事でやった方が効率が良く、現場の作業も支障がなく工程にも支障がないんであろう

という判断で、そういう部分の積み重ねが今回合わせて3,000万円ほどの残りという形になった経緯があります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） だから課長ね、今課長が言ったようなことをやる前にしっかり精査して、これをやったから安くなった、業者も工事を縮減して頑張ったと、だから安くなったんですよって、これでできたと思うんです。だからそれをね、そういう3,000万円を要らなくするための最初の予算というものをやっぱり組んでおく、しっかり組むということは私は大切だと思うんですね。こういうふうに3,000万円もね、まあプロポーザルだから入札なかったんでしょう、これ。どうなんですか、これプロポーザルは。もう業者は選んで、その業者に任せたんでしょう、予算で。だからねそういう最初の予算を組む時に、そういう今課長が言ったようなそういうことをしっかり精査した上でそれで予算を組むと。そういう削減にね少しでも繋がるように、予算の削減に繋がるように、そういうふうなしっかりした考え方をもってこれからやっていただきたいと、そういうふうに願うばかりです。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○5番（須藤正人君） まあ答弁したけりゃしてもいい。

○議長（門脇直樹君） 町長答弁したい。

○町長（森田新一郎君） はい。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今ご指摘があった意見を十分に踏まえまして、予算を編成する際には、より実態に近くなるような形で頑張りたいと思います。

○5番（須藤正人君） お願いします。

○議長（門脇直樹君） 建設課長も答弁したい。

○建設課長（石嶋勝比古君） 補足させていただきたい。

○議長（門脇直樹君） 石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） この当初予算につきましては、積算であげるのが12月であります。で、この設計委託がコンサルさん、まあこれ2業者入ったんですけども、建築部分と造成部分、これらの完成図書の引き渡しは3月となっておりますので、それまでの期間に私たちが最終的にあがってきたものを精査して設計内容を組み替えてこういう形になっていきますので、その辺の経緯もご理解いただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 25ページの農地費の負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金についてお伺いをいたします。130万円ほどの減額補正となっておりますが、これは事業費が少なくなったのか、あるいは要望する団体が少なくなったのか、あるいはまた、この後どういう方向にこの事業が向いていくのかですね、もし分かりましたらご教示いただきたいというぐあいに思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えします。

この多面的の減額の理由ですけれども、面積的に非農地扱いになったところがあるということで、当初予算を見込んであった時から面積が6反歩ほど減ったということで事業費が減になって、組織数は22組織のまま変わってないという状況です。一応令和2年度についても22組織のままで一応国の方には要望してますので、とりあえずは継続していく事業かと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 併せて同じことなんですが、実施団体から事業やる場所が毎年やってるんで少なくなったとかですね、あるいは事業量がなかなか思うように見込めないとかですね、いろいろお話、現場の方であります、町当局の方にもそういった意見届いておりますでしょうか。もし届いておるとすれば、やはりこの後の、大変いい事業でございますので継続してほしいわけでありましてけれども、ここら付近をどう見ておるのかですね分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまのご質問の方にお答えいたします。

令和元年度の県・町の経理検査、3月中に予定しております。その時に各組織の方からこういった皆川議員のような意見もあがってくるかどうかちょっと分かりませんが、まず担当の方に確認して把握の方に努めたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 教育長に伺います。スクールバスの委託料の所で952万円くらい減額になってるんですけども、これは今スクールバス利用してるのは小学校2つ、中学校1つですが、どの部分で減額なったのか分かれば幸いです。それで、峰浜地区なん

ですけれども、旧水沢小学校の児童はスクールバスを利用してないんですが、学童保育の方から見るに見かねて、お母さんたちの声からも旧水沢小学校でも遠いところはバスの運行をお願いしたいっていうふうなこういう声があります。そういうことについてのちょっとお答えをお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本節雄君） 見上議員のご質問にお答えします。

前半の減額につきまして私の方からご説明したいと思います。

質問の方には900万円ほどというお話でございましたけども、900万円の金額につきまして八峰中学校のスクールバスについての金額となります。そして小学校につきましては、議案にあるとおり峰浜小学校の方が231万3,000円ほど、それから八森小学校が213万4,000円ほどということになっております。基本的には入札差額による減額ということになります。ただし、中学校につきましては運行台数の集約ということで、平日ですと八森地区3台がそれぞれ中学校に向かうわけですけども、土曜日の部活の際には3台の活用ではなくて1台の活用ということで経費を削減してますので、その結果減額としております。

私の方からは以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。8番、だつて見上さんより薫さんの方、手挙げるの早かったもの。

○8番（菊地 薫君） 確認といいますか、岩館の難視聴解消の件で繰越明許で4月までかかるということでした。これ今どの程度、どのような段階なのかなと思ってですね、それをお知らせいただきたい。それで、この件の入札というのはあったのかどうか。入札調べていうのが出てますか。ちょっと私確認で、見てないんですけども。どうでしょう、その辺を含めてお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねの岩館地区の視聴改善事業ですが、ただいま岩館第2地区を中心に各お宅の宅内工事、順次進めておりまして、ただ、一応地区の方々には3ブロックほどに分けてまして工事施工時期というのをお示ししておるんですが、宅内に入る関係でなかなか調整の

つかない方などもいらっしゃっております。現場の方からは、先ほど繰越明許の説明の際にご説明したとおり、改めて昨年調査した段階で加入しない、若しくは調査票を出していない方にも、もう一度調べてほしいということでこちらで調査を行った結果、2件ほど、やはり加入したいというようなお話がありました。で、これらの工事について、機材の調達ですとかこういった手配をしております、この結果、先ほどのような個別のお宅との工事の日程の調整などが手間取ってる関係もあり、3月中に終われない可能性があることから繰越明許を設定したところでございます。

○議長（門脇直樹君） 入札調べ。

○企画財政課長（和平勇人君） 入札調べにつきましては、工事業者と随意契約を行っておりますが、入札調べについては掲示をしておりますませんでした。確認しておりますが、この部分については入札調べ掲示をしておりますませんでした。

○議長（門脇直樹君） 入札調べに関しては、確認次第、報告してください。

ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどのスクールバスの委託料の所で、山本さんの方から八峰中、峰小ですか、部活の方での変動とか入札差額、これは分かりました。で、それとついでに教育長にお伺いしたいことはバスに関してですので、峰浜小学校の場合、旧水沢小学校区の人たちは学童のお母さんたちが学童の先生たちを通して、是非遠い所の児童についてはバスでの送迎をお願いしたいというふうなことがありましたが、教育長の考えをお伺いできればと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） スクールバスの件ですけれども、峰浜小学校、八森小学校、それから八峰中学校のスクールバスに関して、まず以前から決まりでこう何km以上のというふうな形で設定しておりましたので、それに従って運行しているわけですが、ただ、今、八峰町内の公共交通体系の見直しをやっておりまして、それにスクールバス、幼稚園の送迎バスも計画に含まれてますので、それを踏まえた形でこれからどの区間までスクールバスに乗せるか、あるいは小・中学校一緒に乗るかとかそういったものがこう関わってくるんじゃないかなと思ってますので、そちらの方の今進行中ですので、そちらを待った形でスクールバスについてはこれから考えていきたいと私は思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

腰山さん、ちょっと待って。マスクをしている方にお願ひがあります。質問、答弁さ

れる時は、マスクを外してマイクでしゃべってください。何かいいあんばいに録音できないみたいで。

腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 14ページの17款寄附金で、14ページですね、寄附金の2,200万円減額ということでありますけど、ふるさと納税で2,200万円の減額ということなんですが、昨年、私が一般質問で取り上げた時に、今後いろいろと工夫、答弁で、工夫してサイトをどうのこうのというお話であったようですが、昨年の末にかけて何かそういう努力とか何かそういうのが見受けられなかったような気がしますけれども、どんなものでしょうか。そこら辺、町長の答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税寄附金につきましては、さらなる展開をいたしたいというところで新たな事業者などの掘り起こしにも努めていたところがございます。特に体験型メニューなどの返礼品の充実ということもご指摘の中にごございましたので、そういった事業者の掘り起こしも個別に事業者をあたったりしたところですが、やはり寄附を受け入れ、事業するのは構わないが、寄附の受け入れを管理するのは自分らでは無理だといった方々が多く、今のところそういったメニューの追加までは至っておりません。今後もこういったメニューの掘り起こしについては継続していきたいと考えておりますし、全国的な事例を見ますと、やはり自治体の事業そのものに興味を持っていただき賛同していただくことで寄附者を増やしているといった例もございますので、そういった言ってみればクラウドファンディング的な、事業に投資するような趣旨でふるさと納税を募るといった事業を積極的に展開して増やしている自治体もありますので、新年度におきましてはそういった取り組み、要するに事業をして全国の皆さんから八峰町を応援していただけるような事業に寄附をしていただくというような形も研究していきたいというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ただいまの課長の説明、分かりました。ただ、それもそれですけども、他市町村ではまたサイトを増やしてそしてもっとPRするとか、そういうような方法をとって、だいぶ倍も、2倍も3倍も増やした市町村もあるようですので、そう

いう方面からも考えていただければよいのではないかと私は思っております。

それから、昨年1年間の実績ですか、それを後で資料提出してください。お願いします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○4番（腰山良悦君） よろしいです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時20分より再開いたします。

午後 3時13分 休 憩

.....
午後 3時20分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第17、議案第14号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第14号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

令和元年度八峰町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,408万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,126万4,000円とするものであります。

第2条、地方債の補正。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」に記載してあります。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをご覧ください。

第2表、地方債補正が記載されております。追加の内容であります。秋田県健康保健団体連合会における共同事業拠出金の算定誤りに生じた返還金に充当するため、県財政安定基金より借入れし、1,962万7,000円を追加補正するものであります。

7ページ・8ページをご覧ください。

歳入をご説明いたします。3款国庫支出金1項国庫支出金2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、1、オンライン資格確認等システム等事業費補助金82万4,000円の追加は、令和2年度から施行されますマイナンバーカードや保険証を用いた医療機関での資格確認などへの対応するためのシステム改修費の補助であります。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金1節普通交付金4,363万1,000円の追加は、保険給付費が確定したことによる県からの交付金であります。

9款町債1項財政安定化基金貸付金1目財政安定化基金貸付金1節財政安定化基金貸付金1,962万7,000円は、国保連による高額医療費共同事業算定誤りによる負担金返還金を県の基金から借り入れするものであります。

9ページ・10ページをご覧ください。

歳出をご説明いたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料、オンライン資格確認等システム等整備事業委託料82万4,000円は、先ほど歳入でも申し上げましたが、マイナンバーカードを用いた資格確認などを行うためのシステム委託料の追加であります。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費19節負担金補助及び交付金、一般被保険者療養給付費負担金4,125万6,000円は、今後支払われます2か月分を勘案して追加した額となります。3目一般被保険者療養費19節負担金補助及び交付金、一般被保険者療養費負担金30万9,000円も、同じく今後2か月分を勘案しての負担金の追加であ

ります。

2 款保険給付費 2 項高額医療費 1 目一般被保険者高額医療費19節負担金補助及び交付金、補助金の一般被保険者高額療養費206万6,000円の追加も、今後 2 か月分を勘案しての追加であります。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険給付費等交付金償還金23節償還金利子及び割引料、特定健康診査等負担金返還金 4 万円の追加は、事業確定によるものであります。

11ページ・12ページをご覧ください。

6 目その他償還金23節償還金利子及び割引料、1 の高額医療費共同事業負担金（県費）償還金1,092万7,000円は、国保連による高額療養費共同事業算定誤りによる県への返還金を追加するものであります。また、2 の高額医療費共同事業拠出金返還金 2 万7,000円、同じく 3 の保険財政共同安定化事業拠出金返還金110万円は、高額医療費共同事業算定誤りによる国保連へ返還するための追加補正であります。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費753万3,000円は、県からの国民健康保険財政安定化基金市町村貸付金から借り入れた1,962万7,000円から返還金1,209万4,000円を差し引いた残りを予備費として翌年度返還するものとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番見上政子さん。

○7 番（見上政子さん） 町長に伺います。この国保連の会議に出席されてると思うんですけども、この償還金誤り、これに対する何か出席された委員の方たちで抗議したりとか、まあこういう大変な面倒な算定をしなくてはならない、こういうことに陥ったことに対する抗議とかそういうのがあったんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの 7 番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その国保連の通常総会、この前やりました。で、そこの部分では、特にそういう意見がなく賛成ですが、ここに至るまでの間、私の所にも 3 回ほど担当者が来て経緯を説明しながら意見を私の方からお話したことがあります。私と同じように全市町、関係する市町村全部に回って歩いた、そういう事務局がですね回って歩いて、その中でいろいろ意見を聞いてやったせいか、総会の時には私、議長やらされたんですけど、特にそういう反対意見っていうか、いわゆる問題だというふうなそういう意

見はありませんでした。私に来た時には、償還金の部分が時効になってる部分があるので、その部分でいわゆる多く払い過ぎていた市町村に対しては丁寧に説明するようなことを申し入れいたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） じゃあ国保連の会議の中で、そういう議事録、抗議とか、これから注意してほしいとか、今後こういうことのないようにっていう議事録は一切なかったということですね、確認します。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 通常総会の部分ではそういう意見はありませんでした。したがって、議事録にもその部分はないと思います。その前に個別の部分ではいろいろ意見言われた市町村長はたくさんいたと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第15号、令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,869万円とする。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料1節現年度分普通徴収保険料250万円の追加は、軽減額対象者の減少による保険料が増加したものであります。

3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金103万8,000円の減は、額確定によるためのものであります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金、1の負担金146万2,000円の追加は、歳入より軽減額減少による保険料の250万円から額確定による103万8,000円を差し引いた146万2,000円の追加であります。これは連合会に支払われるものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第16号について説明させていただきます。

議案第16号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817万5,000円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ4,063万6,000円とするものです。

令和2年3月4日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森 田 新一郎

歳入歳出事項明細書6ページ・7ページをご覧ください。

1款1項1目財産貸付収入、土地貸付収入ですが、峰浜風力発電の令和2年2月から令和2年7月までの土地貸付前払金38万円と、水沢橋塗装工事に伴う現場事務所・資材置き場等の土地貸付で41万4,000円となっております。

1款2項1目の立木売払収入ですが、令和元年12月25日に売買契約した水沢山14の1が452万8,531円、令和2年1月16日に売買契約した水沢山3の1及び4の1が323万2,506円、合わせて776万1,000円です。

続いて8ページ・9ページをお願いします。

1款1項2目財産管理費19節の負担金補助及び交付金の土地貸付収入に伴う交付金39万3,000円と、立木売払収入に伴う交付金737万3,000円ですが、先ほど歳入で説明いたしました土地貸付収入及び立木売払収入のそれぞれ95%を関係自治会に交付するものです。

また、予備費40万9,000円は、予算額調整による増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 沢目財産区の財産貸付収入の所で、風力に関する所でちょっと伺いたいと思います。今課長が令和2年から令和7年までのって言われましたか。風力の貸付料が令和2年から令和7年までの間の収入ということなんですか。そのように聞いたと思うんですけども、それでその各自治体にどのように割り振りされるんでしょ

うか、教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 期間ですけれども、令和2年2月から7月までです。ですので2月から7月までの6か月分ということになります。

○7番（見上政子さん） 令和2年の2月から7月まで。

○総務課長（佐々木高君） はい。それで、各自治会については、まあその土地が例えば単独の自治会だけであれば、その例えば水沢郷中さんですとか目名瀧郷中さんそれぞれに収入金額の95%をお支払いすると。結局こちらの方で収入金額を確認しまして、自治会さんの方から請求書を作っていただいてそれでお支払いするという形になっております。

○議長（門脇直樹君） ほかの自治会に分配はないんですね。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それを事務方として各自治会にお金を送るということになるのであれば、その明細について情報を公開したいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） そうすれば、後で今年度分の支払い、結局今回の補正分を加味した今年度の支払いの明細について資料提出したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第17号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

令和元年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,695万4,000円とするものです。

繰越明許費の補正として第2条ですが、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」でご説明いたします。

地方債の補正については第3条ですが、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」でご説明いたします。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページに第2表、3表を記載しておりますので、そっちの方をご覧ください。

第2表、繰越明許費補正。1、追加。2款事業費1項施設改良費、事業名、林道橋梁添架工事、金額として914万1,000円です。これは埴林道の橋梁工事が令和2年度までの2か年事業となったことにより、導水管の橋梁添架工事について関連工事でありますので、こちらも繰越事業とするものであります。

次の3表、地方債補正でございます。1、追加。起債目的、流量計設置工事、限度額200万円。これにつきましては、実施設計業務料が起債対象と認められたため、今回地方債を追加するものであります。

下の2、変更部分ですけれども、こちらは3件ありますが、事業完了による起債限度額の減額であります。1つ目の公営企業会計システム導入業務委託につきましては、限度額を880万円に下げ、マイナスの60万円ということであります。2つ目の田中減圧槽フェンス設置工事につきましては、170万円から20万円減額し150万円とするものです。3つ目の上の川橋梁添架管更新工事につきましては、30万円減額し370万円とするものであります。

次、7ページ・8ページをお願いいたします。

2、歳入であります。3款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金、こちらは基金の繰入金394万円です。本特別会計の財源として八峰町簡易水道基金の全額を繰り入れるものであります。

6款町債1項1目1節の町債であります。細節1と細節4の2つにつきましては、事業完了に伴う減額補正であります。細節2については、起債対象事業が増えたことから追加補正するものであります。

次に、歳出をご説明しますので、9ページ・10ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項1目一般管理費、委託料でありますけれども、公営企業会計システム導入業務委託料60万円の減額、事業完了に伴うものです。

2款の事業費につきましても、細節3つありますが、先ほどお話した3件について全て事業完了による精算、マイナス補正であります。

4款の予備費でありますけれども、634万円の補正であります。この内訳は、先ほどお話した基金の繰入金394万円のほかに、峰浜地区の施設改良費の財源変更に伴う一般財源をこちらに積み上げるものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第18号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第18号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補

正予算（第4号）をご説明いたします。

令和元年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,363万4,000円とするものです。

2条、地方債の補正ですが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」で説明いたします。

令和2年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

第2表を説明しますので、3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。こちらは事業完了に伴う地方債の減額補正であります。1、変更。1つ目の八森浄化センター機械・電気設備改築更新工事につきましては、補正前より270万円減額し1,070万円とするものです。2つ目の公営企業会計システム導入業務委託につきましては、補正前から30万円減額し450万円とするものでございます。

次に、7ページ・8ページをお願いいたします。

2、歳入です。6款町債1項1目1節の町債ですが、こちらも全て事業完了に伴う財源の減額補正であります。合わせて300万円の減額です。

次、歳出を説明しますので、9ページ・10ページをお願いいたします。

3、歳出。1款1項1目一般管理費13節委託料であります。公営企業会計システム導入業務委託料30万円の減額であります。事業精算によるものです。次の1款2項1目の八森処理区施設管理費でありますけれども、こちらは工事請負費として八森浄化センター機械・電気設備改築更新工事の精算によって270万円を減額するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木正志君)

発議第1号

令和2年3月4日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由については、令和2年度八峰町一般会計及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入を集中的に審議するためでございます。

別紙の予算特別委員会の設置については、名称を「予算特別委員会」とします。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。

目的は、次の議案について審議することということで、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計予算と議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてから議案第25号、令和2年度八峰町営診療所特別会計予算までの特別会計6議案、議案第26号、令和2年度八峰町営簡易水道事業会計予算と議案第27号、令和2年度八峰町下水道事業会計予算の公営企業会計2議案、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業

特別会計への繰入についての計10議案についてであります。

設置の期間は、令和2年3月4日から令和2年3月19日までです。

委員の定数は、11名です。

令和2年度予算審議に関する特別委員会分科会所管事項であります。総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の予算に関する事項であります。

教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項並びに各特別会計予算と公営企業会計予算、特別会計への繰入に関する事項であります。

以上であります。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩いたします。ご協議いただきたいと思います。

午後 3時56分 休 憩

午後 3時57分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第23、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第24、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第19号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第26、議案第21号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第27、議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第28、議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第29、議案第24号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第30、議案第25号、令和2年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第31、議案第26号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第32、議案第27号、令和2年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第33、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

ただいま議題となっています議案第28号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、八峰町合併処理

浄化槽事業特別会計への繰入については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第34、陳情第6号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月定例会において継続審査として総務民生常任委員会に付託となっておりました、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についての陳情を、1月28日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、医師の養成定員を減らす政府の方針は、医療の現場の労働環境を全く理解しておらず、これにより地域医療の崩壊を招く恐れがあることから、全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はしばしお待ちください。

これより陳情第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第6号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択とすることに決定されました。

日程第35、陳情第7号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出についての陳情を、1月28日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、介護従事者の低賃金、過重労働の実際の実態は依然として改善されておらず、このことから人手不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねないことから、この陳情については全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はしばらくお待ちください。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 少数意見があったと思うんですが、その中身について報告してください。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 少数意見はありません。全会一致で。意見はありませんでした。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 反対の立場で討論いたします。

まずこの中身について、非常に過酷な仕事だというふうに書いてあってですね、辞めたくても辞めれないようなことが書いてありますけども、職業そのものは自由ですから、辞めたいと思えば他に職を求めることができるわけです。なぜそこにしがみついてやらなければならないかというのが一つの疑問であります。それと、介護従事者だけが最低保障、かなり安い金額で仕事をしているわけでもありません。むしろそれよりも過酷な労働でも頑張っている労働者もおる中でですね、介護の従事者だけが全国一律高い賃金を要求するというふうな陳情ではですね、私はおかしい、納得できないということから

反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この陳情に対する賛成討論を行います。

介護現場というのは本当に、認知症の方々、また高齢の方々、そして介護度が寝たきり、2から5とか大変な、人に対する一番尊い仕事ではないかと思っております。その対価といいますと、看護師以下であり、また夜勤勤務があったり、大変体を壊してしまうような、若い人たちにはきつい仕事であります。このきつい仕事をやはり認めて、この労働者たちがいなければもう介護される人たちは大変になってる、そういう意味で今、外国からも介護従事者を募集してるというこういう状況であります。日本人が日本人を介護する、これは当たり前のことだと思います。是非この充実、働いてる人たちの労働を認めて、それなりの対価を与えた賃金をやるべきです。そうすれば仕事を辞める人もいません。そういう意味でも是非これを国会に意見書として、国でも責任をもってあたってほしいということを地方議会から述べていくべきではないかと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第7号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択とすることに決定されました。

日程第36、陳情第8号、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求

める陳情について、1月28日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、サービスの抑制や負担増に繋がる制度の見直しは、必要な介護そのものを利用できなくなることになりかねず、介護保険の財政安定化や介護従事者の処遇改善は既に実施した消費税等で賄うべきものであることから、この陳情については全会一致で採択と決定いたしますことを報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はしばらくお待ちください。

これより陳情第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この陳情に反対の立場で討論いたします。

先ほどの陳情の件でも同じことですが、給料を高くいっばいやれば介護従事者が充足できるようなこういうふうな意見が果たして真実なのかと、私は疑問に思うことが一つであります。この陳情書にかかる部分について特に気に入らないというのはですね、サービスはやめるな、介護保険料は安くすれ、こういう状況ができるんでしょうか。財源も求めないですね。そのほかに国民の負担割合を国からやれと。あまりにもわがままいっばいの陳情内容であります。こういうふうなことができるのであれば私も賛成いたしますけども、あり得ないことをあり得るような陳情というのは不快な感じをいたします。ということで、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この陳情に賛成する立場から賛成討論を行います。

これは今までの介護保険、2000年に行ってきたから何度か見直しをしてきましたけれども、今度の見直しがやはりまた大変な見直しになっております。今でさえ介護保険を利用して施設に入る場合、自分の年金では賄いきれない、こういう高い施設料になっております。例えばグループホームに入るにしても、そして療養型の施設に入るにしても、10万円、12、13万円、そしてグループホームでも10万円前後のお金がとられます。こういうことがあっていいのでしょうか。今、年金をもらってる人は80代6万円前後がほとんどではないかと思えます。そしてよく調べてみると、峰浜地域では早めに年金をもらっている高齢者がかなりいることが私も知っております。その方々は3万円前後、2万円

前後という方もおります。そういう人たちが介護を受けられるでしょうか。今、この見直しによってケアプラン、これは1回相談するごとに点数が入るんですけども、これが今度自己負担になりますと相談できなくなります。相談したくとも、このケアマネのお金さえ有料になるというのであれば、これから段階踏んで次の段階へ進みたいと思ってもこれが自己負担になってしまいます。そして要介護1、2、これも生活支援サービス、これは今まで国でやっていたのが今度は市町村にやれということになって、本当に国のやり方は、ここ数年、小泉内閣から福祉削減が急激に進んでおります。こういうのが国民にしわ寄せになっております。是非この介護保険の利用料、利用負担を減らさないようにやってもらいたい、これは国民・町民の切なる願いであります。わがままいっばいではありません。是非これを国に意見書を出していただきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第8号、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択とすることに決定されました。

日程第37、陳情第9号、お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情について、1月28日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、陳情の内容については一部異論が出たものがあり、請求事項のそのものも

具体性に欠けることから、この陳情については全会一致で不採択と決定いたしましたので報告いたします。

○議長（門脇直樹君）　しばしお待ちください。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん）　委員長に伺います。一部異論があったと言われましたけれども、どの部分について異論があったのでしょうか。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君）　社会保障の充実のためには、ある程度の個人の負担も必要ではないかという意見があった。あとは、社会保障制度体制に国の責任で拡充するという不公平な税制、大型開発などという表記が具体性に欠くという意見がありました。

○議長（門脇直樹君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君）　ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん）　この陳情に賛成の立場から賛成討論を行います。

まずですねお金の心配なくということは、お金が全くかからないっていうわけではなくて、自分の持ってるお金の範囲内の中で、心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会の実現をということは、これは憲法でうたってる25条、全ての人が健康で文化的な生活を営む、こういう権利が国民にはあるということです。で、これは何も全部全て無料にしてほしいということではありません。介護の利用の負担をこれを少なくしてほしい。また、高すぎる国保税、これ短期保険証や資格証明書の発行をやめる。これはですね今いろいろ問題になってまして、どこの自治体でもこれをやってるんですけども、これは何のその、財政的にもメリットがないということで、今、横浜市、大都市でこの資格証明書と短期証明書の発行を取りやめています。これが財政に繋がるということではない。これはあくまでも保険証を取り上げる、こういう見せしめであります。こういうことはやってはいけないというのが今、世論が広がってきております。そして不当な差し押さえ。お金があれば払えるんですけども、払えない人たちに対する強制的な差し押さえ。これもやってはいけません。そして後期高齢者の医療窓口負担。これも1割から2割負担になります。そして生活保護の引き下げ。これはずっと何年間も生活保護の引

き下げが、母子加算を削られたり、いろんな意味で今、生活ができない状態になってることで、各地で今、裁判を起こしてます。こういう意味で本当に文化的な最低限度額の生活が送れるでしょうか。こういうので切実なこれは陳情であります。不公制税制をただすってというのは、こういう消費税が生活保護の方々にも10%、そして今、法人税が減額されて大企業では見たこともないような何兆円というかなりのため込みをやっております。こういうところから税金をとった方がいいという、そして大型開発は各地方自治体の小さな商店街をつぶしております。こういう意味でも、是非、国民一人一人が安心して暮らせる、これは当たり前のことですので、是非国会に意見書を出していただきたい、こう思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第9号、お金の心配なく、国の責任で、安心してくらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定されました。

日程第38、陳情第10号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について、1月28日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、陳情の内容については、同意できるものもあるが、個別要求事項が陳情内容に反映したものになっていないことから、この陳情については賛成多数で不採択と決

定いたしましたのでご報告いたします。不採択です。

○議長（門脇直樹君） これより陳情第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長はお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この陳情に賛成の立場から賛成討論を行います。

若い人も力高齢者も安心できる年金制度、これは当たり前のことです。若い人たちは本当に年金がもらえるのだろうかという大変不安を抱えております。そういう意味でも、若い人たちも安心して年金制度がもらえるんだというこういうのを示していかなければ、年金をかける人たちが少なくなっていくます。そして若い人たちの労働条件も決していいものではありません。今、コロナウイルスも言われてますけれども、非正規の人たちが、若い人たちが今困っています。仕事がなくなって働けないとか、こういうことが日常的にもし行われるようであれば、本当に年金をかける気にはならないと思います。それと年金を引き下げる。これはマクロスライド経済ということで年金がどんどん下げられていきます。これも大変不安な材料になっております。年金の開始、死ぬまで働きなさいというこういう、75歳までとか、75歳になったら年金をもらえとか、こういうことを今いろいろたわれてますけれども、65歳の年金開始年齢をこれ以上あげないでほしい、これは切実な願いであります。そして基礎年金の3.3万円、これも高齢者に加算して、今6万5,000円のお金ではとても高齢者の独り暮らしは生活できません。そして年金をためられた年金基金の年金機構は、投資の対象にしない、これで大失敗をしていますので、二度とこういうことを繰り返さないような株式運用はやめてほしいという、また、年金ですけれども、2か月に1回の年金では、偶数日は何とかかんとか生活できても、奇数日になるとお金がなくて大変だ、走り回って何とかお金を工面しなければならないという高齢者の方々がたくさんおります。こういう意味でも、毎月の年金ということ、私も今初めてこれを見ましたけれども、もっともなことだと思います。そういう意味でも是非これを国の方にあげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第10号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についてを採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、陳情第10号は不採択とすることに決定されました。

日程第39、陳情第1号、最低賃金の改善と全国一律性にすることを求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第40、陳情第2号、公立学校に「1年単位の變形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情についてを議題とします。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、16日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 4時35分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

同 署名議員 2番 山 本 優 人

同 署名議員 3番 奈 良 聡 子

令和2年3月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和2年3月16日（月曜日）

議事日程第2号

令和2年3月16日（月曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	山内 章
防災まちづくり室長	内山 直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記	船山 厚子
--------	-------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 皆さんおはようございます。久々の1番でちょっと緊張しておりますが、議席番号2番山本です。通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、「建設産業の振興策について」であります。

町が発注する仕事は全て町内の業者にしてもらいたいという思いのもと、質問をいたします。

町の産業従事者の趨勢は、少子高齢化や1次産業の衰退で製造業や小売業にも廃業する店舗が相次ぎ、建設業や医療介護事業が町の主力産業になっている現状であります。一方で、スーパーやコンビニチェーン、家電量販店の進出、さらには通信販売の利用で町の経済の仕組みが変わり、お金の流通が町内で循環できず町外に流失し、商店街がなくなり、町全体が疲弊し続けています。

こうした中、その主力産業の建設業は、一部の地域ではオリンピック景気あるようですが、当地区においては、建設投資の減少による受注競争の激化などに伴い、企業の経営体力が大きく低下し、若年労働者の採用は低調な状況にあるようです。全国の建設業協会のデータでは、少子高齢化が進む中、特に建設業においては、就業者数のうち3割が55歳以上である一方、29歳以下は約1割であり、全産業を大幅に上回るペースで高齢化が進展している。このため、将来にわたる担い手不足が強く懸念される状況にあり、処遇改善や教育訓練の充実・強化など、その対応が急務との報告があります。

地域において必要な社会基盤を着実に維持管理していくことが求められている昨今、地域の建設産業は正に「人材投資産業」であり、「人材育成」を重視した長期的な施策が必要と考えます。また、「地域のインフラ維持」という大きな課題に対し必要な事業量の確保は、建設業者が将来にわたって社会的使命を果たしていくためにも、なくては

ならないものであります。

災害発生時、直ちに対応を依頼できるのは何と言っても地元の建設業者でありますし、不必要な公共事業は行わないことはもちろんではありますが、現在長寿命化を図っている公共財産も、いずれは建て替える時期が来ます。また、町民の高齢化していく状況にあっては、住宅の補修、リフォームの需要が増すと想像されます。それを行う事業者としての建築業者は、適正な数と規模を有する地元の建設業者は絶対に必要であります。その育成に取り組まなければならないと考えるものです。

地域を支える建設業は就業者数が多く、地域の基幹産業として町の経済発展と雇用維持に大きく貢献していますが、その中で地元の建設業が適正な利潤を得て、経営基盤を強化、安定させ、それを社会に還元できるような好循環をつくるためにも、将来的な見通しを持って、それを社会に還元できるような好循環をつくるためにも、将来的な見通しをもって積極的に労働環境の改善や人材、工事量の確保はもちろん、入札制度の改革、働き方改革など週休2日に伴う経費増への対応等々、具体的な建設産業振興策について方針を持たなければならないと考えます。その基本的な考えを示していただきたい。

次に、「除雪事業について」。

先ほどの建設業での質問でも触れました働き方改革の流れの中にあって、除雪作業の実態をどのように把握されているのか。さらに、町として除雪業務を今後どのように維持していくのでしょうか。

中小建設業者においては、夏場の本業そのものが不安定なため、昔のように通年雇用で、夏場は建設作業あるいは農作業に従事し、冬場は除雪作業をするという、従来からの体制はとれなくなってきたと聞いています。熟練オペレーターの養成には時間がかかり、道路状況だけでなく、民家や空き地などの状況を把握し一人前に育てるには最低3シーズンかかるとも言われており、担い手不足と言われて久しい建設業界ですが、除雪オペレーターの確保については従来以上の対策を講じない限り、難しいのではないのでしょうか。

事業者の話では、「除排雪は早朝深夜に及び、委託を受けた除雪路線を下請に出したり、他事業所から人材を借りて除雪を行っているのが現状であると。それが労働者派遣法に抵触する心配。さらに、除雪委託業務は建設業許可に位置付けがなく、建設業に該当するか判断がつかないまま除雪委託しており、明確な取り決めがないまま不測の事故などがあった場合の建設業者の許可取消または営業停止が行われる心配をしている。」

という話もあります。もしこのようなことが現実になったとすると、現在のような除雪体制が維持できないこととなり、住民にとっては非常に困る問題であるとともに、住民の生活・通勤の支障にますます拍車をかけてしまうのではないかと懸念するものであります。

今年のように少雪で除雪車の稼働率が例年を大幅に下回っている現状を踏まえ、今後の暖冬少雪に備え、委託業者に支払う機械管理費の積算方法の変更、あるいは待機補償制度の新設など検討の必要があるのではないのでしょうか。

以上2点の質問をご回答ください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。今朝目が覚めましたら、季節外れの雪で一面が真っ白になってまして、そういう足下の悪い中にもかかわらず朝早くから傍聴に来てくださいまして、本当にありがとうございました。

それでは、山本議員のご質問にお答えいたします。

八峰町の建設業は、産業大分類において、「平成28年度秋田県市町村民経済計算年報」によると、総生産が第2位で総生産全体の約12%、平成27年国勢調査によると、就業者数が第4位で就業者数全体の約12%を占めるなど、八峰町における経済と雇用の維持に大きく貢献しております。

まず、「建設工事入札参加資格事業所の状況」についてであります。 「土木一式工事」はA級が3社、B級が4社、C級が3社、D級が3社となっており、また「建築一式工事」はA級が3社、B級はゼロ、C級が2社、D級が11社という状況になっております。

また、人材育成に向けては、平成29年度から、より一層の就業支援とスキルアップを図るため「資格取得支援事業」を実施し、平成30年度には41件の実績があり、うち車両系が30件と一番多く、大型特殊自動車免許、2級建設機械施工技師、車両系建設機械技能講習の受講などを支援しております。

さらに、八峰町建設業協会においても、能代山本建設業協会と連携し、従業員向けに技術講習と安全管理講習を実施しているとのことでありました。

工事量の確保については、令和2年度当初予算において、道路と橋梁が約1億2,000万円、峰浜地区統合子ども園が約3億円、八峰町独自の新しい制度である地域活性化住

宅や大久保岱コミュニティーセンターや産直施設の改修などが約5,000万円と、合計で約4億7,000万円を計上しております。さらに、昨年度において、結果として3億2,000万円以上の工事を地元の工務店等が受注した「住まいづくり応援事業」も実施してまいります。

また、建築工事の発注物件が大変少なくなっている中で、町内におけるC級業者からの要望を受け、現在B級業者がいないことから、B級業者が現れるまで、C級業者が受注できる上限額を2,000万円から3,000万円に拡大し、C級業者の受注機会の拡大を図ったほか、町が発注する50万円未満の小規模な修繕工事等を請け負うことができる小規模修繕業者の活用について、庁内の関係課で情報共有したところであります。

いずれにいたしましても、八峰町における建設業については、公共事業の縮小による受注機会の減少、高齢化による工務店の体力低下と人材確保難、週休2日制等の働き方改革など大きな課題を抱えておりますが、八峰町におけるリーディング産業の一つであるという認識を持って、今後とも応援してまいりたいと考えております。

次に、除雪事業についてお答えします。

まずは近年の降雪量と除排雪経費についてであります。過去10年間では平成24年度の年間降雪量が一番多く、388cm、その時の除排雪経費は9,881万4,000円となっております。また、過去10年間の平均で見ますと、年間の降雪量が250cmで経費は5,328万円ほどであります。

これに対し、今年2月末までの降雪量は73cmと極めて少なく、除雪費用は2,300万円余りであり、過去10年間の平均値に比べると、降雪量は平均値の約29%、年間経費は平均値の約43%と、これまでの半分以下という状況になっております。

また、除雪業務については、直営による除雪が2路線、町で所有する除雪機械を貸し出して人件費のみを支払うオペレーター委託が15路線、業者が保有する除雪機械を用いて作業する機械委託が19路線となっており、合わせて36路線を除排雪しております。

これらの除雪業務の委託単価は、合併以来、同じ基準で毎年2ないし3%程度の改定を行ってまいりましたが、今年度の単価については、除雪機械の維持管理費等、委託業者の経費負担を考慮し、これまでの基準を見直した結果、平均で13%の値上げとなっております。しかしながら、今シーズンは冬型の気圧配置が長続きしない記録的な暖冬少雪であり、いずれの路線も除雪車両はほとんど稼働することがないままに春を迎えようとしております。

このような状況を踏まえ、今年2月、「八峰町建設業協会」と個人経営の委託業者から、このままでは経済的に困窮するということで、今年度に何らかの救済措置等を講じることと、次年度以降の補償体制についての要望を受けております。

これを受け、町では2月26日に「第2回除雪会議」を緊急開催し、委託業者の意見や要望を直接伺うとともに、能代市や三種町の補償制度などを参考にしながら、今シーズンにおける除雪時間の稼働不足による収入減を補うため、今年度の委託契約を変更することとし、3月に変更契約を締結いたしました。

変更した内容は、委託契約を締結した路線ごとに、期間内稼働時間が20時間に満たない場合は、その時間差の差額費用を委託業者へ支払いするというものであります。

これに該当したのは14の委託業者のうち6業者で、路線数では33路線のうち14路線であり、それに対する補償費の総額は170万4,360円となる見込みとなっております。

また、機械管理費の積算方法につきましては、秋田県で示している建設機械等損料算定表の損料価格に機械管理費が含まれており、当町を含め、ほとんどの市町村がこの積算方法を採用して契約単価を定めていますので、現行の積算方法のまま対応していきたいと考えております。

待機補償制度については、先ほど申し上げました今年度に特例として変更対応した補償内容を精査するとともに、当町と類似する自治体の補償制度も参考にしながら、さらなる検討を重ねてまいります。

いずれにいたしましても、除排雪業務については、道路交通の安全確保や冬期間の救急搬送、有事の避難、日常物資の流通等、住民生活という観点から必要不可欠であり、暖冬少雪などの気象状況であっても継続できる仕組みづくりが大切と考えます。来年度に向けては、こうした考え方に立って補償制度に対する新たな基準を設けるなど、除雪業務に関する要綱等の整備を進めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） はじめに確認したいんですがね、町の発注する工事の、発注する際の格付ランクは、県の格付に準じてそれを執行しているのかどうか、ご返答ください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまのご質問にお答えします。

格付については、2年に一度、県で格付審査を行っておりまして、それをもとに町も同じ基準で格付を行って業者を判定しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 国、県、まあ国はどうでもいいや、まず。県の工事というのは結構大きい工事があるので、その基準はしょうがないにしてもですね、こと町の工事に関しては、そんなに大きい工事ばかりあるとは、あるわけではないわけですよ。で、特に注目したいのはですね建築関係ですよ。公共工事の中で、先ほどの報告では橋とかですね橋梁関係がここ最近は出てる。あとは土木関係。その中で建築関係がほとんどまず見ることがないっていうか、あまりないのではないかなという感じ方してます。で、去年は子ども園の発注なんかがあって、まあそれが唯一建築工事かなというふうに思ってますけども、今現状でその建築工事がなく状況の中で、その大工さんがですね、個人事業者の大工が過去に県の、格付を持っていたにもかかわらずですね、県の工事もなくなってきた、町の工事もなくなってきたということでランクの取得をあきらめているわけですよ。まあ唯一、先ほどの報告によると、県の格付はC級で2件ぐらいですか、まあそれしかないということで、こういうふうな状況の中でですね、これからもまあ優秀な工事業者を維持していけることができるのかどうかっていうことが不安なわけですよ。ですから、そこには個人の大工者がですね、まあもうちょっとこう営業拡大してその資格を持てるぐらいの、まあ工事量があればいいけども、現実には無理だとすれば、何か方法がないのかなというふうなことをちょっと伺いたいと思いますが、それについて考え方がもしあればお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 確かに山本議員が今お話になったように、建築工事、この部分については極端に少なくなってきております。で、これはやっぱり急激に人口減少が進んでいく中では、なかなかその箱物リニューアルするにしても、例えばこれからは2つあるものが、旧八森町、旧峰浜村にあるものを2つでなくて1つにするとか、まあそういうことも考えますので、そういう大きな箱物の部分がなかなか、これからもなかなかそういう工事はなかなか出にくいと思います。

そこで私としては、今、先ほども答弁の中に少し入れたんですけども、住まいづくり応援事業の部分については、毎年、昨年の実績で3億2,000万円以上のお金が地元工務店等に落ちてます。その部分っていうのは、やっぱりかなり大きな部分じゃないかというふうに考えております。その部分の、D級業者だけでなく、町に登録した業者であれ

ばみんな賛同できますので、そういう部分では、そういう大工さん方の部分からは大変喜ばれておりますし、八峰町建設業協会の方からも大変喜ばれております。ただ、C級に関係する部分については、私、町長就任した時は3社だったんですが、今2社しかおりません。で、2社の中で、こう需用がない、少ない中で、その2社で入札するにしても1社辞退すると入札が成立しなくなるので、ここの部分も非常にC級業者の部分に対しての対応が必要ということで、これも先ほど答弁の中に入れましたけれども、今現在、建築のB級がいませんので、C級の人でもそのB級の方まで取れるように、B級業者が現れるまでですけれども、そういう部分をしながら、まあ仕事の受注できる機会を拡大していきたいというのが私の考え方です。まず、D級業者11社ありますけど、ここの部分については、まあ住まいづくり応援事業の部分でかなり名前が出てきておりますし、それ以外の小さな業者もそういうリフォーム関係の部分で出てきておりますので、その辺の部分については、私はむしろこう八峰町の分、ほかの市町村よりも喜ばれているんじゃないかなというふうな形で思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 町長の答弁、いい考えだと思います。ですがですね、やはり先ほどの2件ですか、ランク持ってる。彼らが1社でも「やめた」かけると、1社では成立しないわけですね。ということになりますとですね、他の市町村から業者を指名に入れるということになるわけで、下手すれば私の思う、町内業者でやってもらいたいということから言うと、外れるわけですね。だとするとですね、やはり少ないC級業者の資格の維持させるために、まあ何らかの支援というものが必要なんではないかなと。まあその2社だけではなくてですね、もうちょっとD級のいる人も希望があればですね、もう一つぐらいはこう支援してあげてやるというような、そういうようなことは考えられませんか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まさしくその部分が一番今現在のC級の問題点なんです。で、1社、3社おったんですけど1社D級の方に。まあC級維持するためにかなりのお金がかかります。いろんな資格を持った人を抱えておこなきゃいけないっていうことで。まあそれで今回の部分、C級のその受注できる上限額2,000万円なんですけど、今現在B級がいませんので、B級の上限額3,000万円まで引き上げることによって、今回の当初予算の大久保岱コミュニティセンター、予算の部分では2,700万円ほどでありますので、まあそ

ういう案件も受注に参加できる、受注、まあいわゆる入札に参加できるようなそういう条件を作るためにも、そういう取り扱いの改正を行ったところであります。

ただ、この3,000万円クラス、あるいは1,500万円から2,000万円クラスの箱物がどんどん建つっていうふうなそういう時代ではないので、まあその辺の部分については、C級業者の方々もまあこう住宅リフォームとかそちらの方の部分でも頑張っしてほしいなというふうな形にお話はしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） B級クラスまで仕事量はチャンスを与えるということで、それはいいと思うんですが、逆にまたですねD級クラスの小さい工事、まあもともとそういう建築事業がないわけですから、CであってもD級まで落としてそのチャンスを与えるということもまた必要なんではないかな。ていうのは、D級っていうのはおそらく個人事業者が相当数占めてるわけですけども、その人方も、その業者も登録しているその資格業者も同じ土俵の中でやってもらえればですね、そのチャンスがあるんじゃないか。ていうのは、やはりCが工務店として維持していくにはですね、ある程度の事業量こなさないと駄目だわけで、そういう機会を多く与えるということがCのクラス維持に繋がるんじゃないかなというふうに考えるわけですよ。で、まあDの人方を排除するというわけではないんですが、それはやはり優秀な工事業者を残しておくという意味では非常にそのチャンスを与えるということは必要なんではないかなというふうに考えるわけですよ。ですから、先ほど言ったBクラスがないんだとすると、BからDまで全部その一緒に、まあDは大きい工事にはできないにしても、C級がBからDまでできるような仕組みにするべきではないかなと私は考えますが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） D級業者っていうのは、工事費が1,000万円未満。それからC級業者は500万円から、今回改正しましたので、今までは500万円から2,000万円だったのが、500万円から3,000万円までっていうふうな形になっています。で、500万円未満まで引き下げる部分については、やっぱりそのD級業者とかそっちの人方の部分にはまっていますので、今現在は500万円の部分、500万円から1,000万円部分の工事についてはC級業者も入れるというふうなそういう状況ですので、それを全てC級とD級を全部一緒にするっていうのは、やっぱりD級業者の反発っていう部分もかなりありますので、まあそういう部分では、まあ前に検討したような話も伺いましたけども、なかなか難しいなと

思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあなかなか難しい。まあ500万円の下限っていうか、まあ上限ってしゃべればいいあんたか分かんないけども、まあそれをもうちょっと仮に300万円ぐらいまで下げるとかです。現実にはですね、だってそのC級業者であつても50万円とか30万円の工事してるわけですよ。だとすれば、私はやってる工事量はそんなに変わらないのではないかなと。例えばDも個人の住宅建てて3,000万円の工事してる所もあるわけですが、まあそういった意味では同じレベルで競い合つて仕事のチャンスを与えるっていうことが、必要なんではないかなと。なぜそこで建築、まあ鉄骨とかああいうふうなことになるとまた考え方変わってきますけども、一般住宅や木造関係の工事に関してはですね、BからDまで全部、一緒に入札参加させてもいいんじゃないかなと思うわけですよ。まあそれは制度的に今決まってるからそうですけれども、それは町が良しとすれば変更できるわけですよ。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 工事の場合は、民間工事と、民間にある工事と、やっぱり役所の工事、公共工事、2種類あります。で、今山本議員言われた、そのD級業者でも3,000万円ぐらいの家建ててるっていうお話、確かです。これは民間工事でありますので、その部分については縛りが無いから。でも公共工事の場合は、やっぱりその一つの部分に集中させるんじゃなくて、あまねくっていうふうな、公平というふうなそういう観点も持ちながら進めていかなきゃいけないので、逆にそのC級だから大きな工事取れないとか小さな工事取れないというわけじゃなくて、民間需用の部分が今3億円以上、3億2,000万円以上なってますから、その部分でも頑張っていたきたいし、それにC級業者になると他の市町村の工事も受注できますので、まあそういった部分で頑張っていたければなというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあこれはなかなか非常に難しい問題で、すぐ町長も答弁できないと思いますけども、いずれにしても、究極的には大工がいなくなるっていうことを心配してるわけですよ。まあそうすると、さっき言ったように他町村からの業者を指名して、下手すれば他町村の業者が町内の公共工事をするというふうなことになるとですね、せっかく町の金の循環がそこで切れるわけで、それは何としても阻止したいなという思

いであります。

で、まあ拡大するとですね、まあ今、細々とやっている大工なり工務店、そういうふうな人方がですね、後継者若しくは工務店であれば従業員を地元採用したら、そこにまあ地元雇用奨励金みたいなそういうふうなものがやっぱりそういう形で支援していくことが必要なんではないかなというふうに思うわけですよ。まあ人間社会、そういう大工もいなければならぬし、左官屋もいなければならぬ。当然、公務員もいなければならぬ。現場で働く人間もいなければならぬわけですよ。今、高学歴社会の中で全部まあ高校や大学に行ってますけども、やはり地元にもそういう職業者っていうんですか、技能者っていうか、まあそういうふうな人を確保しておくっていうことも町としては必要なんではないかと思うわけですが、考えをお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 同じような考え方をしています。で、まあやっぱり町の産業、私はいつもしゃべってるんですけど、地元を大切にしたいというそういう部分かいつもお話ししてます。それで、まあD級業者なり、それ資格ない小さな建設業関係の人方、まあ大変、今の現状だと潤ってる部分はそういう話は聞きます。で、そういう生活していけるというふうなそういう産業であるっていうことを見せてあげることが、やっぱり若い人方が入ってくる、そういう部分になります。それで、今検討しているのは、いわゆる新規に地元のいわゆる雇用した場合に、何がしらかの産業振興条例みたいな形はないんですけど、新規に雇用した場合に何がしらかの奨励金ができないかなという部分を、まあそういう部分は検討しております。あくまでもやっぱり地元で地元の企業が大きくなって、その地元の企業が雇用を伸ばしていくっていうことも立派な雇用振興だと思っておりますので、まあそういう考え方も踏まえながら今後検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ非常に期待して聞いたんですが、特に農業・漁業ではね、担い手対策として国の支援があるわけです。こと建設とか左官とかそういう一般の建築関係の担い手に対しての、そういうふうな支援というのがないわけです。まあ町で今検討しているということですけども、逆にまたそれを国なり県に上申するというのも必要なんではないかなと。でないと、町内にそういう技術屋がいなくなってしまうということが心配されますが、上申できますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） いろんな問題はあると思いますけれども、町の方で実践して、で、その中で効果が上がっていくという部分で、まあ意見交換の中にお話しすることはできますし、また、振興局と年2回意見交換の場がありますので、そういう部分についての建設業の振興策っていうふうな観点の中で、こう町内で新規に雇用した場合の助成奨励金みたいなを考えられないかの部分のテーマで意見交換したいし、それは建設業だけでなく製造業もそういうサービス業も含めないと、何で建設業と農林漁業だけっていう形の部分なっちゃうので、まあそういう部分も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） ありません。

○議長（門脇直樹君） 2問目の再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 除雪費だわけですけど、毎年四、五千万円の予算つけてるわけですが、今年度のように非常に雪がない状態の中で稼働率、ん、支払率30%しかないんですか。まあそのぐらいなわけですが、あっ、40もいった。失礼しました。でですね、まあ今後、暖冬傾向というのはたぶん続くだろうというふうに予想されるわけですが、まあ先ほどの報告で20時間未満の業者の方とか、まあそれが6業者で160万円払うということであったわけですけど、まあそれは業者との話し合いの中でそういうふうに決まったというんであればそれは今年度はそれでいいんですが、今後もやっぱりそういう傾向にあるとすればですね、ある程度、最低補償というふうなものは作っていかざるを得ないのではないかとこのように思うわけですよ。で、確か、新潟の六日町ですか、その例だとですね7割の補償してるんですよ。あそこは特に雪が多いところでありまして、まあそういうふうなところもあるわけで、やっぱり除雪、一旦降ると大変なことなる、それで交通がストップ、生活もできなくなるというふうなところで、あそこの町は特に雪が多いところなんで特にそうなんだろうとしてもですね、その7割まではいかななくてもですね、ある程度は嵩上げっていうか、基本料金の引き上げっていうのは必要なんではないかなというふうに思うわけです。

それともう一つは、建設っていうか、ああいう重機が非常に高額なわけですよ。今年度買う何だっけ、ロータリー除雪車3,200万円だったっけか、まあそれぐらいの価格になる。建設業者もそういうふうな重機を持ったりですね、借りてきたりしてるわけですよ。だとすると、それをペイできるまでっていうのは何年もかかるわけで、で、1年

ごとに更新されるとなかなか経営的に厳しいという話があるわけです。だとするとですね、やっぱり複数年契約、まあ3年とか5年、まあ5年は長いかもしれないですが、複数年契約して、ある程度業者の不安というか経営安定を図るようなことをしないと駄目なんではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回の20%というのは、能代山本管内の状況を。

○議長（門脇直樹君） 20時間。

○町長（森田新一郎君） 20時間。20時間までっていうのは、能代山本管内のやっていると、能代市さんと、それから三種町さんの部分で、三種町さんの方が20%高くなってましたので、とりあえずそういう形で進めさせていただきました。で、その後は類似市町村等の部分も状況も踏まえながら、どうあればいいかという部分を今後検討を重ねていくっていうふうなそういう考え方でおります。

で、私もこう20%という部分が、今回まずこういう全く雪が降らないっていうのは初めてなんで、そこの部分に関して20%でもちょっと低いかなって感じの思いがあるんですが、今現在それを50にするとかっていう部分についてのものがないので、そういう部分でまず三種町を参考にしながらそうさせていただきました。今後については、どうしていくべきかは考えていきます。

で、今、重機の話については、建設課長の方から答えます。

○議長（門脇直樹君） 町長、20%ではなく20時間であります。

○町長（森田新一郎君） 間違いました。失礼しました。20時間。20時間に満たない場合は、その満たない部分の時間を補償するというその部分についての契約を変更契約を結んで今年やりましたが、これからの部分については、他の市町村の部分も参考にしながら、その改善できるかどうか、そこの部分について検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○町長（森田新一郎君） 議長、重機の話。

○議長（門脇直樹君） 石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 今の除雪関係のご質問の複数年契約についてご説明いたします。

合併当初は、まず毎年更新っていうか、新たな路線を公募して契約しておりますが、数年前から2か年契約という形で、実質は2か年で同じ路線をやってもらおうというふう

な形にしております。これもまあ今2か年ですけども、今後また来年度、先ほどお話あった諸経費の部分、諸経費でなくて補償費の分も含めて2か年でいいのか、あるいはもうちょっと延ばした方がいいのか、そこも含めて検討したいと思っております。

あともう一点ですけども、委託料の基本単価ですけども、これについては先ほど町長の方から答弁ありましたとおり、これまでは実質、労務費のアップ分だけ更新して2%から3%程度の値上げを行っていましたが、今年は基本基準を一部見直して実質、除雪機械にかかる経費の部分については上乘せした形で単価をアップして、トータルで平均13%程度の値上げでスタートしたところでありますので、その辺もまたトータルに考えて次年度検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあある程度基準単価を上げてそれに応えているということはいいんですが、やはりある程度全体の中の3割までは補償するとかですね、やはり最低補償のラインというのを上げて固定給、まあ固定給っていうのか、固定支払いは上げていかないと、なかなか維持できていかないのではないかなっていうふうに思うわけですよ。

それともう一つ、これは知識がないのであまり分からないんですが、これは財政課長に聞きますが、これは会計処理を変えることはできないわけですか、これは。企業会計方式にしてやるということはできないものでしょうか。というのはですね、やはり企業会計にすると、一定の予算をつけたものを余った場合、次年度に繰り越してどんどんまづ蓄えながら、徴収しながらその年その年で使っていけるっていうか、まあ企業会計っていうのは使わなかった分を残しておいて翌年度でまた使っていけるというふうな形になるわけですから、そういうふうなことをできるかどうか。この2点お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

一般会計を企業会計方式にできないかという趣旨のご質問かと思いますが、結論から申しますと、できません。部分でですね企業会計というような考え方をとることは、財政制度自体でですね、いわゆる除雪を行う、町が行う事業を企業として行うという考え方でなければできませんし、それは業者に委託するという形ではなく、町がいわゆる除雪を行う企業をつくって、その企業が収入を得て除雪作業を行うといったような趣旨になりますので、これは基本的にはその除雪を行う自体が収益性がないので、企業

会計にはなじまないものと。そして先ほどお話あったような、例えば資産のストックですとかそういったところに関しましても、まあ自治体の会計は、予算は単一年度の原則がございまして、これの例外として例えば繰越明許費ですとか継続費などの制度がありますけれども、基本的にその年の予算はその年使うというのが大原則になっておりますので、これを恒常的にいわゆる繰り越したり、複数年の予算で使うというようなやり方は適当ではないのではないかなと考えております。

○議長（門脇直樹君） 石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 山本議員の最初の1点目の質問ですけれども、最低補償についてもう少しアップできないかというご質問ですけれども、これについては、今回、他市町村も同じような除雪に対する補償的なものの一般質問が出ております。三種町さんも2名の方が質問しておりましたので、その三種町さんの町長の考えでは来年度検討するという内容でしたので、そういう他町村の今後の動向をいろいろ情報仕入れて、どの辺に線引きをするのかを検討してまいりたいと思います。

それと、先ほど新潟の例を挙げてましたけども、同じ秋田県内でもやはり豪雪地である湯沢市、横手市などについては、最低補償の時間が、例えば八峰町で今回変更契約したのは、シーズンを通して12月から3月15日までで20時間なんですけど、湯沢とかそういう所は、ひと月で20時間という形で、1か月20時間に満たない場合はその補償をするというふうな状況になっております。ですからそういう状況も踏まえながら、トータル的に判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） ありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで2番議員の一般質問を終わります。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴者の皆様には、足下の悪い中、そしてまたコロナウイルスの感染が問題視されてる中で足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

議席ナンバー9番笠原吉範です。通告に従いまして、今日は1問だけ質問をさせていただきます。

去る2月5日に開催された議会全員協議会において、中浜地区中心整備事業の計画について議会に説明がありました。旧八森庁舎跡地を整備し、子育て世帯に向け無償譲渡するもので、この事業の目的である若者の町外流出防止、若い移住者を増やすことによる人口減少の抑制や町のにぎわいを創出することには、何ら異を唱えるものではありません。しかし、この事業の説明資料には、津波による人的被害を回避できるのか、避難経路の確保などの項目があり、当該地の災害発生時のリスクを町当局が認識をしていることとなります。

近年、日本では度重なる地震や台風、豪雨による土砂災害や河川の氾濫など、多くの人命や財産が失われています。災害のリスクを考えた時に、町当局が旧八森庁舎跡地を宅地化に適しているとし、事業を進めようとしていることに強い憤りを感じるものがあります。計画地の見直しを求め、次の4点について質問します。

①として、当該地の海拔は。また、予想される最大津波高とその到達時間は。

②大規模災害が全国で多発している状況において、町の行う新規整備事業は災害リスクの少ない場所を選定すべきである。町長の考えは。

③当該事業の意向調査として20万円を計上しているが、誰に、どのような調査を実施するのか。

④平成30年5月10日の議会臨時会において、「議案42号、副町長の選任について」、町長はその提案理由として、「消防や防災に関する豊かな経験」、「町民の皆様が安心して暮らせる防災に強いまちづくり」を選任理由としています。この選任理由と当該事業との整合性を図ることができるのか。町長と副町長の見解を伺います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

まず、「当該地域の海拔と予想される最大津波高とその到達時間は」についてであります。中浜地区中心部整備事業を計画している旧八森町役場跡地の海拔は、八峰町津波ハザードマップによると、7mから8mくらいだと見込まれます。また、予想される最大津波高とその到達時間につきましては、平成25年8月に公表された「秋田県地震被害想定調査報告書」によると、最大津波高は14.36m、到達時間は28分となっております。

ただ、なぜこの数字になっているかについては、この報告書をさらに深掘りする必要があります。

県では、秋田県が影響を受ける津波を引き起こす想定地震が発生するエリアについて、国の「地震調査研究推進本部」が評価した地震や過去に発生した地震をもとに、3つのエリアを想定しています。1つは男鹿半島北側から津軽半島南側までの「海域A」であり、2つ目は男鹿半島北側から山形県南部までの「海域B」であり、3つ目は山形県南部から新潟県中央までの「海域C」であります。

先ほど申しあげました最大津波高14.36mは、歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は「マグニチュード7.7」の日本海中部地震ですが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、「想定外をつくらない」という観点から、先ほど申しあげました「海域A」と「海域B」と「海域C」が連動した場合に発生する「マグニチュード8.7」の巨大地震が発生した場合の最大津波高であります。この連動地震は、「国や研究機関が想定したものではなく、秋田県が独自に想定した震源モデルである」という記述もあります。

さらに、国の「地震調査研究推進本部」が長期評価を行い公開している海域地震の発生率の表も記載しており、八峰町が大きな影響を受ける「海域A」における想定地震の発生確率は、50年以内でほぼゼロ%となっております。

ちなみに、「海域A」における想定地震は「マグニチュード7.9」で、その時の最大津波高は9.85m、到達時間は24分となっております。

次に、「町が行う新規整備事業は災害リスクの少ない場所を設定すべきである」とのご質問にお答えいたします。

笠原議員のご指摘はもっともであると思いますが、その一方で、町が計画している宅地を提供するような事業については、住みたいと決断する方々の利便性を考える必要もあります。旧八森町役場跡地は、子ども園や小学校にも近く、また、JR「八森駅」や銀行や郵便局や商店などもあり、子育てや生活のしやすさなどの観点からは、住むところとしては申し分のないところであると考えます。さらに、この事業を活用できる条件として、「中浜自治会の事業に積極的に協力すること」を付すことで、高齢化が進んでいる「中浜自治会」の活性化にも役立つと考えております。

もちろん、この事業を活用する方々に対しては、先ほど申しあげました「秋田県地震被害想定調査報告書」の内容を十分説明するとともに、中浜地区の大部分が津波浸水域

になっておりますので、このエリアに新たに住む方々をはじめ中浜地区の皆さんを対象に、津波を想定した避難訓練を実施するなど、迅速な避難対策を中心とした津波被害の軽減を図る「減災」にも力を入れていくことも説明しながら、決断をしていただくことを想定しています。

3点目の「予算計上している意向調査は、誰に対しどのような調査を実施するのか」というご質問にお答えいたします。

この意向調査については、八峰町に住んでいる20歳から40歳までの若者世代を対象に、先ほど来申し上げております「秋田県地震被害想定調査報告書」の内容が分かるような資料や、このエリアの北側にあります避難路が分かる資料、なぜ八森役場跡地なのかという立地条件等の町の考えが分かる資料を添えながら、町が計画している旧八森役場跡地に町が宅地造成した土地に、3年以内に住宅を新築すれば、補助金100万円と土地を無償譲渡するという「中浜地区中心部整備事業」についての賛否を伺う調査を考えております。

なお、その際には、できるだけ多くの若者世代の皆様から回答をいただけるよう、自治会長等の皆様に有料で意向調査を行っていただくことを考えております。

4点目の「副町長の提案理由と中浜地区中心部整備事業とは整合性が図れるのか」というご質問にお答えいたします。

自然災害がいつやってくるかは誰も知ることができません。想定されるリスクが100%であるという考え方をすれば、「八森地域」には津波以外にも土砂災害や洪水などのリスクがあり、「八森地域」では何もできなくなってしまう。津波に対するハード対策として、高さ15mの巨大防波堤の建設も考えられますが、現実的ではないと考えます。

「秋田県地震被害想定調査報告書」で津波浸水域と想定された所は、現に多くの方々が長い間住み続けているところであります。

中浜地区も含めたこうした地域の活性化に向けては、想定されるリスクを十分考慮に入れながら、耐震性を強化するための改修や防波堤をある程度高くすることなどのハード対策と、津波を想定した避難訓練の実施や被災した場合に必要な物資の備蓄など津波被害の軽減を図る「減災」というソフト対策とのバランスを、しっかりとっていくことが大切であると考えております。

「中浜地区中心部整備事業」は、職員との意見交換の中からアイデアが生まれ、長い時間をかけて住民の安全確保や財源確保などを検討しながら政策決定したものでありま

す。日沼副町長にもその都度入ってもらいながら検討を続けてきたものであり、ただいま申し上げました考え方は共有できております。

○議長（門脇直樹君） 副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えします。

笠原議員のリスクの少ない場所を選ぶとの考えは、先ほど町長も答弁いたしましたけども、ご心配はごもっともだと思います。

まず一番は安心・安全を担保することだと考えております。町長の答弁と一部重複する所もございますけども、想定の方を少しお話しさせていただきます。

現在の秋田県八峰町地域防災計画に定めている津波想定は、平成23年7月に、国から、数十年から百数十年に一度の頻度で起きる発生頻度の高い津波、これをL1津波と位置付けております。もう一つは、先ほどから言ってるよう最大級の津波、これをL2津波と位置付けております。この2つの想定を求められて、秋田大学の学識経験者と国・県で検討を重ねてきたものであります。津波の想定は東北大学のデータベースを活用し、庄内沖地震、1833年発生です、それから新潟地震、1964年発生、そして日本海中部地震、1983年、昭和58年ですね、など参考に、沿岸部を7分割して12地点でシミュレーションしたものです。12地点での最高は秋田港の南で6m、船川港で5.7mなどで、八森地域海岸は、これでは4.7mとなっております。これを発生頻度の高い津波L1津波と先ほど申し上げたとおりでございます。

先ほど町長の答弁にもございましたけども、もう一つの最大級の津波に関しては、日本海の3海域が連動して起きる地震の規模をマグニチュード8.7と試算して、想定される県内の最大津波高は、八峰町の14.36mとされました。これをL2津波、繰り返しますけども位置付けて、平成25年8月に秋田県独自で想定したものと公表しております。したがって、L1津波のハード対策としましては秋田県沿岸海岸保全計画が策定されておまして、八森地域海岸の設計上の津波は4.7mで、防護高、これ堤防の高さですけども、5.5mとなっております。これまで八峰町の護岸の嵩上げは、この基準で実施されております。中浜海岸も護岸の整備区域に入っております。L2の最大級の津波に対しては、減災の考えに基づき、避難を中心とした総合的な対策を講じることに努めるとしてあります。

最大の想定をそのままリスクと考えれば、先ほど町長も申し上げましたように、その区域に人は暮らせなくなるし、住むことはできません。最大級の想定は決して間違いで

はございませんが、また、甘く見てるわけでもございません。そういうことを踏まえて事前の準備をしっかりと行うことが大切で、人が住めないということではないと考えております。

自然災害は、大雨、洪水、台風、土砂災害、大雪、高潮、竜巻等々、いろいろございますけども、どこの場所でもその災害形態、条件次第では100%安全な場所はないと考えます。むしろ、いつでもどこでも自然災害は起こり得るという考え方でいることが大切だと思っております。絶対に大丈夫という確証、根拠は大変難しいところでございますが、長い歴史の中で現在も八峰町の海岸部で人々が生活を営んでいるという現実と、先に説明させていただいた最大級の想定外のね背景ですけども、十分考慮に入れて、護岸整備、こういう要望したり、ハード対策ですけども、また避難などのソフト対策、こういうことをしっかりとすることで一定の安全・安心の方向性を示すことができ、住める環境になると判断してございます。不確定要素のある長い年月のこの海域での発生確率もしっかりと念頭に置きながら、今、八峰町に必要と考えることを優先する選択をさせていただきました。あらゆる事態想定という意味でのあり得ることとしての想定、これは大雨とかですね、そしてまた先ほどから言っている50年、100年という確率、この物差しに基づいた防災行政における想定なのか、こういう防災行政を行う側が何をどう考えるべきか、人間の力でどの部分をコントロールしようとしているのか、この辺が大変難しいところでございます。

津波は雨と違ってめったに起こらない現象で、そのために100年確率などという計算はできないんです。それで、まあここちょっと参考までにね、この想定、最大級の想定した秋田県の留意点です。将来発生する地震を予測したものではないと。それから、実際に発生する被害量を予測したものではないこと。それから、各想定地震の発生確率を検討していないと。そして最後に、連動地震は秋田県独自の震源モデルであることと、こういう理屈をつけてるわけでございます。それで、津波防災の場合は、したがってまして確かに記録に残る過去の最大級の津波と、こういう指標にしているのが現実でございます。日本の津波で記録残るの、ちょっと文献で調べさせていただきましたけども、江戸時代の明和の時代ですかね八重島諸島で、石垣島で85m、それから宮古島で30mと、こういう記録が残ってございます。

今、私の考えを述べさせていただきました。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○ 9 番（笠原吉範君） 大変丁寧な答弁いただきましたけども、予想はあくまでも予想であります。1987年、昭和58年5月26日、日本海中部地震、マグニチュード7.7、最大の津波高はどこに何メートルで来たかご存じですか、町長。

○ 議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○ 副町長（日沼一之君） 日本海中部地震での最高遡上高、これは田中地区の海岸で14mと記憶しております。

○ 議長（門脇直樹君） 9 番笠原吉範君。

○ 9 番（笠原吉範君） そのとおりです。私も調べました。14mですよ、あの時の地震で。それで、一番早く最速で津波が到達したのは、第1波が深浦町、8分後です。もし夜間に14mの津波が来たら、子育て世代の若い大人たちが子どもの手を連れて、15m以上の所まで真っ暗な停電している中で避難できますか。どう思いますか。お願いします。

○ 議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○ 副町長（日沼一之君） 確かにいろんな条件がございます。まあいきなり津波が来るわけではない。やはりその前に地震の揺れが来ます。で、大津波、津波警報、津波注意報、こういう情報が入りますので、その情報をいち早く地域に伝えて避難を誘導すると、こういうことだと思っています。特に中浜地区は、最短で、あの旧役場地域から避難路がございます。それからまた、万が一、車での避難が可能であれば、その道路からも国道へ出る最短距離の道路がございます。それが完全だかといえば決してそうではないと思いますけども、やはり今、先ほどから述べさせていただきましたけども、沿岸地帯、日本全国、個々を見ますと全部そういうところがたくさんあるわけです。けども、そういう自然との享受をしながら、やっぱりそういう津波対策どうしなくちゃいけないのか。行政、それから地域の方々、職場、一丸となってそういう津波対策を考えて、万が一の時に自分の身を守ると、こういうことが大切だと。これが今の防災上のできる根本となってございます。

○ 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9 番笠原吉範君。

○ 9 番（笠原吉範君） ①についてはまずこの辺にしておいて、②に行きたいと、質問したいと思います。

まずは端的に答えていただきたいです、町長。東日本大震災の津波の後、被災地をご覧になったことありますか、町長、副町長。あるとすれば、どこを見たのかお話しください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、陸前高田市から、それから石巻、気仙沼、あの辺まで見てまいりました。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 当時、現役でございましたので、まずうちの隊の赴任地は山田町でした。その山田町、それから南三陸町、そして釜石、沿岸部ほとんど、八戸までずっと回りました。最後回ったのは4年後ですけども、復興はまだまだだなど、こういう感じをしております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 驚きましたね。私もちょっと知り合いがいることで仙台市と陸前高田市を訪れました。よくあの光景を目にした方がこういう計画を立てるなど、私は今ちょっと啞然としてますね。私は陸前高田のあの海岸線に行った時に、もう本当に瓦礫の山、そしてあのおい、あの光景が目には焼き付いて、もう自然に涙が流れてきたのを覚えております。明日来るかもしれません。100年来ないかもしれません。それは誰も分からないことです。

2月5日の議会全員協議会の町長の発言があります。ここに全員協議会の概要っていうのがありますが、町長はですね、びっくりするようなことをおっしゃってるんですね。人命が失われることを防ぐことが大切と考えるけども、建物は保険で賄えると。町長、これは首長としてどうかしていると思えないですよ。あの3.11の被災地の瓦礫から見つかったアルバムとかですね写真とかが一堂に1か所に集められて、被災した方々が自分のものはないかって探しに来られた光景、テレビで見たことありませんか。私の親戚や友人も火事で全焼して、何も持ち出せない知り合いがおりました。その方が一番、なるほどね、保険で建ちましたよ、家は。その方が、人たちがね口々に言うのは、子どもの小さい頃の写真もなくなった、両親の遺影もなくなった。分かります、町長。こういうリスク、若い人に負わせていいんですか。今現在、人が住んでいるからいいっていうものじゃないでしょ。町民の命と財産を守るのがあなたの仕事なんです。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この自然災害の中の津波、地震っていうのは、いつ起こるか分かりません。で、そこの部分で、平成28年3月に秋田県が公表しておりますが、「津波

浸水想定について」というふうなものがあります。その中で、先ほど副町長お話にありましたL2津波、最大クラスの津波ですよ。で、14.36m部分来た時に、どういうふうにすればいいかという部分の基本的な考え方を述べております。その基本的な考え方の中では、住民等の生命を守ることを最優先とし、地元の避難を軸にソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な対策を確立していくこと。もう一つは、被害の最小化を主眼とする減災の考え方に基づき、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や退路避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実践していくというふうなそういう基本的な考え方を述べております。で、先ほど来、まあどういう津波がいつ来るか分からないんですけれども、だからといってそこさ住んでる人方、その部分については十二分に配慮しつつも、その部分については人を住まれないとかそういう部分でやっていくつもりはないというふうなそういう形でなくて、やっぱり十分配慮しつつ、その命を守る部分を優先としながら、そういう地域の活性化の部分も取り組んでいかなければならないというふうな思いを話したつもりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 町長ね、ちょっと私、調べたのを今お話しします。

町長はね、もう一つ大変、私も、2月5日の全員協議会の時にこういう発言もしてるんですね。津波100年に一度なのか、1000年に一度なのか分からないと、こういう発言をしております。私の調べたところですけども、日本の国土は全世界の0.28%です。日本の国土ですよ、全世界で。で、ちょっと古い資料ですけど2000年から2009年まで、マグニチュード6以上の地震、この20.5%が日本なんです。で、全世界の活火山の7%が日本にあるんです。正に日本はね世界一地震に備えなければいけない国なんです。学者がね、50年来ないかもしれない、100年来ない可能性もないって言ったってね、明日来るかもしれないですよ。あなたは町民の命と財産を守る、もう八峰町のトップですよ。今暮らしてる人たち、町のにぎわいも分かります。でも、新たにそこに若者を住まわせるという感覚が私には理解できません。もう一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員が言われる部分は、まあ正論ですから反論はできないんでありますけれども、私とすれば、そういう地域の部分をどうやって元気づけていくかっていう部分も、もう一つの仕事があります。その部分については、まあいわゆる

こういう津波、いつ来るか分からない津波の部分への備えも十分に配慮しながら、その地域の部分の生命を守るというふうなそういう部分を、財産も一緒に守るという形であればそこに対する新築もできない、支援もできないし、何もできなくなるわけでありますので、まあそういう部分については配慮しつつも、そういう地域であっても活性化していかなきゃいけない、そういう役目もありますから、その部分もやっぱり考えていかなければいけないというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 例えばですよ、今回の秋田の新屋のイーグリス・アショアの問題ですよね。まあ新屋にできたからといって、某国のミサイルが飛んでくるなんてことは確率的には非常に低いわけですよ。それでも秋田県のほとんどの議会が反対に採択を出してます。コロナウイルスの感染です、今回。秋田県に誰も一人も発生していない状況で、学校を休校するという英断を下したじゃないですか、町長。何でこのこういうリスクに対して英断を下せる人が、災害のリスクは町がにぎわえばいいというその一点だけで、どうしてこういう計画を進めていくんですか。もう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その部分だけを全面に出していきますと、やっぱり現に人が住んでるところの地域のいろんな抱えてる問題があるわけですから、その部分を踏まえながらも取り組んでいく、そういう考え方も必要だと思います。で、実際の問題として、まあいわゆるここの旧役場跡地の部分について、避難路が直結してるわけです。で、その部分が一番まず揺れが来た、で、避難路すぐそばにある。その部分が使えるように、その全協の資料でも書いてましたけれども、ちゃんとしたバイパス道路、そこに行く道路も造るというふうなそういう部分も一緒にしながら、やっぱりその両方の部分をにらんでいかなければいけないというふうに、そういう考え方です。

確かにコロナウイルスの部分、これは初めて国が先手を打って、発生してない所に対してもまあいわゆる外出の制限を求めたという部分で、これはやっぱり防災上は大変いいことだと思いますけれども、ここの部分と、今現に目の前に来ているそのコロナウイルスの危機の部分と、いつ発生するか誰も分からない、明日来るかもしれないですよ、いつ発生するか誰も分からないその部分に対する考え方の部分については、やっぱり整理しないといけないというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○ 9 番（笠原吉範君） 次に、③のこの意向調査について伺います。

これは、さっき20代から40代の若者について調査をするということですが、どう
いうその結果が出れば続行、どこまでどうなら計画変更とかそういう、例えば過半数以
上賛成したら継続するんだとか、そういう線引きはしてあるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 線引きはまだしておりません。まずどういうふうな、個人的に
は若い人たちにいろいろ話しますと、個人的にはそういう部分に関してはそういう有利
な制度であればそこに行くよって、避難路もあるんでしょっていうふうな話あるん
ですが、まあ私とすればそういう今の若い人方がどういうふうな認識でいるのか、その上
で判断したいと思います。半分が賛成すればいいとか、そういう問題ではないと思
います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○ 9 番（笠原吉範君） 今回この意向調査を行うということはですね、2月5日の協議会
において、私も含め3人の議員が反対したわけですね。この3人の議員の反対を経て
意向調査をするものだと思いますが、そもそも意向調査をするということ自体
ですね、そのリスクの大きさを認識してるんですね、当局は。なぜそれを無理に進めよう
とするんですか。

で、今回の来年度予算に、津波と土砂災害のハザードマップを新たに作るという経費
があがっております。是非ですね、このハザードマップができてきたら、災害のリスク
の津波や土砂災害のリスクの少ない場所に計画を変更してくださいよ。どうしてあそこ
にこだわるんですか。命より利便性が大事なんですか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何度も繰り返しになりますけれども、いわゆる災害に対するリ
スクの部分には十二分に配慮しつつも、現実にはそこに住んでいる地域の人方の課題の解
決に向けたそういう部分も必要だというふうに思ってます。で、そういう部分で、まあ
全体を考えた場合に、こう住む、あるいは生活する、それから子育てするという観点か
らは、今の旧八森役場跡地が一番適しているんだらうなというふうなそういう思いから
であります。ですから、こう津波に対するリスクを軽く見てるとかそういう問題ではな
くて、その部分に対して十二分に配慮しながら、いざという時は県も話してますよう
に人命最優先という形の中で、町としても取り組んでいかなければいけない問題なん
だらうというふうに思ってます。決してこう、そこに住んでる人方の命を軽んじてるとい

うそういうわけではありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） そろそろこれで最後にしたいと思いますが、地震による津波が明日来るかもしれません。そして、我々が命あるうちに来ないかもしれません。これは誰も分からないことです。しかし、計画どおりにこの事業が続行されて津波によって人命や財産が失われたとしたら、町当局はもとより、それを容認した我々議会の責任も大きく問われることとなります。是非このような津波が起こらないことを心から願って、今日の質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで9番議員の一般質問を終わります。

7番議員に伺います。時間が25分ほどしかありませんが、どうしますか。

○7番（見上政子さん） 休憩しますか。このまま続けるの。

○議長（門脇直樹君） だから見上さんに聞いてるんです。

○7番（見上政子さん） 私は切る所で切っていいです。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○7番（見上政子さん） はい。

○議長（門脇直樹君） このまま会議を続けたいと思います。

7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。4点にわたって質問いたします。

はじめに、災害時の対策についてです。

その1つに、生活圏の中に県道、町道の電柱がかなりの数が立っています。1月の休日、電柱が折れているのを何人かが発見しました。県道で通学路にもなっているので、役場にすぐ電話しました。当直の方は電力会社に電話してほしいという話でしたので、早速連絡を取りました。東北電力の当直がすぐ来て、自分の方ではない、NTTに連絡を取ってくれました。翌朝、早速3台の工事車が工事を始めて入れ替えました。二、三日かかりましたけれども。町のカーブミラーが根元から腐食して倒れて車に損害を与えたことが報告されましたけれども、共通した問題ではないかと思います。

そこで伺います。電柱が立てられた時期を町は把握しているのでしょうか。事業主と連絡を取り合って調査する考えはないですか。今後このようなことがないようにするた

めにはどのような対策をとるつもりか伺います。

2つ目です。避難訓練について伺います。

ハザードマップは、全町の土砂崩れや津波避難区域が一目瞭然に分かると聞いて、私も期待をしています。災害の違いによって、どのルートを通るのか、どこに避難するのか、常日頃から体にたたきつけておかなければなりません。定期的な計画を立てることが大事だと思います。町主導で、自治会の協力を得て、どのようにリーダーシップをとっていく対策を考えているのか示してください。

3点目は、防災無線は全戸に配置されていると思いますけれども、聞こえない話を何人かから伺いました。当然、当局も把握してるとと思います。停電の時が大変だったという話もあります。原因は何か、どのような対策をとっていくのか、考えをお聞かせください。

2項目目の通称学童保育、放課後児童クラブについて伺います。

新型コロナウイルスで学校関係者職員は大変難儀していることを、敬意を表します。このような避難時に児童を守る大きな役目を果たすのは、学童クラブです。大変だけでも頑張っしてほしいと思っておりました。当局も、児童数の最大利用を見越して支援員を4人手配し、それぞれの所に4人を振り分けたということを知りました。教室の利用も考えたと思います。利用児童数はそれぞれ1人とあって驚きました。祖父母に預けたり、一人で留守番をする選択をしたことと思います。その後の体制はどのようになっているのでしょうか。今後長引いた場合の対策の考えについて伺います。

ウイルスによる感染の広がり、特に衛生面に気をつけなければならないのは誰でも知っています。1日学校内外で運動したり遊んだりして、ほこりをいっぱい付けてランチルームに入ります。勉強はテーブルで、遊びは床で、先生たちは大変な思いをしています。長期休暇はここで8時間を過ごすことになります。

峰浜小学校は、10月から水沢子ども園が空きになるので、学童クラブに利用したらどうでしょうか。八森地区でも、旧八中や子ども園、八小の向かいの個人のレストランが空きになっています。こういうことを利用することを考えないでしょうか。

3項目目は国保税の負担軽減について伺います。

その1つに、均等割をなくすことを考えないでしょうか。均等割は、赤ちゃんから18歳未満の高校生、働いていない子どもたちからも徴収されます。介護の支援金も負担する仕組みになっています。企業の協会けんぽ保険料は、収入段階に分けて標準報酬月額

が決められて事業主と折半になって、あくまでも収入によって決められています。国保税は所得割のほかに均等割、資産割、平等割があるため、料金の差が20万円近くあります。このようなことから、全国知事会は国に1兆円の補助を求め、全会一致でこれを決めました。負担軽減のために均等割を軽減する自治体が増えてきています。最近では仙北市、湯沢市でも議会で決定しました。一般会計から法定外の繰り出しは赤字穴埋めには使えませんが、それぞれ以外の必要とあるものには認められています。

それと関連して、短期保険証と資格証明書の発行について伺います。これらのことは事務的にもご苦労していることは承知していますが、国保会計がこの2つの発行に伴って滞納額が減ったという事実があるのでしょうか。払いたくとも払えない世帯は、毎年繰り返し6か月ごとにいくらかのお金を払って窓口で保険証を更新しています。資格証明書は16世帯25人だそうですが、病気にかかっても医者に行けないと決めつけて暮らしているのではないのでしょうか。新たに短期保険証になるかもしれないという人は、貧困から起きた出来事をきっかけに精神障がいを患い、別の重大な疾患があるのですが、経済苦から治療を中断しています。保険証がなくなったらどうしようとおびえています。滞納世帯に支払い計画を立てさせる。支払いは直近から解決していく。5年以降のぎりぎりの滞納支払いをやめないと、10年も前の支払いに追われ生活が改善されません。このようなことに町長はいかがお考えなんでしょうか。

ウイルスの感染の広がりを抑えるために、せめて資格証明書の発行をやめてほしいというのが今全国に広がっています。十分な栄養と休息をとれない人にウイルス感染が入りやすくなります。安心して暮らすためにも、短期保険証、資格証明書の発行をやめることを考えないですか。町長、よろしく願いいたします。

最後に風力発電について質問します。

その1つに、峰浜地区に立っている風力発電は、3,200kWが7基、2,400kWが2基、その後で2,000kWクラスが1基立ちました。これが主なものです。これが住民に健康被害の影響を与えるのではないかと思われているものです。今後の計画では、峰浜地区にあと4基、広域農道に4基と、本数は減りました。減って変更になりましたけれども、その分、巨大なものができます。今の3,200kWよりも1,000kWも多い出力ができるそうです。羽の大きさも高さも断トツに大きくなります。住宅地はもちろん、農作業にも影響が出るのではないのでしょうか。北大の先生の調査によると、65デシベルから45デシベルの範囲で、住民の0.9から16.1%の人が圧迫感、震動感が現れています。沼田地区や

周辺で健康について不安を覚えている人がいます。ある早朝、国道を走っていると、ゴーという低い音を聞き、降りて確かめました。風車の近くの人たちは一晩中聞いているのかと思うと、心配になりました。天気や風量、羽の向き等いろいろな条件は違いますが、よく感じる人は家の中の方が耳鳴りが強いと言われていています。体調悪いと、自分でどうしようもないようです。機械で測ってほしいという声もあります。沢目財産区は、風力発電による増収が予算に計上されています。町も固定資産税の増収分を見込んでいますが、町民に還元して、低周波音と騒音測定器の購入を考えないでしょうか。考えをお聞かせください。

次に関連して、八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした建設に関する手続きのガイドラインについてが発表されました。風力発電について、町民にどのような効果を発揮するか、考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。午後1時より当局の答弁から再開いたします。

午前 11時44分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 傍聴席の皆様には、午後からも引き続き傍聴していただきまして誠にありがとうございました。

それでは、私の方から4問の質問に対して、1問目と3問目と4問目を私がお答えし、2問目については教育長の方から……そういうことで進めてまいります。

見上議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「災害時の対策について」であります。近年、熊本地震をはじめ西日本豪雨、昨年では台風15号から台風19号と全国各地に大規模な災害が発生しております。特に、大型で非常に強い台風15号では、千葉県内において、強風により送電塔2本と電柱84本が倒壊したほか、約2,000本の電柱が損傷し、大規模な停電が16日間も続き、日常生活に大きな支障を来しました。

八峰町においても、災害発生時ではありませんが、令和2年1月12日に、県道椿台小入川線の茂浦地区で、NTTが管理する電柱の上部が折れるという事故がありました。

住民生活に大きな影響はありませんでしたが、住民の皆様に大きな不安を与えたのではないかと考えております。

電柱を管理しているN T Tに確認したところ、この電柱は、26年前の平成6年に設置されたもので、アスファルト下部にある支柱アンカー杭が塩害により腐食したことにより折れたという報告がありました。また、この電柱は、平成29年6月に点検しており、その際には異常が確認されなかったということでありました。

八峰町には、東北電力が管理している電柱が約4,600本、N T Tが管理している電柱が約4,200本あります。これらの定期点検については、東北電力は5年に1回のサイクルで社員が目視により点検を実施しているほか、台風などの異常気象後には臨時点検を実施しております。また、N T Tは10年に一度、傾斜やコンクリートの損傷などの項目について点検を実施しております。

今回の事故を受け、町では、電柱の管理者である東北電力とN T Tに対し、事故直後の一斉点検と台風や大雪等の異常気象後にも臨時点検を実施するよう要望したところであり、今後とも連絡を密にしながら、事故が起こらないような対応に努めてまいります。

次に、「ハザードマップの危険区域の周知について」のご質問にお答えいたします。

現在住民に配布している防災マップは、「地震・風水害・火災に備えての防災マニュアルマップ」や「津波ハザードマップ」など3種類の防災マップを配布しておりますが、住民の方々から、災害が発生した場合に、どのマップを見て避難したらいいのか分からないという声が寄せられております。

そこで、令和2年度において、土砂災害警戒危険箇所、津波浸水想定区域及び町指定避難施設などの情報を見やすく、かつ分かりやすく一冊の本にまとめた「防災ハザードマップ」を新たに作成し、全戸配布することとしております。さらに、災害時の情報配信として、町のホームページを活用した「防災情報配信ホームページ」を作成し、住民や観光客等がスマートフォン等を利用してリアルタイムに災害情報を確認できるシステムを整備することとしております。

また、避難訓練については、災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとれるよう、「八峰町地域防災計画」に基づき、「日本海中部地震」の大惨事を教訓に制定された「県民防災の日」に、地震・津波・水害等を想定した「町総合防災訓練」と、秋の火災予防運動初日の11月第1日曜日に「町消防総合訓練」を実施しております。

今後は、これらの訓練に加え、大雨による自然災害等を想定した「土砂災害防災訓練」

を新たに計画し、避難経路の確認など実践的な避難訓練を実施するなど、災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「防災無線について」のご質問であります。八峰町における防災行政無線は、役場庁舎に設置している親局から糠森山中継局に電波を送信し、そこから岩館と大沢と岩子の中継局に電波を送信、さらに、そこから各家庭に設置されている戸別受信機にリアルタイムで情報が伝達されるという仕組みになっています。また、屋外においても、63か所の屋外拡声子局から屋外放送を伝達しております。

各無線局については、定期的に点検整備を実施し機能の維持に努めているほか、各家庭の戸別受信機についても、「受信放送が聞こえない」や「電源が入らない」などの問い合わせなどが寄せられた際に、役場担当職員が受信機の点検を行っております。

また、戸別受信機の電池交換や清掃などを行っても受信できない時は、使用可能な代替の受信機と交換するとともに、アンテナの損傷や配線等の断線が原因の場合は、後日、保守点検委託会社が訪問して修理を実施しております。

災害時における通信の確保は、救急、救助及び災害対策において極めて重要であり、災害時に住民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、今後とも万全な対応に努めてまいります。

3問目の「国保税の負担軽減について」のご質問にお答えします。

まず、「子育て中の国保世帯に対し、一般会計から法定外繰入を行い、18歳未満の均等割を免除することを考えないか」とのご質問であります。八峰町における国保税の算定は、保険税負担能力に応じて賦課される応能分として所得割及び資産割、また、受益に応じて等しく賦課される応益分として均等割及び平等割の区分により構成され、均等割は被保険者ごとに、平等割は世帯ごとに賦課されます。また、八峰町の国保会計は、被保険者数の減少により国保税収が少なくなっていく中で、1人当たり保険給付費が増加しており、平成30年度では約1,000万円の単年度赤字を計上するなど、厳しい財政状況となっております。

ご質問の一般会計からの法定外繰入については、平成30年度の国保制度改革に伴い、県が市町村国保財政の運営主体となってからも、国では、本来徴収すべき保険料を軽減しているという観点から給付と負担の関係が損なわれるということで、県を通じて、市町村の法定外繰入を厳しく制限しております。

したがって、一般会計から法定外繰入を行い、18歳未満の均等割を免除することは、

金額的には約330万円ではありますが、決算補填等を目的とした法定外繰入とみなされ、国の保険者努力支援制度交付金の減額をはじめ、国保制度改正に伴う激変緩和措置が受けられなくなることや、県に赤字解消計画を提出し計画的な税率の見直しを求められるなど、八峰町国保事業に大きな影響を及ぼすこととなりますので、大変困難であると考えております。

町といたしましては、町民の皆様がいつまでも元気で暮らせるよう、心と体の健康づくりをはじめ、糖尿病性腎症重症化予防や健康診査の受診率向上などに力を入れてまいりたいと考えております。

次に、「短期証明書と資格証明書の発行は、国保財政にメリットがないのではないか」とのご質問であります。ご承知のとおり短期被保険者証は、保険税を滞納された場合に発行する通常よりも有効期間が短い保険証であり、本町では6か月の有効期限の被保険者証を交付しています。

また、資格証明書については、国保制度の被保険者間における負担の公平を図るという観点から、特別な理由がなく1年以上保険税を滞納された場合に被保険者証を返還していただき、それに代わるものとして交付される証明書であります。この場合、資格証明書を交付された被保険者は、医療機関窓口で一旦医療費の全額を支払うこととなりますが、その後、被保険者の申請により市町村が被保険者に給付割合相当分を特別療養費として支給することになっています。

短期被保険者証や資格証明書を交付する趣旨は、滞納世帯との接触の機会を設け、保険税の納付を相談する機会を確保することであり、具体的には、滞納者に短期被保険者証等を交付する前に文書や電話による督促や戸別訪問などにより保険税の納付相談を行うとともに、保険税の減免制度、生活保護及び多重債務問題等の相談窓口の周知などを行いながら、滞納者が相談しやすい環境を整えることでもあります。

特に、資格証明書については、短期被保険者証を活用しながら滞納者との接触の機会を図り、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で被保険者間の負担の公平を図る観点から交付しております。

いずれにいたしましても、国民健康保険は加入者相互が支え合って成り立っている制度であり、納付していただいた保険税は加入者の医療費に充てられる大切な財源であります。保険税の納付が滞ったままで放置されますと、厳しい国保財政が更に厳しくなっておりますので、保険税の納付を相談する機会に繋がる短期被保険者証と資格証明書

の交付は、国保財政にとって大きなメリットがあると考えます。

また、病気の早期治療・早期発見、ウイルス対策等については、被保険者が医療を受ける必要が生じ、医療機関に対する支払いが困難である旨の申し出を行った場合には、特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することで対応したいと考えております。

4問目の「風力発電について」のご質問にお答えいたします。

まず、「風車建設予定地の1km圏内に住宅地や田んぼがあり、体調不良を起こす住民が出てくるのではないか」とのご質問であります。ご指摘の計画は、「白神ウインドパワー株式会社」が計画している「能代山本広域風力発電事業」であると思います。住民が体調不良を起こす可能性につきましては、現在、風車の建設場所から1km圏内に住宅地や田んぼがある地域で運転されている風力発電所として、沼田地区に7基建設し平成31年2月から商業運転を開始した「八峰風力発電所」、目名潟地区に2基建設し令和元年5月から商業運転を開始した「峰浜風力発電所」などがありますが、これまでのところ、近隣住民から騒音や低周波などによる体調の変化に関する苦情は寄せられていない状況にありますので、「能代山本広域風力発電事業」においても、見上議員がご心配されるような事態となる可能性は、低いものと考えております。

次に、「低周波測定器や騒音計を購入する考えはないか」とのご質問であります。風力発電施設から発生する騒音及び低周波音につきましては、国が定める環境影響評価法に基づき、事業者の責任において適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を住民に説明することが義務付けられております。また、事業者は、環境影響評価手続における「準備書」の審査段階において、環境大臣が求めた場合は環境モニタリングを行うこととされており、また、その実施方法等を「評価書」に記載するとともに、結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずることとされております。

このように、騒音及び低周波音などの影響評価は、事業者の責任において実施されるものと認識しておりますので、町で騒音計や低周波測定器を購入する必要はないものと考えております。

次に、「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」の効力についてのご質問であります。このガイドラインは、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入を計画する事業者と町との調整手順を示すとともに、事業者が順守すべき事項を明らかにし、地域住民に十分配慮した事業実施をより確実に履

行していただくため、制定したものであります。

国の「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」では、事業者に対し自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するよう努めることや、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることが定められております。国のガイドラインの順守は、FIT法に基づく事業認定の条件とされておりますので、必然的に町ガイドラインに即した対応が事業者の責任において取られることとなります。そして、町ガイドラインに基づき、町は計画策定、工事着手及び工事完了の各段階において、事業者と情報共有し適切な助言を行うことができるようになり、事業者は地域住民への十分な説明と配慮を行うことで、地域住民の理解のもとで事業を進めることができます。地域住民にとっては、風車の規模や建設場所、工事工程における安全対策について、自分たちの意見や要望を適切に計画に反映させることができるなど、円満な事業推進が図られていくものと考えております。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 次に、学童保育については、私の方からお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う安倍総理からの要請により、全国規模で小学校・中学校・高等学校が休校になっております。

八峰町でも、3月2日から3月19日まで町内の3小・中学校が休校しており、その間、感染防止の観点からできるだけご家庭で過ごすようお願いしたところです。保護者の仕事の関係などで放課後児童クラブを利用する際は、児童の受け入れは原則1年生から3年生までとしつつ、4年生以上でも受け入れることとしております。その結果、3月2日以降、八森児童クラブの利用者は1日当たり1名から2名、峰浜児童クラブの利用者は1日当たり7名から10名にとどまっており、感染防止の取り組みを保護者の皆様からご理解いただいているものと考えております。

「長時間、1年生から6年生までランチルームで過ごすことがベストと考えるか」についてお答えします。

「八森児童クラブ」は八森小学校のランチルームを利用しており、登録児童数が60名で5名の支援員が指導しております。また、「峰浜児童クラブ」は峰浜小学校のランチルームを利用しており、登録児童は67名で4名の支援員が指導しております。「八森児童クラブ」、「峰浜児童クラブ」とも、平成27年4月までは登録できる児童が1年生か

ら3年生まででありましたが、国の法律が変わり、それ以降は1年生から6年生まで登録できるようになりました。

児童クラブ設置に当たっては、一児童当たりの面積要件があり、国の基準によると児童当たり1.65㎡以上となっております。八森児童クラブが利用している八森小学校のランチルームは、面積が254㎡であり、登録児童一人当たりの面積が4.2㎡、峰浜児童クラブが利用している峰浜小学校のランチルームは、面積が192㎡であり、登録児童一人当たりの面積が2.8㎡となっております。

児童クラブの利用は、登録児童が毎日利用しているわけではなく、常時利用者はそれぞれ30名から40名となっており、国の面積基準を大きく上回っており、広さとしては問題ないものと考えます。

さらに、4年生以上の児童は、授業の終了時間が遅い上、ほとんどの児童がスポーツ少年団に加入しているため、1年生から6年生までが一緒に利用する時間は短時間であり、一緒に利用は問題ないものと考えます。

次に、「旧学校施設や新たな空き子ども園など有効活用する考えはないか」についてお答えします。

先ほどお話ししたように、児童クラブの常時利用者は30名から40名であり、児童の居住スペースは十分確保されているものと考えております。

国は、平成30年公表の「新・放課後子ども総合プラン」において、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを目的とし、新たに児童クラブを整備する場合は、学校施設を徹底的に活用し、新規に開設する児童クラブの約80%は小学校内で実施することを目指しています。

子どもたちが現在のランチルームを利用する場合は、授業が終わってからすぐ児童クラブへ移動でき、移動時間も短く、交通の安全性等を総合的に考えた場合、現在のランチルームの使用がよりよいものとなると考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 1問目について再質問を行います。

まず、千葉県の場合が出てきたけども、大変な数がやっぱり電柱が町内に張り巡らされてるなということが分かりました。倒れているのと、それから町内にかなりの数が電

柱があるということが再認識いたしました。この点検も5年に1回とかということで、町の方でも要望を出してくれて、しっかりやってほしいということで要望を出されてましたので、この点についてはまたその都度どうなってるのかということを確認していきたいと思います。

2つ目のことですが、避難訓練についてですが、異常気象、雨とか自然災害とかこういうことも考えられるので、こういう対策をとっていくということですが、それと併せて、夏の高温時の30度以上の天気が続いた場合、特に高齢者なんか、コミセンを利用していただきというそういう指導もやるべきではないかなと私は思います。それと、まだはつきり町がリーダーシップをとって避難訓練をするというのがあまりちょっと答弁の中に見えてこなかったんですけれども、是非これも自治会任せではなくて、町が主導をとって計画的に、どこどこで何回やったとか、本当に避難訓練が体に染みつくまで町民に訴えていかないと、こういう危険な所に住んでいる人たちの安全は確保できないと思っております。この点について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの避難訓練の部分につきましては、現在のところは、まあ八峰町の地域防災計画に基づきまして、県民防災の日に地震・津波・水害等を想定した町の総合防災訓練、それとあと秋の火災予防の関係の町消防総合訓練を、これ計1回ずつですけれども2回実施しております。

今後は、今回のハザードマップの作成を機に、新たに土砂災害防災訓練を行いたいというふうに思います。ここに書いてませんが、それ以外にも今年度、町の住民で防災士の資格を取った方が3人おりますので、その防災士の方々の力も借りながら、各自治会に自主防災組織というふうなそういう取り組みを進めていきたいというふうに考えております。この避難訓練部分につきましては、この回数でいいのかどうかも含めながら、もう少し回数を増やしていかなければいけないのかなというふうな感じは思っておりますので、ただ、今の体制の中でどういうふうにいけるのか。自主防災組織と避難訓練、そういう両方の部分でアプローチしていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 防災士が3人いるということで、これから各自治会に入っていくと思うんですけれども、是非計画的にやられるということを期待して、第1問につい

ての答弁はいりませんので、これで終わります。第1問目については終わります。

第2問目のところではいいですか。

○議長（門脇直樹君） いいですよ。

○7番（見上政子さん） じゃあ、第2問目。教育長に伺います。

答弁は相変わらず同じ答弁で、これはランチルームの広さ、全てが児童1人当たりのスペースと考えるということ、これもちょっと驚きです。ランチルームはランチルームとして1人分のスペースがあるのですけれども、学童を利用している人たちの児童たちのスペースとこれを絡み合わせてるっていうことは、これはちょっとどうかなと思います。

それで、今、コロナウイルスもある程度落ち着きが出てきたのか、魁新報によりますと、秋田市では臨時休校時の学童保育を新たに139人受け入れるということになっております。八峰町でも八森で1人か2人、峰浜で7人利用しているそうですけれども、再度これを呼びかけて、児童たち学童利用できるんだよということをやるとは考えはないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 放課後児童クラブについて、この新型コロナウイルスの関係で、まず19日までは休校措置という形で取り組んでいるというようなことで、その放課後児童クラブの方もそのようにこう進めておりますが、その後、春休みになるっていうことで、当初はまずその以後のことについてはまだ計画立ててませんでしたけども、先週の金曜日に校長会を開きまして、その後、あさって臨時の教育委員会を開いて、20日以降のことについて再度話し合っただけで決めたかなと思ってます。

その中で放課後児童クラブですが、春休みの春季休業中の放課後児童クラブということを進めていくこととなりますが、まず基本的には今までと同じような形で8時から18時30分まで、同じようにこう開所していきます。で、基本的にもし人数が多い場合ということも想定されますけども、今回の場合まず少ないんですが、もしかしたら人数多い場合等も考えて、ランチルームで狭くなった場合、やっぱり分散されるっていうことで例えば音楽室とか図書室等も使うことも考えられますが、教職員がいない時間帯、例えば夕方、勤務が終わった時間帯、あるいは土曜日とかは、そちらの方を閉めなきゃいけないので、幸いランチルームはその中とランチルームをこう遮断すること、鍵掛けることができますので、そういったことで対応して春休み中も引き続き放課後児童クラブを継続していきたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 教育委員会開いて、早速春休みについて考えるということですが、是非これは考えてもらいたいと思います。

で、引き続きという意味は、今までのとおり、家で見れる人は家で見てほしい、また、八森は1人か2人、峰浜は7人というふうな路線でいくんですか。それとも、今、教育長のお話だとまだまだ増える可能性があるっていうことは、今までのを取っ払って、再度、学童保育を利用する人は利用してくださいということになるのですか。一言でお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 本来、春休みは放課後児童クラブの支援員の方がやります。で、今までは昼の時間帯、その方がいませんでしたので、学校の特別支援の方に見ていただきました。ですので、春休みは若干こう形は変わりますが、放課後児童クラブの保育規模というかレベルっていうのは同じようにやりたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 子どもたちももう狭い家の中で本当に大変な思いをしていると思います。その辺を考慮して、学校で、また校外、グラウンドを使ったりして思いっきり走り回れるような対策をとってもらいたいと思います。2項目目は答弁はいりません。

3項目目、いいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） はい、どうぞ。

○7番（見上政子さん） 3項目目に行きます。説明は縷々よく分かりました。それでですね私が聞きたいことは、滞納者に対して支払い計画を立てるのがどのくらい進んでいるのか。それがどのように実施されてきているのか。それと、未納のなった分を納めたいと思っても、5年先、5年ぎりぎりのところで払われるとまた遡ってまた5年のところを払わなければいけない。そういうことで予算でも聞きましたけれども、平成18年からの未納の分も納めている人がいるようですので、是非これは不納欠損にして出してもらって、今後納付する場合は最先端のところから支払い計画を立てていくような、こういうふうなことをやってもらいたいと思います。これは、ほかの市町村の場合は常識であります。是非この点について答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

○町長（森田新一郎君） すいません、ちょっと休憩。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時35分 休 憩

.....

午後 1時36分 再 開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

状況ですけれども、現在分納中の方、18世帯おります。今年度中で滞納が解消された世帯は1世帯です。分納誓約につきましては、この世帯ごとの状況もありますので原則論で回答させていただきますけれども、原則、滞納額に対する分納計画となります。ということで、滞納額全体に対する計画ですので、その計画が出た時点で滞納の承認ということになりますので、時効の中断事項になります。あとは、その後どのような計画でもっていくか、また、その滞納世帯の方の実際の状況を見て判断することになると思います。いずれ直近のものからやろうとどうなろうと滞納額に対する承認ですので、時効の対象の中断になります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 自分でこの部分を支払いたいんだけどもっていうふうなそういうことは選べるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 選ぶことは可能です。あくまで納付者がこの分を納めたいということであれば、そのように扱います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 平成18年からの未納の人もいるようなんですけれども、これはどのように今後解決していくつもりでしょうか。5年の不納欠損というのをこれは町のあれで決められてますけれども、こういうことは続けていくつもりですか、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 先ほど申したとおり、あくまで滞納額の承認を受けたということですので、それをもって時効の中断ということになりますので、何年経ったか

ら欠損で落とすとか5年経ったら時効になったということにはならないです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） その払いたくとも払えない人たちのことを考えると、ずるずるずるずるその10年も前のその保険の滞納額を納めなくてはいけないというそのやり方は、やはり見直した方がいいと思います。それで、答弁にもありましたけれども、滞納者に対して減免制度とか生保に繋げるようなことの指導もしてるということですが、是非この点を強めてもらって、失業して収入がない場合は減免制度というものがあるんだよと、それでそれを進めることによって滞納額も減ってくるし、不納欠損も少なくなってくると思います。是非この点を強めてもらって負担を軽減してもらいたい、こういうことをお願いして答弁はいりません。

4問目、よろしいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） はい。

○7番（見上政子さん） 風力について伺います。

まあ町長の答弁では、住民のその届け出がないと言われましたけれども、実際に私も感じるんですけれども、風車の近くに行った場合、胸が苦しくなります。で、「うっ」という、こういうふうになります。それと、だけどそこの場所を離れば、また何ともなくなったり。で、そういうことを繰り返して、例えば休み、仕事をしてる人は休みの間、家にいると、ずっと具合が悪いと言います。どこにどの部屋に寝転がっても具合悪い。それで外にいて家の中に入ってくると耳鳴りが強くなるとか、これはやはり風車の影響ではないかと思われま。だからといって町では把握してないということですが、これをいちいち今、頭痛いんだけどもっていうことは、ちょっと役場に行ってもこれ対応してくれるでしょうか。そういう意味で、もう少し調べて、それで調べるためにはいろんな器具があるんですけれども、そういう低周波音とか、にかほの方の話では200万円くらいで買えるそうですけれども、騒音機、測定機、これはもっと安いと思います。これを買うべきではないでしょうか。この風力に対する恩恵はある一部分のその沢目財産区とか、それから町の固定資産税の収入が増える、こういう部分では町民にはその利益は還元されません。そこで住んでる人たちがこういう苦しい思いをしているかもしれない。こうなってはならないという意味でも、この器具を買うことは大変なことではないと思います。是非考えてもらいたいと思います。

それと、この、これから立つ沼田地区、6基立つ、ポンポコ山に並べて6基立つ予定が4基になって、出力も1,000kW増える大変大きな風力になるんですけども、これに対する評価書というのが出てます。で、このまあ町でも見てると思うんですけども、能代山本広域事業環境評価方法書に対する勧告内容ということで、対象事業区域は多数の住居や社会福祉施設の配慮が特に必要な施設、配慮が必要だということが書かれています。また、当該住宅等を囲むように風車が設置される可能性があることから、施設の稼働に伴う騒音や風車の影について個別の住宅などへの影響も含めて適切に調査、予測を評価した上、踏まえてということが書かれています。正にそのとおりだと思います。松波苑もありますし、住宅地があそこ密集しています。やはりこの辺が勧告として指摘されてるわけですけども、これに対して何の手立ても打たないということは、町としてないと思います。是非この点を、もう一度町長の答弁を、考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 1つ目の健康被害の部分ですけども、これは是非ですね、その方に伝えてほしいんですけど、自治会長さんの方に何とかお話をさせていただければと思います。で、もしそういう形であれば、お医者さんの受診費用とかそういう部分とか、そういう部分、改善策ないかどうかについて事業者の方と町も入って折衝したいと思います。

それから、測定器等のお話ですけども、正に評価書の中にありますとおり、最初6基、水沢地区の海岸に6基立つ計画であったんですが、それが地元の説明会の中でそういう老人福祉施設がある、住宅密集地であるというふうな形の中から、そこの部分の2基を取りやめて4基にしたというふうなそういう経緯もあります。したがって、事業者の中でそういう法に基づいた対応をしているところですので、あえてまた町の方でその測定器を買ってやるというふうなそういう考えはないです。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 時間がないのでお願いだけしておきます。その方は病院にも行きましたけども、医者からは「気のせいだべ」ということで一言で終わってしまいました。お医者さんはそういうこと分かるわけないと思います。で、何か自分ばかりでないとか、それから何か私だけそういうふうにして見られるのは嫌だとか、そういうふうなこうあんまりこう、あんた特別でないのという特別視されるのもちょっと嫌だということで、その人はまた自分だけかと思って田んぼの方に行ってみたら、そのあるじ

いさんも「俺、あだまんべ悪いして、この風車の下で仕事できない」っていうふうなことを言われたということで、私だけではないんだなということが実感したようですけども、特別扱いされることに対する配慮、ここは慎重にしていかなければならないと思います。

それと、風車が減らされたと言いましたけれども、規模としては、今、ポンポコ山に建ってる3,200kWを大幅に大きくした、1,000kWも大きいものが、高さのものが建ちます。この辺を考慮してもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 通告に従いまして、一般質問いたします。

最初に、ハタハタの里観光事業株式会社について質問をいたします。

ここ数年、赤字決算になっているハタハタ館について、今後の運営については憂慮せざるを得ません。町長は施政方針説明の中で、「施設整備等の充実、維持管理に努め、誘客を進めていく」、こう述べております。町長就任後、社長として決算を2期迎えるに当たり、ハタハタ館の現状分析、改善策として具体的にどうしていくのか、どうしたいのかを尋ねるものであります。

源泉の利活用もその改善策の一つかもしれません。利活用検討委員会が設置されて答申されました。私も委員の一人でありましたが、内容的には具体化に至りませんでした。しかし、答申された以上、これをどう活用するかは当局の提案にかかってまいります。この事業、その後どこまで考えが及んでいるか尋ねるものであります。

次に、ハタハタ館を道の駅に指定できないかということでもあります。

はじめに、道の駅とはどういう性格の施設なのか。道路利用者のための休憩機能であり、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核としてその地域のまち同士が連携する地域の連携機能という3つの機能を併せ持つ、こううたっております。昨年の6月時点で全国の登録数は1,160か所に及んでおります。

我が町は2つの道の駅を有しておりますが、とりわけ道の駅はちもり「お殿水」については、この3つの機能を満たしているとは到底思われません。道の駅の制度が創設されて間もなく簡易パーキング施設としてオープンし、平成5年に道の駅として正式に登録されました。県内でもトップのオープンではなかったでしょうか。現在、ハタハタ館がですね指定管理施設として委託をし運営しておりますが、実態は非常に厳しいものと

なっております。そこで、この道の駅を廃止をし、新たにハタハタ館を道の駅として整備をしてはどうかということでもあります。ハタハタ館の昨年度の決算において繰越損失金は6,700万円を超えております。今年度も改善は期待できないと思われまます。この状況の中で道の駅整備は、将来に大きな期待のもてる方策だと思われまます。かねてより道の駅移転は非常に容易なものではない、こう伺っておりますが、しかし、今まで町として本格的な動きをしたのか、しなかったのか。今後、町として積極的な展開を図るつもりはないのか尋ねるものであります。

次に、大きな2つ目、人口減少対策について質問をいたします。

移住・定住の強化策としての事業を少し述べたいと思ひまます。住宅のリフォーム応援事業や子育て世帯向け新築事業、空家購入等の支援事業、定住促進用の空家改修事業や移転移住支援金事業、支え合い世帯向け新築支援事業、結婚支援対策事業、その他、住宅診断や耐震改修への支援制度など、数々の事業を行ってまいりました。その実績はどうだったのでしょうか。また、少子化対策としても出会い応援事業や給食費の半額措置や保育料の無料化、誕生祝金事業、高校生までの医療費の無料化や育児助成金事業等々であります。この様々な事業の効果はいつ現れるのでしょうか。毎年の出生数を見るにつけ、入学の児童生徒数、卒業の児童生徒数を見るにつけ、憂慮せずにはいられまません。いま一つ成果が出ないのはなぜか尋ねるものであります。

次に、企業誘致について質問いたします。

地方の自治体にとって企業誘致は常々求められる大きな課題であります。施政方針説明の中には、「誘致促進のため、秋田県企業誘致推進協議会主催の企業リッチセミナーに参加をし、また、能代市、3町、地域振興局主催の能代山本関東圏企業懇談会に参加して企業誘致活動策を進める」とあります。具体的な活動の中身を尋ねるものであります。

次に、地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。

地域おこし協力隊制度とは何でしょうか。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくを目的とした制度とあります。八峰町ではこの年度末に1名契約終了となります。その後の募集は計画はどうなっているのか。積極性に欠けていると思うがいかがでしょうか、尋ねるものであります。

次に、基金取り崩しをもって予算編成えざるを得ない財政状況について質問をいたします。

令和2年度の予算は、62億100万円と編成されました。しかしながら、基金からは5億9,000万円の持ち出しとなりました。昨年が5億6,000万円であり、今後の財政シミュレーションを見ると、基金の枯渇は避けられないのは明らかであります。施政方針説明の中でも縷々述べておりますが、この状況をどう捉えているのか。また、この財政見通しの中で町の将来をどう描いているのか尋ねるものであります。

よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

まずは、「ハタハタ館の課題と道の駅指定について」お答えいたします。

1点目の「ハタハタ館の経営分析と改善策」についてであります。町の第三セクター「ハタハタの里観光事業株式会社」が管理している「八森いさりび温泉ハタハタ館」は、公設民営方式を採用することを前提に町が整備したものであります。

「ハタハタの里観光事業株式会社」の経営状況は、創業当初から多額の借入金を抱えるなど厳しい経営が続きましたが、平成19年4月のリニューアルオープンからは黒字に転じ、5年間にわたり町への寄附を行うほどでありましたが、平成29年度からは連続して大きな経営赤字を計上するなど、大変厳しい経営状況となっております。

今年度も大変厳しい経営状況となっていることから、「ハタハタの里観光事業株式会社」では、改めて経営上の課題や問題点を整理しながら、今後の経営方針等を取りまとめる「経営改善計画書」の策定を進めているところであります。

改めて整理した経営上の課題や問題点としては、人口減少や地域住民の高齢化をはじめ、能代市内や三種町内の近隣競合施設のリニューアルによる利用者の減少、宴会・仕出し部門やレストラン部門といった飲食部分の赤字恒久化と赤字拡大、閑散期における過剰な人員配置や水道光熱費の増による販売管理費の増、施設設備の老朽化による利用者のイメージダウンなどを列挙しています。特に、売り上げが一番大きい飲食部門における原価率が50%弱になっていることと、売り上げ総額に占める販売管理費の割合が大きな経営赤字を計上するようになった平成29年度から78%から80%と大きくなっていることが、厳しい経営状況になっている大きな要因であると分析しています。

このため、「ハタハタの里観光事業株式会社」では、令和2年度に向けた改善策として、飲食部門における高すぎる原価率の改善、今年度から設置した「常務」も含めた人員削減等による販売管理費の減、レストラン部門の縮小、食材ロスの減少に向けた多すぎるレストランメニューの簡素化と券売機導入による人員減、道の駅はちもりからの撤退などを検討しており、今月末に開催する取締役会において協議することとしております。

次に、「源泉利活用の目処は」についてお答えいたします。

平成30年2月に八峰町新源泉利活用検討委員会から答申された報告書では、熱交換機の導入、足湯の新設、温泉熱を利用したトラフグやアワビやエビの養殖及び農業ハウス栽培などに加え、「ハタハタ館」や「あきた白神体験センター」や「産直ぶりこ」の連携強化など、ハード・ソフトにわたった幅広い分野に対する提言がされております。

ハード部分については、現在のところ、熱交換機は既に設置しましたが、それ以外の提言については、大規模な事業化が想定されること、事業主体をどうするのか、採算性が確保されるのか、設置場所をどうするのかなど、実現に向けて解決しなければならない課題が多くあることから、実現の目処をつけられない状況にあります。

私としては、「ハタハタ館」や「あきた白神体験センター」をはじめ、「産直ぶりこ」や「御所の台ふれあいパーク」などが集中しているこのエリアは、八峰町を元気にするための大きな拠点になるところであり、提言されているハード面の整備は、このエリアをどのように整備していくのかという方針を定めながら検討していかなければならない課題であると考えております。

しかしながら、このエリアにおいて中核的な役割を担わなければならない「ハタハタ館」の経営状況が、先ほどお答えしましたように大変厳しい経営状況にあり、まずここを何とかしなければならない、「ハタハタ館」の経営を安定させなければならないことが一番急がれる課題であると認識しています。

「ハタハタ館」では、現在、施設の老朽化に伴う大規模修繕や近隣の他の競合施設に負けないようリニューアルなどの課題を抱えておりますが、これらについても、まず議員の皆様にご理解していただけるような「経営改善計画」を示せなければ、事業着手は難しいと考えているところであります。

一方、ソフト面については、今年度、「御所の台ふれあいパークの活用に関する意見交換会」及び「御所の台ふれあいパーク活用意見交換会」を開催しました。この意見交

換会には、ハタハタ館、あきた白神体験センター、産直ぶりこ、地元ガイドの会の代表者、オートキャンプ場管理人、商工会、観光協会といった地元関係者をはじめ、町外からは、JRや県内バス事業者、観光DMO組織等の観光事業者の方々から出席をいただきました。

出席者からは、それぞれの事業所等における現状と課題をお話しいただくとともに、御所の台エリアの今後のにぎわい創出に向けて、通年楽しめる植物の植栽、ゴーカートやエア遊具の設置、ドッグランや芝生広場を利用した滑り台の導入をはじめ、ハタハタ館側エリアの駐車場トイレのバリアフリー化、コインシャワーの導入、道の駅指定など、様々な意見を出していただきました。

今後は、これらの意見を踏まえながら、ここのエリアのにぎわいづくりやここを訪れる皆様のサービス向上に繋げるという観点から検討を進め、エリア全体の集客力強化に向けた整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「道の駅に指定できないか」についてであります。 「道の駅」を所管する国土交通省能代河川国道事務所、秋田県道路課及び山本地域振興局建設部用地課へ問い合わせましたところ、「道の駅」として登録するには、利用者が無料で利用できる十分な駐車場と清潔なトイレがあること、それらを結ぶ主要な歩行経路がバリアフリー化していること、子育て応援施設として乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペースが備わっていること、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースが確保されていること、電話が設置されていることなどが必要とされています。また、駐車場とトイレ、ベビーコーナー、電話は24時間利用であることも要件となっております。

「ハタハタ館」には既に十分な広さの駐車場はあるものの、ハタハタ館内のトイレ等は24時間利用できませんので、駐車場横の公衆トイレが対象施設となりますが、便器の数も少なく全体的に老朽化していることから、「道の駅」の指定に向けては、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの確保をはじめ、24時間利用できる電話の新設やベビーコーナーの設置とともに、トイレの再整備が必要であります。

さらに、「道の駅」の認定では、「道の駅」相互間の距離について、休憩施設としての利用しやすさ、「道の駅」相互の機能分担等の観点から、既存の「道の駅」との距離が約10km程度離れていることが望ましいとされております。

秋田県が整備し、八峰町が管理を受託している道の駅はちもり「お殿水」と「ハタハタ館」との距離は、およそ6kmであることから、「ハタハタ館」が「道の駅」として

指定を受けるには、道の駅はちもり「お殿水」を道の駅はちもり「ハタハタ館」に変更するという考え方を秋田県に理解していただく必要があります。県の担当者からは、これまでに前例がないことであり、そういう方向で進める場合は十分な協議が必要であるという見解をいただいております。

「ハタハタ館」は、現在も一般的には「道の駅」として多くの観光客の皆様からご利用いただいているものと考えておりますが、名実ともに「道の駅」となることで、「道の駅」に関する様々な観光ガイドブックなどのマスメディアにも掲載されることから、より一層の認知度アップが図られ観光客の増加が期待できます。

さらに、あきた白神体験センター等多くの施設が集中しているこのエリアは、八峰町を元気にするための大きな拠点になるところであり、そのエリア全体から考えた場合、ハタハタ館を「道の駅」という思いも強くあります。

先ほど申し上げましたとおり、ハタハタ館を「道の駅」にするには、秋田県との協議をはじめ様々な課題がありますが、実現できた場合のメリットも大きいものがありますので、新たに整備しなければならない事業内容を精査しながら、今後、国や県の関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

2問目の「人口減少対策について」のご質問にお答えいたします。

1つ目の「これまで行ってきた定住対策のさまざまな事業について、いま一つ成果の出ないのはなぜか」とのご質問であります。 「定住奨励金給付事業」、「定住促進用空き家改修事業」、「住まいづくり応援事業」の「新築応援事業」などについては、一定の効果を上げていると考えております。

「定住奨励金給付事業」については、5年以上の町外での居住歴があるUターン者及びIターン者に対する給付金並びに移住のための住宅取得費及びリフォーム工事費の一部を助成する事業であります。平成23度から令和元年度2月期までで、169世帯、275人の実績となっております。

「定住促進用空き家改修事業」については、町内の優良な空き家を所有者から10年一括で借り上げ、リフォーム工事を行った上で貸し出す事業であります。平成27年度から令和元年度までの5年間で16戸を整備し、16世帯、42人が入居または入居が決定という実績であり、また、入居世帯のうち、子育て世帯は9世帯、33人となっております。

「新築応援事業」については、子育て世帯または高齢者等の親族と同居または同一敷地内で生活する「支え合い世帯」が、住宅を新築する場合に最大200万円を助成する事業

ですが、平成30年度が6件、令和元年度が7件、合わせて13件の実績となっております。特に「家を建てる」ということは、町への永住の意思表示でありますので、子育て世帯等の町内定着に繋がっていると思います。

現在策定作業を行っている「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「定住・移住対策」を「仕事づくりのための産業振興」、「少子化対策」及び「人口減社会への対応」と並ぶ基本的方向の一つと位置付け、「社会減の抑制」を重要業績指標に設定することとしております。今後につきましても、毎年度、施策の成果を検証するとともに、その結果を踏まえ関係施策の見直しを行いながら、定住対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

2つ目の「関東圏での企業誘致活動の内容は」とのご質問ですが、企業誘致活動については、秋田県と県内市町村等により構成される秋田県企業誘致推進協議会主催の「あきたリッチセミナー」や「秋田県・県内市町村と首都圏企業との懇談会」、「東海地区企業懇談会」へ参加しているほか、能代市山本郡の4市町と山本地域振興局とが連携して開催する「能代山本関東圏企業懇談会」に参加しております。

東京都内で開催される「あきたリッチセミナー」と「首都圏誘致企業懇談会」には、毎回、150社前後の企業から約200人を超える方々が、名古屋市内で開催される「東海地区企業懇談会」には、50社前後の企業から約100人の方々が出席しております。いずれの会議においても、まず、秋田県企業誘致推進協議会会長の佐竹知事が秋田県の企業活動やトピックス的なことを交えて開会の挨拶をし、続いて県の担当部長等が秋田県の企業誘致に対する優遇制度や秋田県内における高速交通体系などを説明した後に、秋田県内に進出した企業の社長等による講演会が行われ、最後に交流会が行われるのが通常の流れであります。

知事の挨拶、県の部長等の説明、県内に進出された企業の社長等の講演までは、私にとっての研修会、勉強会のようなものであり、その後の交流会からが私の活動になります。まず、交流会を始めるに当たっての会員紹介ということで、佐竹知事をはじめ出席した市町村長、金融機関、東北電力、NTTなどが壇上に勢ぞろいし、一人ずつ紹介されます。続いて懇談に入りますが、規模が大きい首都圏のセミナー等では、八峰町は三種町と藤里町と同じテーブルになり、県が案内し県がテーブルを割り振りした3町に関係する企業の皆さん、例えば3町出身の企業経営者等、3町に進出している企業関係者、3町に関心がある企業の方々との名刺交換や情報交換、八峰町のPRや意見交換などを

行うとともに、別のテーブルにいる私が知っている方々とも意見交換しております。交流会は1時間30分弱でお開きになりますが、中締め後に知事をはじめ出席した会員全員が出口に並んで、出席してくれたことにお礼を申し上げながらお見送りし、懇談会の終了となります。

能代山本4市町と振興局が連携した「能代山本関東圏企業懇談会」も同じような流れで進みますが、私にも挨拶や乾杯や中締めの役割が回ってきますので、出番がかなり多くなります。

私自身、現役時代にこの事業を担当したことがあります。企業誘致に対する考え方が大きく変わってきているように思います。かなり昔であれば、我が町への企業誘致という意識が強かったように思いますが、今は、攻めの部分では、秋田県と県内25市町村、金融機関等が、秋田県企業誘致推進協議会という組織の名のもとに、知事を先頭に一丸となって取り組んでいるという状況であり、守りの部分では、それぞれの市町村に進出されている企業の皆さんに、引き続きよろしく願いますという観点で情報交換しているという状況にあると思っております。

3つ目の「地域おこし協力隊の募集に積極的でないのはどうしてか」とのご質問ですが、地域おこし協力隊の募集につきましては、平成30年度に4名の応募があったものの、応募者が町が想定しているよりもかなり高齢であったことなどにより、採用には至りませんでした。

令和元年度においては、県の合同募集事業に参加し、求人情報サイトへの掲載や都内での合同説明会を行うなど、新規隊員の確保に努めているところですが、残念ながら現在まで応募がない状況となっております。

本町における地域おこし協力隊は、平成29年度の3名をピークに、任期満了による退任により減少し、現在は1名となっております。この方も本年度末で任期満了となります。

また、平成30年度決算特別委員会において、「地域おこし協力隊募集に当たっては、各課の課題を出し合い、その必要性の優先順位により、具体的な活動内容を絞って募集をかけることにより、応募しやすい環境を整えること」との付帯意見をいただいております。この意見を受け、町では、「地域ブランド化や地場製品の開発・販売・プロモーション、農林水産業への従事、通院や買い物のサポート等の住民の生活支援など多様な分野において、庁内全体で地域おこし協力隊の活動内容を掘り起こし、意欲のある都会の若者が応募しやすい環境整備に努めていく」との方針をお答えしています。

現在は、この方針に基づき、令和2年度の募集要項に反映させるべく、各課から課題の掘り起こしを依頼しているところであり、年度内に取りまとめることとしております。

3問目の「一般会計収支シミュレーションから見る将来運営について」のご質問にお答えいたします。

まず、当初予算に見る今後の町政運営についてであります。

先日の議会全員協議会においてお示しした財政シミュレーションのとおり、今後も行政サービスの水準を維持すると仮定した時、令和2年度から令和5年度までの財源不足額は約29億円となります。本年度末の財政調整基金残高見込みは約27億円でありますので、これは菊地議員ご指摘のとおり、令和5年度には基金が枯渇することを意味しており、そうなれば予算編成自体が困難な状況となります。

そのような事態にならないよう、今後の予算編成においては、歳出の見直しは避けて通れない問題であると考えており、その取り組みの一つとして、令和元年度予算において全ての政策的予算に3年間の終期を設け、事業の進捗状況や成果を評価しながら、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努める取り組みを開始しております。

いずれにいたしましても、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中で最大の行政効果が発揮できるよう、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現を図る予算を編成してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 8番議員、再質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） まずハタハタ館ですが、あらゆる分野で正に状況が厳しいと、こう今説明を受けました。このハタハタ館は25年以上、町の顔としてね、運営されてきました。簡単にこれをですね、売却とかそういう言葉は使いたくないんですが、役員の方9名いらっしゃいます。その役員の9名の方、同じようにこの状況というのを共有してらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 毎年度の決算前の役員会以外にも、9月期の状況がまとまった後とかそういう部分で説明しておりますので、状況は認識しておりますけれども、なかなか思うような形のご意見をいただけない状況が続いています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） この第三セクターということですね、95株主ね。1,900株ですか。

5万円ですよね。9,500万円。資本金です。これ、まあ単純に増資でもすればいいんじゃない

ないかと、こう思うわけですが、これもどうも1億円という税法上の壁があるようで無理だということでした。正に大変厳しい、打つ手がない、私はそう思ってるんです。今それこそ崖っぷちじゃないですかね。その点。

それからもう一点。毎年この決算出ますが、報告書、議員にも配られます。タブレット入ってます。これだけの企業がですね監査報告一つもないんですよ、会社の。ありませんよ、こういうの。どういう状況に考えているかということをやはり述べていかないと、それは改善しないと駄目ですよ。どうですか、町長。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 正に今、菊地議員がご指摘のとおり、今が一番、ここで方向を間違えばどうなるか分からないというか、かなり厳しいというそういうような状況であります。現実問題として、こう株主の皆さんの株券、1株5万円ですけど、そこの部分の価値を下げてる状態で、今借金はありませんけれども、その下げてる部分で経営を行っているというふうなそういう部分になります。で、その部分で、私としては今回、先ほどお話ししましたように初めてまず、まあハタハタ館、ハタハタの里観光事業株式会社の欠点なんですけど、経理する方がいない、それから事務的な部分をしっかりやれる人がいないという部分がまあ最初から感じていたんですけど、今回、どういう形で、なぜこういうふうな形になってるかという部分の原因は分かりましたので、その部分についての人員減と赤字部門を縮小することとか、そういう部分をトライしていきたいというふうに思っております。

で、監査報告、この部分についてのきちっとした意見書とかそういう部分、ない部分についてはご指摘のとおりです。株主総会の部分では、お定まりの形の監査報告はありますけれども、きちんとここの部分がこういう形だからこういうふうにしなさいとか、本来そういうふうな形であってほしいんですけれども、そういう部分についてはまだそういう、私自身の部分についてはまずそういう今現在はそういう形になっていません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 道の駅の答弁ですと、撤退したいとも考えているというような話を今日初めて伺いました。何かそれはどういう形の中で具体的に出てきたんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 正に先ほど議員が言われましたように、このままでは駄目になるという、まあ崖っぷちであるというふうなそういう気持ちの中で、今までのしがらみにとらわれないで、どうすれば収支のバランスがとれるのかという形の中で、例外はつくらないで検討してみたいという形の中から出てまいりました。その部分は、2人と、それから館長が毎週、毎日のように行っているというふうなことなので、まあ実質的には二・何人なんですけど、じゃあそこをどうするかの問題あるので、それはハタハタの里観光事業株式会社の社長としては、まず崖っぷちのこの部分についての改善策を考える時に、これも駄目、あれも駄目じゃなくて、まずこれが重荷になってるという部分を列挙することから始めましたので、その部分で出てきた話です。で、その部分を受けて、町長としては県から委託を受けてる部分でありますから、これをじゃあどうするかっていうのは今度町長としての考え方で、ここの部分については、まあ最終取締役会でハタハタの里観光事業株式会社としての決断をしなければいけませんけれども、その後の部分は町長として逆にいけば公募してやってもらおう企業を探すとか、まあそういう形になろうかというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） そういう中でですねハタハタ館への移転というような話がね、町長前向きにさっき答弁されました。そこまで答弁来ると思ってなかったんですが、この道の駅はやはり災害時にもね一次の避難場所とか、あるいは東日本大震災とかね新潟の地震、あるいは熊本の地震、その中継基地になってるんですね。非常に機能が幅広いんです。そして当町のお殿水見ますと、まずエリアが狭い。どこへ行ってもですね夜間でも休憩できる、そういう設備があります。全くありません。飲食店と、飲食の部分と、日中はあそこに休むだけです。スタンプの方はね何か24時間できるように屋外の方に作ってました。年間の売り上げ850万円そこそこですよ。今年度は分かりません。日本一売り上げの少ない道の駅ですよ。私はですね、これを10kmは、まあ当然エリアとして10km間は述べられたようになってますんで、まあ2つというのは当然考えられません。やはり移転なんです。そういうものをですね、前例がないと言いましたけれども、やはりこの際ですね、もう足を何度も運んで、それこそ誠意を尽くす。町の将来とね、ハタハタ館の、まあ極端な話、一発逆転に向けてですね、何とかひとつ頑張ってもらいたい、それをお願いしておきます。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○ 8 番（菊地 薫君） はい、お願いします。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど申し上げましたように、私も県庁職員でありましたので、一度やった部分に関してはなかなか抵抗感がある、そういう組織であります。エリア全体の部分、お殿水ができたところとその後が開発が進んだ今現状を考えた場合に、どこが中心地なのかっていう部分を考えれば、おのずとやっぱり議員がお答えなってる部分が正解の道だというふうに思います。そういう意味で私も難儀な道ではあると思いませんけれども、これまでの経験を生かしながら実現を目指してまいりたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○ 8 番（菊地 薫君） 一つ言い忘れたんですがね、ちょうど同じ時期に、平成5年にハタハタ館と、道の駅も同じあたりなんです。建設が。その際にですね、当初まあ私、議員成り立てでありましたけども、何でハタハタ館を道の駅にできないんですかと質問した経緯がございます。その際に、ハタハタ館は地域の整備事業、当時は自治省でした。その事業だそうです。道の駅は建設省ですね。ですが、当時は国土交通、いや、建設省ですね、当時ね。そういうことで一蹴された経緯がございます。ですからですね非常にそれが悔いが残る、そう思っています。1問目はこれでいいです。

○議長（門脇直樹君） はい。

○ 8 番（菊地 薫君） 2問目入ります。

○議長（門脇直樹君） はい。

○ 8 番（菊地 薫君） 先ほど人口減少対策ということで住宅の整備、縷々私も話しましたが、伺いました。確かにここにいろいろとこう事業の成果もね。私、否定してるわけではないんですよ。こういう現状がなかなか大きく改善されていかない旨ですね、当然、定住対策、あるいは子育て支援対策、それが不足してるんじゃないですかということをお願いわけですね。住宅のですね子育て世帯向け事業、先ほど200万円の補助でありましたよね。ただこれですね、町内の方が、まあ出ていくのを防ぐのも確かに定住対策ですね。しかし、入ってきた人ではないんですよ。言葉尻捉えて申し訳ないけども。そういう入ってくる事業をやらないと駄目だと思うんです。子育て世代の移住対策ですよ。新しい住宅を建てて云々でなくてですね、やはりそういう方向にやはり重点的に向かっていかなきゃね、人口増えませんよ。そう思っています。先の夕風団地の10棟事業ありました。地域活性化住宅と述べてますが、あそこのまあ全協等でも出たんでしょうけども、

あの家賃はそのまま、現状ではね。そして入居者もそのままです。であるならば定住化住宅のようなもんですよ。活性化住宅じゃないですよ、あれ。言葉は尻捉えで申し訳ないけども。それから、今回の中浜の整備事業。笠原議員が縷々述べました。確かに大変危険なこと、それも重々承知です。ただあそこから役場がね、こちらに移転になった時に、あの地域の方々の何というか、この商店街含めて寂しさね、悲観的な声、そういう声はずっと耳にしてきました。どういうにぎわいがじゃあできるんだろうか。ただセンター云々の箱物だけではない。であるならば、やはり子ども対象だろうな。となった時に、今回、庁内でもんだ事業ということで提案されました。私は「おっ、なるほどな」と。ところがそこに津波云々という危険性が指摘される。十二分に誰もが分かってます、これね。その対策をどうクリアしてあそこにその事業を持っていくかということをしてすね、それこそ真剣に私は考えていただきたいと思う。私は反対したくないんです、この事業ね。にぎわいはやはり出てきますよ、はっきり言って。この部門をです、今これを調査費20万円ついただけで、今年度、1年遅れるんですよ、事業やるにしても何にしても。急がなきゃ駄目なんです。ですから、私は町長が今議会に、全会一致でなくてもいいんじゃないですか。提案すれば良かったんでないんですか。どう思いますか、町長。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ありがとうございます。一番最後の方からお答えします。

もちろんこの直前まで、予算書一番最初できた時は入れてありました。けども、明確に反対された方もいらっしゃいましたので、その中で予算書としていきなり今議会の中で白黒をつけてもらう部分については、私のやり方とすればちょっとその辺が弱いところにして、もう少し一つ間を置いた方がいいだろうということで、企画財政課の人方には大変難儀かけたんですが。まとまった予算を一つとるということは大変な話でありまして、その作業をやらせてもらって今回の予算になったわけでありまして。もちろんあの場面で賛成者が多そうっていう部分の感じも分かったんですが、それはそれでそういう部分の考え方で、私はそういう部分について急がなきゃいけない話ですけども、ただ言われてる部分がやっぱり命に関わるというふうな形の部分なので、そこの部分は議論してからでないと強引には進められないなというふうな思いで、今回一旦間を置きました。

それから、子育てと定住の部分。外からまあ人を呼び寄せなきゃいけない。これはま

さしくそのとおりなんです、私自身がここに来た時に、例えば町営住宅の問題でも中に住んでいる人が外に出ていっている。そこの現実もあるわけなんです。外から、まあいろんな人と意見交換するんですが、その中で、移住とかその辺はなかなか難しいよっていう、都会の人はね。だけど交流はいいよっていうふうな、そういう話をしてくれる方々おります。全然分からない方が八峰町に来て、そして定住するという、それが一番いいわけでありましてけれども、それ以上、それも進めながら、まず中にいる若い人たちが住み続けることができるという環境整備する部分を私は優先させていきました。その意味で、町長なった途端に町外から入ってくれば15万円、一人で帰ってくれば15万円、それから家族で入ってくれば30万円という部分を廃止させていただきました。これ実績にはあげておりますけれども、ただその中身を見てみますと、若い方でなくて、年齢不問ですのでかなりの年齢の方でも帰ってくれば15万円というふうな形が、そういう部分がありましたので、私自身はそういう財源はもっと有効に活用できる道があるんじゃないかなというふうな形でそうさせていただきました。

それから、数ある子育て世帯への経済的負担の軽減とか、これはもう国が始める以前に何十年も前から県も含めてですけどもいっぱいやってきて、なぜ子どもが生まれないうのかなっていう部分に関しては、非常に疑問を持っています。その部分に関しては、いわゆる子どもを多くするというイコール将来の若い大人、若い大人がいるから子ども生まれる、そういう相関関係はありますけれども、その部分っていうやつはやっぱり大切にしなければいけないってことで、昨年から商工会と連携しながら今までのない形の結婚応援事業をやりましたけれども、それでもやっぱりなかなか効果が出るのは難しい。要するに、ここの部分のいろんなお金使ってやっていますけれども、この分野の取り組みっていうのはなかなか難しいというそういう部分なんです。で、その部分の原因は、町内のいる若い人方が若いうちに出会いの場が少ない。だから結婚しないでどんどん年齢が上がっていってしまうというその部分もあるので、私とすれば町内にいる若い人方が若いうちに出会いの場をできるような形のそういう仕組みを何とかつくりたいなっていう形で思っています。

それから、こう住宅の地域、町営住宅の部分については、やっぱり自治会の中に自治会の近くに建ててこそ、本当の意味のあの地域の活性化に繋がるんだと思います。単なる自治会の中心地から離れた所に建てても、その自治会の方々の意見からすると、やっぱりその中に入っていない。自治会の中に若い大人が入ってくることによって、その自

治会の活性化に繋がっていくと思いますので、そういう部分についてもやっぱり考えていかなきゃいけないなっていうふうな形で思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 議会の視察ですね、もう二、三年になりますが、長野県の下條村に出かけてきました。もう出生率が2.2に近い、そういう村でした。そして去年は清川村ということで、やはりそういう部分をですね、やはり私どもこう、私、議会で視察に行った経緯がございます。つまりそういう世帯を何とかして入れていきたい、そういう思いなんです。例えばですが、山本議員も以前質問しました。所得にとらわれない住宅、それが今の活性化住宅であります。しかしですね、基金の、要するに制約のない使い方、持ち出しでやるしかないんです、これね。制約受けなければ。今、これだけとは言葉は申し訳ないけども、基金のそういう前向きな利活用、活用するという観点から、町長はどう思いますか、この点。基金を使ったそういう住宅を建てる。移住・定住、子育て世帯の移住用の、受け入れ用の。そういう思いはいかがでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 財政調整基金とかそういう部分で。

○8番（菊地 薫君） そうです。

○町長（森田新一郎君） ええ、財政調整基金を活用しながら、いわゆる町営の住宅、公営企業法にとらわれない町営住宅を町の中に建てる。そういう部分については、ただそれよりも、予算挙げてませんけれども、中浜地区の中心部整備事業はそれに近いような形の中で、借りる、町営住宅新たに建てるにしてもそこは借りるわけですよ。借りるっていうことは借り主は出ていく可能性もあるわけですから、その部分よりもやっぱり定住に繋がるということで、持ち屋、持ち家、土地も自分のもの、家も自分のものっていうふうな形になると、より定住に繋がるなっていうふうな形で、山本議員の時にはそういう形で答弁させていただきました。町営でやるのはちょっと大変なので。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 企業誘致についてですね、普段ですね企業誘致という言葉が意外と話題にならないんですよね。町長の口からも出てこない、いろんな場面でもね。今回、予算編成の説明の中に4行、一字一句同じ、去年の説明と。載ってるだけ。そういうのだけなんです。だからね町長、この部分に関して、確かに縷々説明されました、長々と。ところがですね、どうもその誠意が伝わってこないんです。町長は長年県庁にお

られて要職におられました。トップセールスというのもですね、やはりできる方じゃないのかなと私は思ってるんですよ。いかがですか、その点。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 企業誘致の部分の活動については、昔と今でもの考え方がかなり変わってきてるように感じてます。今、100人規模の企業が八峰町に誘致するっていったような形になった場合に、昔はその部分の100人の働く従業員の確保できる時代だったんですけど、今はそういうことすらできない。それと企業誘致活動というのは、やってみた人は分かると思うんですが、会うこと自体が非常に難儀します。知事であっても副知事であっても。まず最初に東京にある企業立地センターっていう職員、あるいは本庁の企業誘致課の職員が、いろんなコネを通じながら企業訪問をして、そして秋田県に関心があるよって食いついてきたところだけをまず副知事、知事が行ってるようなそういう状況であります。私自身がこうテーマも決めないでこういろいろ企業回りしたとしても、なかなか効果出ないっていうのが今の時代の流れだと思います。で、そういう意味で、私の部分は雇用の場の拡大が目的であるので、地元企業の人方に大きくなってもらってその雇用の場の拡大を図ってもらうってことも、これまた企業誘致に代わる事業だと思って、そういう形でやっています。私自身が今トップセールスで、まあ何かのテーマがあってこれはっていうふうな形が、情報があってね、そこで行くのはこれはできますけれども、やっぱりその今ある数多くなる中で特定の企業を八峰町に連れてくるっていうのは、トップセールスとしても秋田県知事が行っても難しい状況なのに、なかなか難しいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○8番（菊地 薫君） 時間がありませんので終わります。残念です。

○議長（門脇直樹君） 大変いい質問でした。これで8番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は3月19日午前10時より開会します。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時42分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 4番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5番 須 藤 正 人

同 署名議員 6番 芹 田 正 嗣

令和2年3月八峰町議会定例会会議録（第4日）

令和2年3月19日（木曜日）

議事日程第4号

令和2年3月19日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第19号 令和2年度八峰町一般会計予算
- 第 3 議案第20号 令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 4 議案第21号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 5 議案第22号 令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第23号 令和2年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 7 議案第24号 令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第 8 議案第25号 令和2年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 9 議案第26号 令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第10 議案第27号 令和2年度八峰町下水道事業会計予算
- 第11 議案第28号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第12 議案第29号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第13 議案第30号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第14 議案第31号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第15 議案第32号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第16 発議第 2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 第17 発議第 3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について
- 第18 発議第 4号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書の提出について
- 第19 陳情第 1号 最低賃金の改善と全国一律性にすることを求める陳情
- 第20 陳情第 2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情

追加日程第 1 発議第 5 号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める意見書の
提出について

第 2 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第 2 2 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1 番 水 木 壽 保	2 番 山 本 優 人	3 番 奈 良 聡 子
4 番 腰 山 良 悦	5 番 須 藤 正 人	6 番 芹 田 正 嗣
7 番 見 上 政 子	8 番 菊 地 薫	9 番 笠 原 吉 範
10 番 芦 崎 達 美	11 番 皆 川 鉄 也	12 番 門 脇 直 樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 森 田 新 一 郎	副 町 長 日 沼 一 之
教 育 長 川 尻 茂 樹	総 務 課 長 佐 々 木 高
税 務 会 計 課 長 今 井 利 宏	企 画 財 政 課 長 和 平 勇 人
福 祉 保 健 課 長 堀 江 広 智	教 育 次 長 藤 田 吉 孝
産 業 振 興 課 長 成 田 拓 也	農 林 振 興 課 長 浅 田 善 孝
建 設 課 長 石 嶋 勝 比 古	農 業 委 員 会 事 務 局 長 阿 部 克 之
学 校 教 育 課 長 山 本 節 雄	生 涯 学 習 課 長 米 森 伴 宗
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 田 村 高 夫	あ ぎ た 白 神 体 験 セ ン タ ー 所 長 山 内 章
防 災 ま ち づ くり 室 長 内 山 直 光	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志	書記 船山厚子
-------------	---------

午前10時00分開議

○議長（門脇直樹君） 改めておはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっていた日程第2、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計予算から日程第11、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより令和2年度八峰町一般会計予算及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入についての審査と結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長水木壽保君。

○予算特別委員会委員長(水木壽保君) おはようございます。

3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計予算から議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について、審査経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月6日と9日の予算特別委員会分科会並びに12日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計予算、議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第21号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとなりました。議案第24号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第25号、令和2年度八峰町営診療所特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。議案第26号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第27号、令和2年度八峰町下水道事業会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとなりました。また、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

のでご報告いたします。

- 議長（門脇直樹君） 日程第2、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

- 7番（見上政子さん） 一般会計予算に反対の討論を行います。

国保会計で滞納世帯に対する支払い計画が不十分ではないか。資格証明書、短期保険証を発行している世帯は47世帯78人おります。分納の計画を立てるのは18世帯、資格証明書の発行を極力抑えるには、事情を聞いて直近……

（「議長、聞いた方がいいんじゃないか」と呼ぶ者あり）

- 7番（見上政子さん） 一般会計です。一般会計の税務課の方の仕事の方に私は反対の訴えをしております。会計の処理の仕方について、直近から分納を支払うべきではないでしょうか。そして、減免申請とか生活保護の手続を、窓口でこれを指導していくべきだと思います。18年からの国保税の支払いは、不納欠損になるはずですがけれども、22年前からのを支払っているのではないのでしょうか。国保税が高すぎるから払えない世帯のために均等割の廃止をすべきです。子どもが増えるたびに国保税が値上がりする仕組みを廃止すべきです。

また、教育委員会の方の放課後児童クラブについても反対をいたします。放課後児童クラブは、ランチルームではなく、施設を設けるべきです。コロナウイルス対策や災害時に安心して生活できるスペースを確保するべきではないでしょうか。働く保護者が安心して仕事に専念できるように、できたのが放課後児童クラブです。ランチルームにはランチルームの機能があり、立場が違います。

以上のことから、会計に反対をいたします。一般会計に反対をいたします。

- 議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。5番須藤正人君。
- 5番（須藤正人君） 一般質問で菊地議員から令和2年度の予算について質問がありました。本年度の予算が62億円くらい、そして令和2年度の予算も62億円台と。確か加藤町長の最後の予算組みは、57億円台でなかったかなというふうに思います。まあ財政調整基金、町村振興基金あるわけですが、5億円台で使われております。このままいくと、もうほとんど財調も町村振興基金もなくなってしまうと。また合併の話が出てくるのではないかなと、非常に危惧しております。持続可能なこの八峰町をやはりつくっていくためには、この財源というものをある程度確保しておいて、そして予算組みをしなければ

ばならないのではないかなというふうに思っております。確かに1期目ということで、あれもやってあげたい、これもやってあげたいという町長の気持ちは分かるわけですが、しかしながら、やはりこれからの財政というものを考えていくと非常に厳しいということで、慎重にですねこれからお金を執行していただきたいというふうに思います。

私は本予算には賛成いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかにありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 反対の立場から討論いたします。

今年度からジオパーク推進協議会が町の方に事務局が移って、いよいよ本格的に事業推進することになったわけですが、予算特別委員会の全体会でも質問しましたが、一体何の事業が核になるのかよく分かりませんし、真新しい事業もありません。ほとんど義務的経費で占められております。本当に世界ジオパークを目指す意欲があるのか。非常に積極性もない。そしてまたジオを、ジオパークの事業が観光ではないという考え方が非常に多いようですけども、ジオというのは土地の大地の歴史を見るということで、その国の昔、まあ誰が言ったかちょっと忘れましたが、観光とは国の光を見ることである。その観点からすれば、やはりジオパークというのは観光にほかならないわけです。ですから、もう少し事業の予算そのものというよりも、事業そのものを、どういう事業をやっていくのか、町としてどのように打ち出していくのか、ここが非常に弱いと思います。

それから、まあ小さな事業ではありますけどもチャレンジデー、これ毎年漫然と行っておりますけども、本当に健康寿命を延ばすことに繋がっているのか。この事業の効果の検証というのもしなされないまま、毎年漫然と行われております。そして、日本財団からの補助金が実行委員会の方におりるということで、こういうことから考えても、事業の妥当性と、あと透明性に疑問を感じずにはられません。

以上の観点から、令和2年度の一般会計予算に反対します。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の新年度予算、まあそれぞれ行政のトップクラスの連中が頭をひねって最終的にまとめ上げた予算案であると思います。この予算というのは、ほかでもない、町民が1年間安全・安心で暮らしていくための必要最低限の予算だと思います。これを4月1日

から速やかに実行するためには、何としても本議会で可決をしていただかないと困るわけであります。予算の全体会においても、おおむねそれぞれの特別委員会で可決すべきものと委員の皆さんが判断をいたしました。やはりそういった大勢の意見というのは、尊重されるべきであります。中には、今、反対討論されたような問題もあるかとは思いますが、その都度協議をしていくこともまた必要ではないだろうかというぐあいに判断をいたします。今、町民生活を向上させるための予算を通さなければ、どういうことになるのでしょうか。やはり今議会できっちりと可決をして、新年度、新しい気持ちで1年間迎えていくと。その中でまた反省すべきところは反省し、盛り込むところはまた盛り込んでいくというようなことが必要なのではないのでしょうか。

というようなことから、私は、全体会あるいは特別委員会で皆さんが討論してまとめ上げた本案を支持し、賛成いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定特別会計予算に反対をいたします。

資格証明書の発行は、税務課の会計から滞納世帯に行うものですが、どうしても100%窓口で支払うのが困難と考え、受診をためらってしまいます。短期保険証と資格証明書を持っている世帯は、行ったり来たりの状況だと思えます。重篤にならないよう、また、病気を苦にして自死行為に陥らないよう、まず資格証明書の発行はやめよの発信をすべきではないのでしょうか。ワーストワンの横浜市は、長年、資格証明書、短期保険証を発行していましたが、何のメリットもないことに気がついて全部廃止して、全世界帯に保険証を発行したのがつい最近です。高齢者の病気による自殺が増えています。是非

考えていただいて、この施策をとっていただきたいと思いますので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険事業勘定特別会計予算に反対をいたします。

介護保険の普通徴収は、184人います。つまり年金が年18万円未満、月1万5,000円未満、または、この人たちは無保険または天引きができないので納付書で支払います。滞納は2年時効ですが、保険料を払ってサービスを受けることができるでしょうか。非課税世帯に対するサービスをもっと広げるべきです。例えば、おむつの補助が所得制限なしで一律5,000円が値下げされました。この制度は、おむつを買う人が大変だという非課税世帯中心の制度ではないでしょうか。これが貧困者も金持ちも制限なしのおむつの支給です。介護1・2は半額に、4は1,000円引き下げられ、介護5は他市町村は6,000円を超えているのに、そのまま5,000円になっています。介護2の人は、近所で聞いたんですけれども、6,000円は超えると家族の人が言っています。非課税に対するサービスの補助は様々ありますけれども、もっと非課税世帯を対象に2割、3割の補助が必要ではないかと思います。

以上のことから、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計予算について反対をいたします。

75歳以上の保険事業ですが、やはり普通徴収は167人います。平成30年、普通徴収の滞納者がいるようです。どんな丈夫な健康な人でも、75歳を過ぎると病気と付き合うことになる人がほとんどです。団塊の世代がこれから入ってきます。国保と違って一部医療費負担減免制度はなく、保険料の減免制度も難しくなっています。それに2割負担になります。こういう制度は見直していかなければなりません。この制度に反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 沢目財産区特別会計に反対をいたします。

風力発電の土地貸付料が増額しています。予備費が前年度予算より1,033万9,000円増えています。風力発電の建設は、陸上の場合、住民とあまりにも接近をしています。2,000kW以下は影響はないのですが、3,200kWのポンポコ山からの風力発電は、0.9から0.16%の人たちが影響が出るのではないかとという低周波音の心配があります。土地貸付面積は少しずつ増えていきますけれども、建つのか、建設される、貸す側の人たちには、この面積についてはあまり関係はないのではないのでしょうか。どういうものが建つか、本当

に吟味にしなければならないと思います。巨大化の風力発電は、広範囲に影響が出ます。そのようなことを考えますならば、影響調査をする、具合悪い人には原因を調べるためのいろんな機械の購入するなど、あらゆることがあってはいいのではないのでしょうか。

そういう意味で反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私は賛成の立場で討論いたします。

沢目財産区の予算のほとんどは、土地の貸付等に対する支払い等が主なものでありますし、また、立木の売払いの代金等の支払いが主な会計内容であります。他人から土地を借りれば、借り賃を払うのは当たり前のことであります。そのような内容の特別予算でありますから、政策的な予算というのはほとんどこの中には盛り込まれておりません。これができなければ、土地を貸しておる地権者、あるいは木材を売払いした関係者等には、収入が入っていかないということになるわけでありますから、大変へんてこりんな予算になってしまうと思います。この予算を可決しなければ、これを当て込んでおる自治会の方々、大変な迷惑を被ることになりますので、私はこれに賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第8、議案第25号、令和2年度八峰町営診療所特別会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第24号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算と日程第8、議案第25号、令和2年度八峰町営診療所特別会計予算については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号と議案第25号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号と議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第26号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 簡易水道事業会計に反対をいたします。

特別会計から離れて公営企業会計になり、条例では民間委託にならないと賛成はいたしましたけれども、包括委託事業が行われると説明を受けました。小口の事業者は年間200万円まで、事業者に委託するとあります。委託された事業は、故障箇所を役場に届けて許可を得て、役場はこれを委託する。現場にはほとんどかかわらない。企業会計なので、上半期、下半期の会計報告をつくるのが精いっぱいではないでしょうか。企業会計は利潤を求めます。大変な業務だと思います。能代市と湯沢市が行っているようですが、どうして八峰町なのでしょう。能代市と隣接しているからなのか、ひいては国で出しているように、一括委託共同発注の例に八峰町が載っていますけれども、県が受託した事業者を請け負う、こういう仕組みが見えてきました。この企業会計の仕事は、公共の仕事には合わないと思います。

これをもちまして反対をいたします。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第27号、令和2年度八峰町下水道事業会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 下水道会計事業も、簡易水道と同じように企業会計になっております。事務が非常に複雑になります。正に利益を生み出すための会社員的な役割を公務員が果たさなければなりません。利益を出すあまり、住民サービスが低下するのではないのでしょうか。簡易水道の例と同じように、この意味で私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第29号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第29号、八峰町教育委員会委員の任命についてをご説明いたします。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

1. 住所、八峰町峰浜石川字石川455番地。

氏名、福士保洋、昭和44年12月9日生まれ。

提案理由でありますけれども、八峰町教育委員会委員の福士保洋さんが令和2年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

この福士保洋さんは、現在も八峰町の教育委員会の委員を務めてる方でありまして、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第29号を採決します。この採決の方法については、八峰町議会会議規則第81条の規定により無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことに決定しました。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。
次に、立会人を指名します。
八峰町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君の3名を指名します。
投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(門脇直樹君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対1票、反対のうち白票ゼロ票です。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第29号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(門脇直樹君) 日程第13、議案第30号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により徐斥に該当しますので、芹田正嗣君の退出を求めます。

(6番 芹田正嗣君 退出)

○議長(門脇直樹君) 当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第30号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてをご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員の選任について、八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は、八峰町峰浜目名瀉字岩子38番地。

氏名は、芹田正嗣さん。昭和23年3月30日生まれの方です。

提案理由であります。八峰町沢目財産区管理委員の鈴木一彦氏が令和2年3月31日で辞任することから、関係地区に推薦を求めたところ芹田正嗣氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

芹田正嗣さんは、このたびの岩子郷中の役員改選におきまして、総代に選任された方です。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 町長に考えを聞きたいと思いますが、管理会の推薦があったにしてもですね、町会議員という立場でこの管理委員になるということは、町の執行事務関係においていろいろ支障があるのではないのかなというふうに、過去にもそういう議員もいたようではありますが、やはり議会の議員の立場と管理者という、まあこの今回の管理者という立場とは、違う人になるべきものではないのかなというふうに感じるわけです。その辺の考え方を説明ってどうか、まあ教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この沢目財産区の管理会というのは、いわゆる各沢目地域の郷中の総代の方々に構成されております。したがって、その町議会議員が郷中の総代になった時でも、やはりその部分で管理委員として選任されているのが通常だと思えます。で、この中でいわゆるいろんな問題話し合われるんですけど、その中で一人の人が町議会議員、まあ今回もう一人の人がそういう形になってますけれども、そういう方になったとしても、通常のもう町の政策的な部分とは特別関係しない部分がほとんどでありますので、そういう部分では問題ないかと思っております。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ政策的に問題ないという考え方ですけども、私自身はですね、まあ八峰町の中に、まあ旧八森と峰浜の立場というか、その財産の違いというのはあるわけですけども、旧八森地区は財産区ってないわけですよ。全て町でやった。旧峰浜地区は財産区っていう組織があって、その地域内に財産を残してるわけですね。で、その

財産の分配が、売れば、仮に山を売ると95%が財産区に入って、町に入るのは5%だと。おかしいでしょうと、前々から思ってるわけですが、仮にこのパーセンテージを95でなくて、まあ90でも80でもお願いするという立場が議員だと思うわけですよ。やはり財産区ばかりに収入が入って行って、町にはたった5%の事務手数料ぐらいしか入らないような状況ではですね、私はおかしいのではないかと。それをお願いする立場が議員だろうと、町だろうというふうに思うわけですよ。そういう立場の人が相反する、同じ、受け手と出し方というふうな状況ではですね、私はちょっといかなものかなと思うわけですよ。その辺もう一回返答ください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この沢目財産区っていうのは、八森地域の分収林とまた違う形で行われてまして、例えばその財産区の中に、こう今、立木が、まあ木が売れてますけれども、そこの手入れもみんなそれぞれの郷中でですか、まあそういうそれぞれの郷中の所で手入れしている部分で、まあいわゆる95%と5%の5%は、いわゆる本来、沢目財産区独立してやればいいんですけど、まあいわゆる町の方でやってほしいという部分の事務手数料的なことで考えていただければいいかと思えます。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ3回までですからこれで終わりますけども、仮に財産区に入った収入、その使い道まで町としては把握してるのかどうかっていう問題もあるわけですよ。例えば何千万という金が入ってるわけでしょ、その財産区においては。で、それがその地域のまあ公共的なものにちゃんと使われているのかどうか、それすら私ら議員としては全く分からないわけですよ、中身。どういうふうに使われているのか分からないままでは、私はちょっと不安だなというふうに思うわけですよ。その辺どうですか。町として使い道ちゃんと把握してますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町として、例えば私も水沢郷中の中なんですけれども、その郷中の中でいわゆるどういうふうに使われるかというのは、それぞれの郷中に協議会という部分があります。そして総代がいて副総代がいて、いろんな役員の方々もいるんですが、そしてそれぞれの郷中で予算を立てて、その住民に対しての総会やって決めてる話ですから、町の部分でその中身の部分言うようなそういう関係ではないと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 反対するものではありませんけども、今、山本議員の言ったことがもっともだと思うんですね。例えば予算の中に財産区の予算が出てきて、財産区の財産を売った時に町に入ってきて財産区にまたお金が行く。こういう事態が議会にかかるわけですね、関わる問題。その財産区のトップが議員であると。でしょう。結局、財産区の者、まあ委員、理事ですね、理事でしょう。それを、その町で受けたものをまた受ける、もらうところの人が、理事が議員だと。これ私ね政治倫理にもね、今の政治倫理、これにもちょっと抵触するのではないかなというふうに思うわけです。最近政治倫理についてあまり議論もしなくなりましたけども、まあ議論の中では八峰町商工会の理事もなれないことになってるんです。商工会の理事になれないですよ、議員が。それがお金をやりとりするその理事に議員がなれる。非常に矛盾してるんですね、よく考えると。まあそのままずっと来ましたが、鈴木一彦さんも財産区のその理事、でしたね。その時は議論しないで来ましたが、今、山本議員がお話しするのは、意見を述べたのはもっともで、これ政治倫理条例にね抵触してるんじゃないかなというふうに思うんです。町長、どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

.....
午前10時50分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 財産区というのは、地方自治法上、特別地方公共団体というふうな形に位置付けられてまして、ここの部分については独立性が認められてます。したがって、たまたまその事務手続等の部分を役場で手伝ってますけれども、ここの部分については、大久保岱、岩子、それから目名湯、水沢、水沢が大きいので2つ、2人ですけど、あとは沼田、田中と高野々はどちらか1つということで、その中の管理委員で、管理委員がイコール水沢郷中以外は全員が総代がなることになってきてます。そういう形で合議制で議論しながら、その代表の方は今回また新しくなりましたので選ばれますけれども、これまでは一番大きい水沢郷中の総代がその管理委員会の委員長として、私はその管理者というような形のそういう立場で運営してる会でありますので、まあ政治倫理規定の部分はそれは議会の方にお任せしますけれども、役場とすれば独立性が認め

られているそういう部分の事務等を、会計等をお手伝いしてるというそういう認識であります。したがって、そこの中に、まあ総代がたまたま町議会議員であるという形の中で、今回推薦お願いしているわけであります。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） あのね、そのまあ財産区の中で総代が理事になるとかそういうのは、そっちの決め方、そちらの都合でそういうふうになってるんです。ただ、この審議、財産区の売り払った時、そして財産区にやるお金、これ議会通らないと駄目なんですよ。議会に出てくるんですから。そういう形の事項であるべきものを、議員が理事になってる、自分で自分のことを決める。まあその都度退席すればいいんでしょうけども。それをね、ちょっとやっぱり考えていく必要があるのではないかな。これは我々議員としても、もう一回話し合いたいと思いますが、まあ今回賛成します。賛成してきたんだから、今まで。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、須藤議員から賛成っていうようなことではありますが、何か煮え切らないような賛成でちょっと面白くないですが……

（「不満だらけだ」と呼ぶ者あり）

○11番（皆川鉄也君） やはり今までですね行政協力員、いわゆる部落の自治会長さんが管理委員に当たってきて、それをずっと今まで慣例として認められてきたんですね。それで今、芹田さんの所であれですが、一彦さんも前は町議会議員でありましたし、ずっとそういう形で、峰浜の時代から村議会議員の方々が郷中の総代さんやった時は、全部その方々が財産区の管理委員となって、もちろん特別会計あるわけですから議案としても提案されますし、討論なり論議もした経緯もある。ただ、財産の問題ですので、当該地域の首長でないと財産の云々は決断できないわけなんですよ、会議に来て。私が総代でないのに勝手に水沢郷中の財産のことについて賛成反対だというような決断を下せないの、今まで自治会の長が代表としてここに来てたというような内容だわけでありまして。ですんで、これまた、これはうちの話になりますけども、政治倫理にどうこうというのであったら、もう一度政治倫理の討論をみんなで深めてみればいいんじゃないかなというぐあいに思います。いずれにせよ、財産区の管理委員会をやっていく関係上、地域の代表者でないとなかなか財産に関しての決断は難しいだろうなというようなことで、今までの流れで私はいいいんじゃないかなと思うんですが、今言ったような、もちろん議会にかかるわけですから、その

付近は政治倫理の部分で後でみんな協議したらいいんじゃないかと思います。

○議長（門脇直樹君） 皆川議員の提案のように、後で議員懇談会の場にこの問題を挙げて皆さんと協議したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

休憩いたします。11時5分まで休憩といたします。

（6番 芹田正嗣君 入場）

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時03分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第31号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それでは、議案第31号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について、ご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例

第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は、八峰町峰浜水沢字水沢66番地4。

氏名は、阿部富廣さん。昭和27年10月22日生まれです。

提案理由であります。八峰町沢目財産区管理委員の大高忠生氏が令和2年3月31日で辞任することから、関係地区に推薦を求めたところ阿部富廣氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

阿部富廣さんは、このたびの水沢郷中の役員改選において、総代として選任された方です。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15、議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により徐斥に該当しますので、笠原吉範君の退室を求めます。

（9番 笠原吉範君 退出）

○議長（門脇直樹君） 当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてをご説

明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は、八峰町峰浜水沢字下カッチキ台86番地。

氏名は、笠原吉範さん。昭和32年2月3日生まれです。

提案理由であります。八峰町沢目財産区管理委員の鈴木孝夫氏が令和2年3月31日で辞任することから、関係地区に推薦を求めたところ笠原吉範氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

笠原吉範さんは、水沢郷中の役員改選におきまして、資産管理の会計を担当することになった方であります。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

休憩いたします。

（9番 笠原吉範君 入場）

午前11時08分 休 憩

.....
午前11時08分 再開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、発議第2号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論ある。もとい。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） あっ、訂正します。

○議長（門脇直樹君） 進行いたします。

これより発議第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、発議第3号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 介護従事者だけがですね特定賃金にするということは、まあ給料を上げれということの意味ですけども、これについてはですね、介護従事者の給料を上げるってことは介護費用が上がるということに結びつくわけでありまして、そういうことをしたらですね、結局は自ら介護される側の負担が増えるということになるわけです。それに対して、やってくれということはおかしいのではないかと思いますから、議会として意見書を出すのは反対します。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第18、発議第4号、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 先ほどの案件でも言いましたけども、陳情書の中の2項目に、介護従事者の賃金を大幅に引き上げると書いております。予算の裏付けもないまま、ただ上げるということでもあります。

今朝来る途中で調べてきたんですがね、介護士の年収478万5,000円であります。で、女性の職種別年収ランキングでいきますとですね、第4位であります。こんなに低いということでもない状況の中で、何でここだけ上げれというふうになってくるのかなってというのが納得できません。私が思うには、大きい病院とか大学病院、そういう所はです

ね救急搬送とかそういう夜間のケアプランとかいろんなかなりハードな仕事があるだろうと思うわけですが、その人方が言うには分かりますが、介護全般を言うとですね、民間のケアハウス、そういうふうな所もあるわけで、そちらの人方に勤めてる人は、残業もないし、夜間泊まりもないわけです。そういうふうな状況が違う中でですね、一律同じような賃金を大幅に上げるということ自体がおかしいというふうに考えます。と同じく、介護の料金が上がってしまうので、私は反対します。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、陳情第1号、最低賃金の改善と全国一律性にすることを求める陳情を議題とします。

本件については、3月4日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

3月4日の定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情を、3月9日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、賃金の大幅な引き上げにより、地方の企業者の経営が成り立たなくなるという反対意見もありましたが、全国一律性の賃金にすることにより、地方に人を呼ぶべきという声が多数を占め、賛成多数で採択と決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はしばしお待ちください。

これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この陳情に対して反対をいたします。

これそのものはですね全国一律、まあ仮に1,000円にしたとして、八峰町の最低賃金1,000円になればですね東京の方は1,500円になります。こんなことをしてれば、いたちごっこであります。もぐら叩き、要は、どこかが上がればどこかをまたつぶすために叩くというふうに、必ず一方が上がればほかが上がると、これは需要と供給のバランスであります。ですから、そういうふうな無駄なっていうか意味もない賃金の引き上げはおかしいと。それと、農業の野菜を例に例えればですね、東京で1,000円しているものが、都会の農業者は1,000円そのままに経費かからず、運賃かからず売れますが、田舎の八峰町の野菜、同じ土俵で競走するとすればコストを下げざるを得ないわけですね。そうすると、運賃、人件費が800円でないと東京まで物を持って行って同じ1,000円には売れないということになるわけです。同じ1,000円の賃金であれば、八峰町の野菜が1,200円で売ってもらわないと間に合わないわけですよ。そういうふうなことから、地域にとってはこの値段というのは価格差があってしかるべきでありますし、賃金の上げ下げっていうのは企業の経営者の能力にもよるわけでありまして、全国一律するなんていうナンセンスな話はおかしいということから、私は反対します。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は、この陳情に賛成の立場から討論いたします。

まず、最低賃金の引き上げを円滑にするために中小企業・小規模事業所への特別の補助を行う、これを整備するということをやっていますので、事業主は安心して最低賃金を引き上げることができます。で、地方格差は広がって過疎自治体から若者がいなくなっております。賃金を引き上げるとは、あらゆる相乗効果を生みます。若者、家さ戻れ。これはまず実施しなくてはいけないと思います。この家さ戻るには、やっぱり賃金を上げて生活できる、こういう実態を示していくことが大事で、まず今のその地方自治体の大きな問題は、高齢者を抱えて、この高齢者をいかに生活していけるために経費をつぎ込んでいるか、これ、ここに若者が入ることによってこの分が町の財源的にもかなりの余剰を生むと思います。そういう意味でも、まず賃金を上げて若者や東京に行った人はまず家さ戻れと、それで、じいさんばあさんと一緒に暮らして、町の中でいろんな物を買って生活してほしい、これが基本ではないかと思いますので、賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第1号、最低賃金の改善と全国一律性にすることを求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は採択とすることに決定されました。

日程第20、陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情を議題とします。

本件については、3月4日、委員会付託となっていましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。山本教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（山本優人君） 報告いたします。

3月4日の定例会において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情を、3月9日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、教職員の健康に関わる問題であり、採択すべきとの賛成意見があったものの、1年単位の変形労働時間制を導入するための給特法一部改正法が国会において既に可決されており、県としても国の指導に従わざるを得ない状況を鑑み、この陳情については賛成多数で不採択と決定いたしましたので報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はしばしお待ちください。

これより陳情第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 公立学校に「1年単位の変形労働時間を」ということで、この陳情に賛成をいたします。

教員の変形労働制というのは、国際基準でILO、ユネスコ勧告で違反とされています。

す。その勧告で違反されたその89条には、教員の1日及び1週間当たりの勤務時間は、教員団体と協議して定めるものであるということですが、これは条例で決めるということになっております。これは違反と指摘される一番大事なところではないかと思えます。そしてその勧告の違反の79条には、教員の社会的・公共的生活への参加は、教育への人間的発達における利益教育事業の利益及び社会全体の利益という観点から奨励されなければならないとされています。その日の疲れはその日に解消しなければ、たまるばかりです。それなのに変形労働制は、繁忙期の疲れを夏に癒せという、人間の生理に反しています。しかも、教員の疲労は深刻です。変形制のようなまよかしの制度ではなく、労働安全衛生法にも則ったものでなければならないと思えます。条例で決めるということはとんでもないことですので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。

陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定されました。

○議長（門脇直樹君） 暫時休憩いたします。

午前11時27分 休 憩

.....
午前11時27分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配信しました追加議案日程表のとおり案件が提出されております。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第5号、最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) この発議第5号について反対いたします。

先ほども言いましたように、賃金というのがその地域の経済状況によって決めるべきものであります。そうしないとですね、先ほども言いましたように、こちらが1,000円なれば東京は1,500円になる、こちらが2,000円になれば東京が2,500円になるというふうなところで同じ状況が続くわけです。田舎と東京が同じ賃金になるということはありません。それは都会と地域の経済格差によって生じる話でありますから、ならない話をここで議会が意見書を出すというのは反対いたします。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 意見書の提出に賛成をいたします。

これが個人の企業、零細企業でこれを賄うことは大変です。そのためにも国の方にこの特別な補助をお願いします。こういう意味からのお願いでもあります。そして、その賃金格差を減らすことによって地域が活性化する。これは当然のことです。とにかく若者がいません。この若者を呼び込むためにも、賃金の最低賃金を引き上げて地元で働いてもらう。これで人口も増加してきます。これを、この地域の疲弊を解消するためにも、是非これは国の方に意見書をあげていきたいと思っております。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立少数です。したがって、本案は否決されました。

(「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 休憩いたします。

午前11時31分 休 憩

.....

午前11時32分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和2年3月8日峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時34分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 _____ 門 脇 直 樹 _____

同 署名議員 7 番 _____ 見 上 政 子 _____

同 署名議員 8 番 _____ 菊 地 薫 _____

同 署名議員 9 番 _____ 笠 原 吉 範 _____